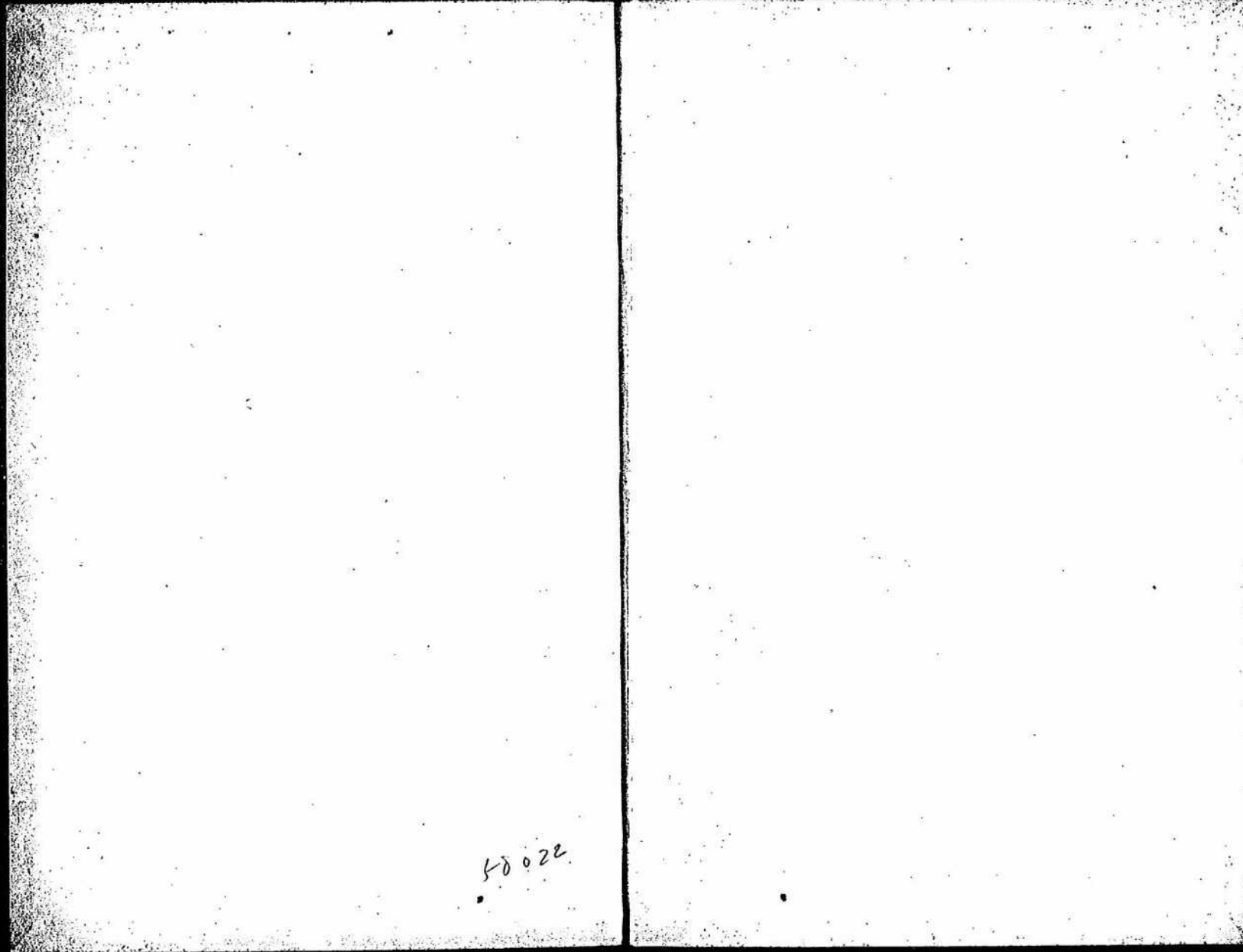


昭和七年版  
南洋群島要覽  
南洋廳

內閣文庫			
函	五八〇三	和	書
架	一冊	號	類





58022

297  
5822  
19

昭和七年版

南洋群島要覽

南洋廳



目次	二
第一章 委任統治の由來	一七
第二章 委任統治條項	一九
第三章 「ヤップ」島其の他に關する日米條約	二三
第四章 氣象	三三
概説 氣象觀測 氣壓 氣温 濕度 風向及風速 雨量 暴風	三三
概括	三三
第五章 種族及風俗	三五
第一節 種族 總説 「チャモロ」族 「カナカ」族	三五
第二節 風俗 服裝 食物 住居	三五
第三節 社會的事務 人文的觀察 社會的組織 經濟的生活一般 人情 言語	三六
第六章 戶口	三六
第一節 戶口の概要 島民 邦人 外國人 戶口調査に關する施設 島勢調査	三六
第二節 統計表 密度 戶數 人口 職業別人口 年齡別人口 邦人本籍別人口 外國人國籍別人口 出生死亡 死亡者年齡別 移住退去人員 人口累年表 出生死亡累年表	三六
第七章 行政	三五

第一節 沿革	三五
第二節 南洋廳	三五
第三節 行政區劃	三七
第四節 所屬官署	三七
第五節 行政系統 職員定員	三八
第六節 地方行政 村史 在鄉軍人兵種別	三九
第八章 警察	三九
第一節 南洋廳設置前	三九
第二節 南洋廳設置後 警察職員 警察官署	四〇
第三節 警察取締 渡航及居住者 銃砲火藥類 酒類 麻藥 鴉片 出版物 集會 結社 工場其他 劇場演劇 寄附金募集 交通 漁業 藝妓 酌婦 代書業 其他 消防 表一檢疫 火災 變死傷 警察取締ニ關スル諸營業其他外國旅券下付人員	四一
第四節 犯罪	四二
第九章 衛生	四二
第一節 衛生狀態	四二
目次	三

目次

第二章 地方病 ..... 二六

第三章 傳染病 ..... 二六

第四章 衛生施設 ..... 二六

    醫院機關 防疫 種痘及健康診察 癩癬癰疽 學校衛生施設  
    地方病其他調査研究 其他の施設 表一 醫院別患者表及病  
    類別表 入院患者表 ..... 二四

第十章 司法行政 ..... 二六

第一節 沿革 法院制度 法院職員 適用法規 取扱事件數 ..... 二六

第二節 刑法 ..... 二七

第十一章 教育 ..... 二七

第一節 沿革 教育制度 小學校 公學校 木工徒弟養成所 ..... 二七

第二節 教育の狀況 小學校 公學校 木工徒弟養成所 教育會 表一 小學校及  
    宗教學校及教育協會 恩賜財團養育會 表一 小學校及  
    公學校學級職員及兒童數 小學校卒業生數 木工徒弟養成所學  
    級職員生徒數 私立學校表 公學校寄宿舎宿兒童數 ..... 二五

第十二章 宗教 ..... 二八

第一節 沿革 ..... 二八

第十三章 社會事業 ..... 二九

第二節 基督教 基督教の狀況 基督教の効果 表一 教會師及信者數 宗教學校教  
    師及生徒數 ..... 二九

第十四章 産業 ..... 二九

第一節 概要 ..... 二九

第二節 土地 官有土地貸下面積 ..... 二九

第三節 農地 農耕地と農民 農業の現狀 畜産 病害蟲 表一 耕地面積 農  
    業戸數 農産物 家畜及家禽 ..... 二九

第四節 概説 甘蔗栽培並製糖の狀況 ..... 三〇

第五節 商業 物價 勞金 工業 工産物 手藝品 酒類製造量 貿易 ..... 三〇

第六節 概況 椰子 其他の林木 ..... 三〇

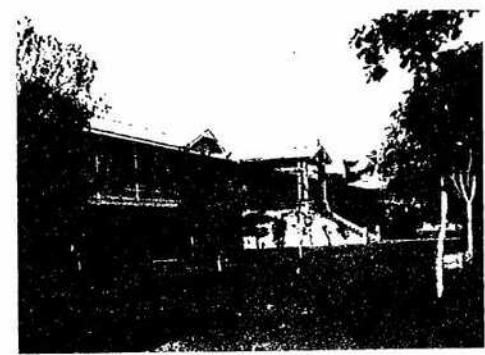
第七節 水産 漁業 製造業 養殖業 ..... 三〇

第八節 現狀 其他の礦物 ..... 三〇

第九節 産業施設 農業 糖業 商工業 林業 水産 産業試驗場 水産試驗場  
    品評會共進會其他 殖民地區劃選定 土地調査 森林經營調  
    査 物産陳列所 ..... 三五



目次	六
第十五章 電氣	三三
第十六章 交通々信	三六
第一節 道路	三六
第二節 港灣	三六
第三節 鐵道	三六
第四節 海	三七
軌條及諸車表	三七
命令航路 交通港取締 表—主要局間距離 出入船舶 乗降 人員 船舶舟艇運賃表	三七
第五節 航路標識	三三
第六節 通信	三三
通信機關 郵便業務 爲替貯金業務 電信業務 電話業務	三三
第十七章 金融	三九
第十八章 財政	三九
第一節 歲計	三九
第二節 歲入	三九
第三節 歲出	三九
特別會計	三九
租稅	三九
租稅外收入	三九
附圖 南洋群島地圖 (距離入)	三八



南洋廳々舎

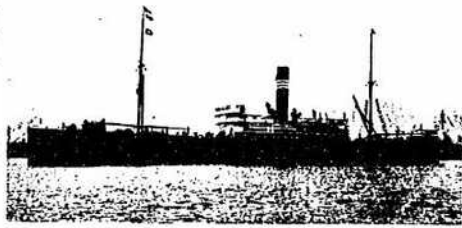


南洋廳々舎全景

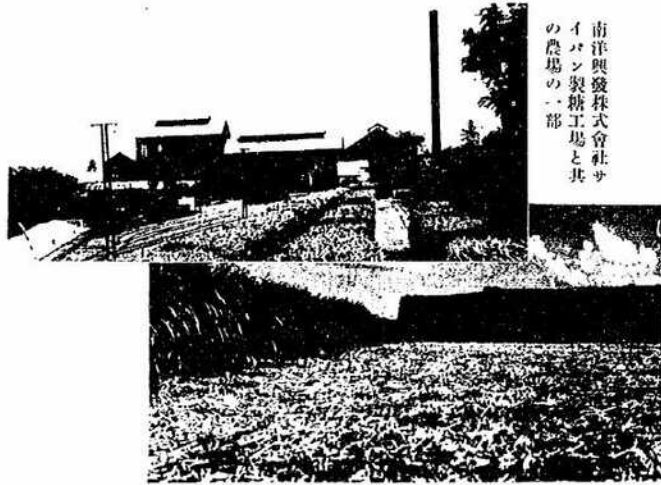


南洋廳サイパン支廳正面

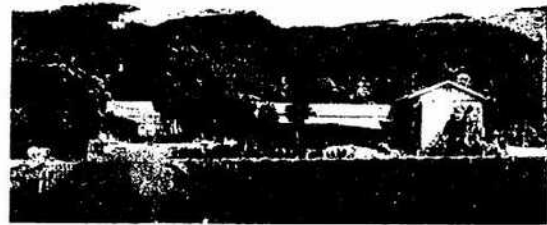
昭和七年十一月より就航した  
横濱丸(四廻船六、一四三噸)



南洋興發株式会社  
イバン製糖工場と其  
の農場の一部



南洋産産業試験場サイパン分場



サイパン市街の一部



南洋艦サイパン醫院



會教クツリトカ・ンバイサ

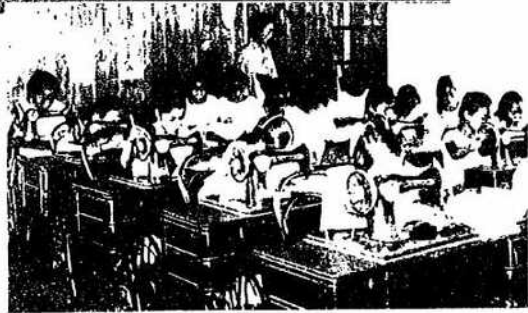


局便郵ンバイサ艦洋南





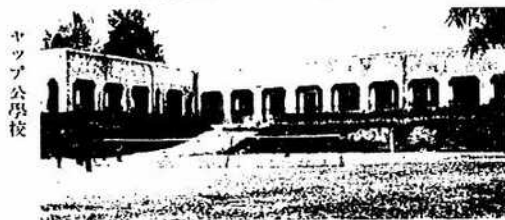
サイパン公學校  
児童の體操



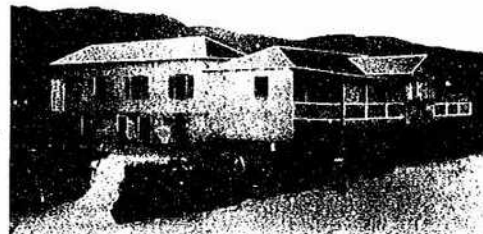
同女生徒のミシン實習



望遠岸海—ニロコ島プツヤ



ヤップ公學校



サイパン島に於ける  
チヤモロ族の住宅



サイパン島に於ける  
カナカ族の住宅



サイパン島に於ける  
モヤチ族の住宅



カナカのンバイサ  
俗風有固族



俗風代現族ロモヤチのンバイサ

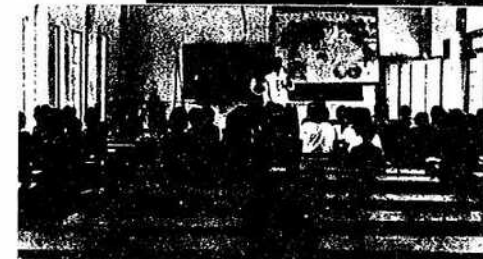


南洋廳ヤップ郵便局



石貨 (西カロリン群島ヤップ島民間にのみ通用す)  
 石貨は石灰岩にて作り色は概ね白又は帯褐色である。形状基石の如く其の太さは、小は直徑一尺位より大は一丈餘に達するものもある、而して之が運輸に便する爲中央に穴を穿ち状態は穴明鏡の如くである、石貨格は之を明鏡に非貨に換算する事は困難であるが、主として之れがヤップ島へ輸送の難易と製作努力の多寡に基くと言ふ、即ち其の石貨の石材はヤップ島に産するものにあらず遠く南西二六〇哩を隔てたパラオ島より苦心運搬するに因るが爲である。

島民集會所  
 本島には島民集會所が、ヤップ島の各所に設けられてゐる。この集會所は、島民の集會する爲に設けられたものである。島民の集會する場所は、島の中心部にあり、島の各所に設けられてゐる。この集會所は、島民の集會する爲に設けられたものである。島民の集會する場所は、島の中心部にあり、島の各所に設けられてゐる。



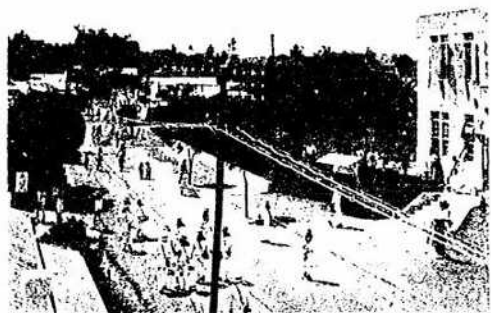
ヤップ島民改善講習會の實況



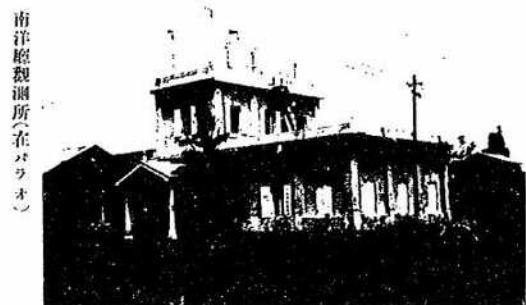
俗風代現民島プツヤ



習講業編組るけ於に島プツヤ



パラオ市街

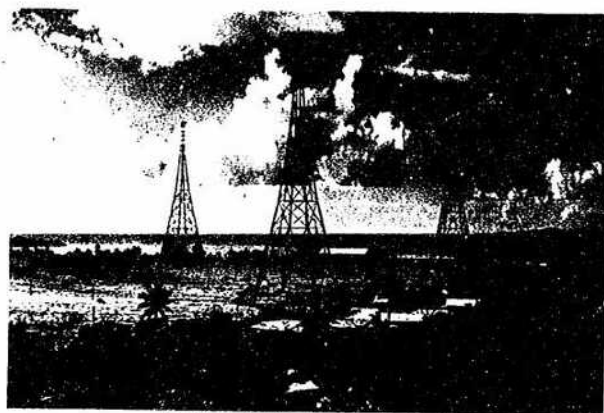


南洋總領事館(在パラオ)



木並子椰のオラバ

所散布オラバ寺類本東



線無局便郵オラバ總洋南



南洋總産業試験場  
と其の農場の一部





ボート、ハウス  
水郷パラオの海濱には部落毎に大抵ボートハウスが設けられてある

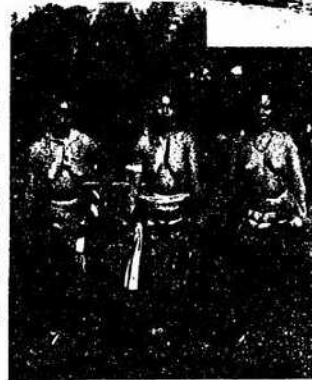


蘭年清民島オラマ

パラオの貨幣  
は「タム」で、銀の交換価値はパラオ島は「アイタム」として、其の交換価値はパラオ島の三分の一と推定する。何れもパラオ島の大酋長は金銀を「タム」エラウの所有するものである。而して、一般民はほとんど此の貨幣を所有する事なしと云ふ。



パラオの集会所(土語)  
土人獨特の建物にして其の彫刻の精緻なる構造の獨特なる點は參考に價す(ツア島のみに在り)



パラオ島のカナカ族、女子固有風俗



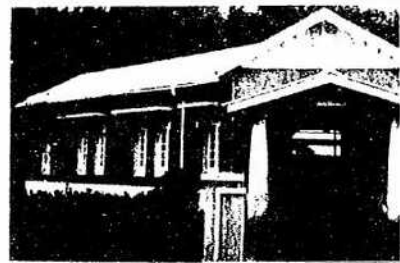
↑パラオ島カナカ族少女の現代風俗



パラオ島海岸に於ける一部落



トラツク港



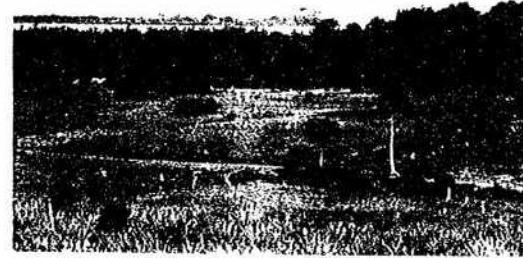
クツラト醫院



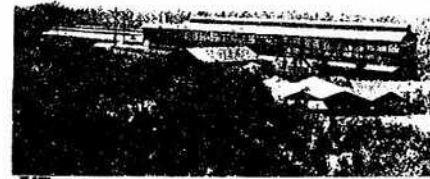
クツラト島民代表風俗



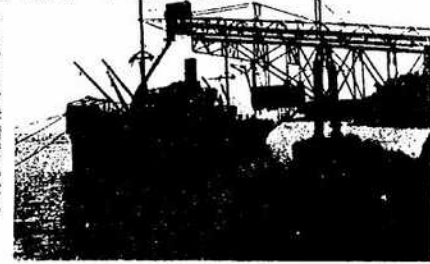
水曜島新々會附幼幼年團



一部地民ライアイ、オラバ



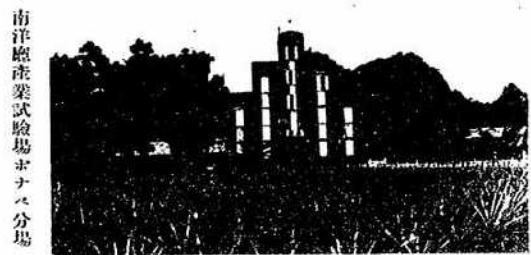
探採ウルガアン  
車倉鉄精所  
と鐵區



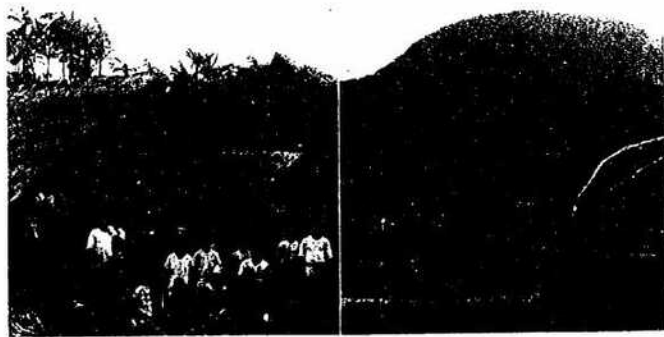
況状積鐵操ウルガアン



南洋廳モナヘ支廳



南洋廳産業試験場モナヘ分場



部一の地民殖ルキルモナヘ



モナヘ島



院醫モナヘ南洋



社神南照モナヘ



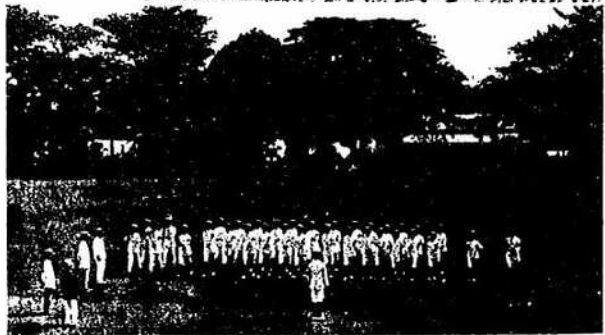
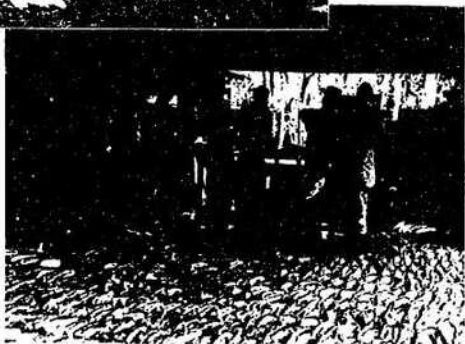
俗風代現の子女同



俗風有固民島モナヘ



ホナハ島に於ける紙節製造



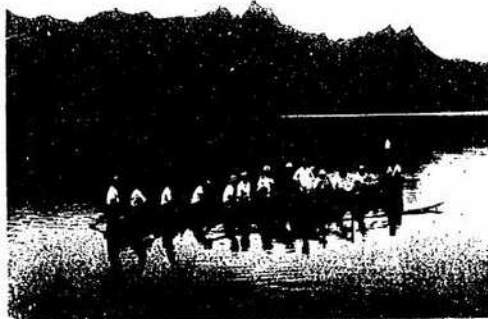
ホナハ島民青年團



ホナハ島カトリック教会



ホナハ島ナンマタールの城趾



クサイ島の獨木舟

南洋密ヤルト郵便局無線電信所



ヤルト島民  
女子の現代風俗

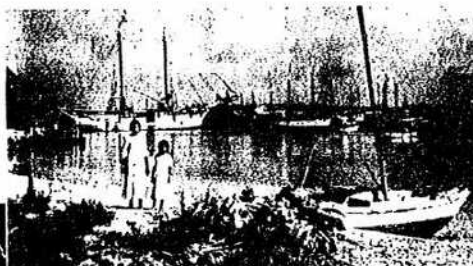


ヤルト島民  
女子固有風俗

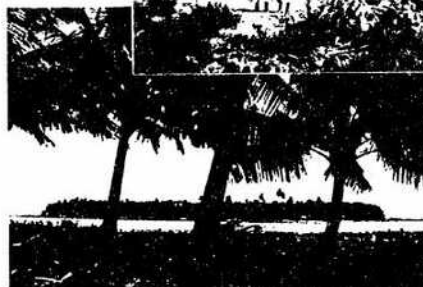


ヤルト島民の獨木舟

ヤルト港



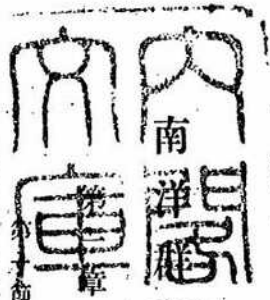
ジャボール島遠望（ヤルト支離は此の島に在る）



ヤルト島民固有風俗

俗風代表の子女民島トールヤ





南洋群島要覽

地誌

第一章 總說

一 位置 南洋群島は小笠原諸島の南方、赤道以北の太平洋中に散在する舊獨逸領の「マリアナ」、「カロリン」、「マーシャル」三群島の總括にして、東經百三十度より百七十五度に至り、北緯零度より二十二度に及び其の包容する海面は、東西二千七百哩、南北一千三百哩に亘る。之を大觀すれば、北東遙かに米領「ハワイ」を望み、西は米領「フィリッピン」群島及蘭領「セレベス」に、南は「ニュージーニア」に對し、北は即ち小笠原諸島及硫黃島に連るを見る。「マリアナ」群島中に「グアム島」あり、面積三十八方里群島中最大の島嶼なりと雖、往年米西戰爭の結果比島と共に米國の有に歸し、別箇の領域を爲すを以て之を除外し、全群島島嶼の數、實に千四百餘を算するも、概ね礁島より成り、其の總面積は僅に約百四十方里に過ぎず、略沖繩縣若は東京府の面積と相伯仲す。

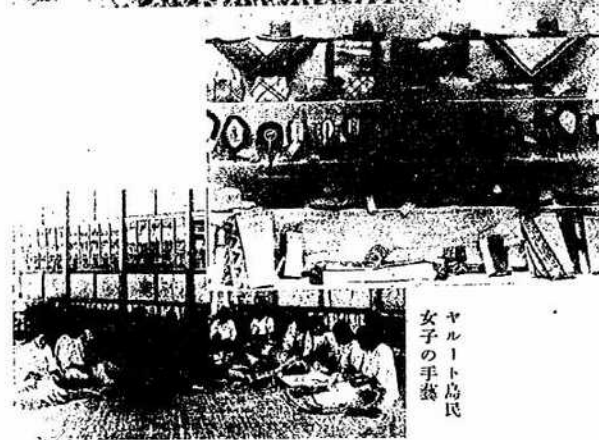
第一章 地誌



ヤルト島民の  
コアラ製造



同上



ヤルト島民  
女子の手藝

二 布置 南洋群島即ち「マリアナ」、「カロリン」及「マーシャル」三群島の布置の状を見るに、「マリアナ」群島は小笠原諸島に連りて北より南に走り「カロリン」、「マーシャル」の二群島は赤道に平行して東西に走り「マリアナ」群島と略逆丁字形をなす。

小笠原諸島の直南七百四十哩に「マリアナ」群島の主島「サイパン」島あり、更に南下すること六百六十哩にして「カロリン」群島の一主要島「トラック」島に達すべし。所謂逆丁字形の相交る處にして南洋群島の中心點となす。「カロリン」群島は之を東經百四十八度に於て東西に分てば「パラオ」「ヤップ」の諸島は西「カロリン」に屬し「トラック」「ボナベ」の諸島は東「カロリン」に屬す東「カロリン」群島の更に東に「マーシャル」群島横はる。南洋群島は東西に長く南北に短く散在するを以て内地群島間の交通はもとより群島内各主要島間の交通亦頗る不便、各群島間の言語相通ぜざる所以亦茲に存す。

全群島の諸島嶼孰れも狭小にして、最も大なる「ボナベ」島及「バベルダオブ」島（パラオ本島）すら漸く二十四方に過ぎず、従て各島の地勢として特筆すべきものなけれども、地質上火山岩より成るものと珊瑚礁より成るものとに依りて全くその趣を異にす、即ち「マーシャル」群島は孰れも珊瑚礁にして水面上僅かに五六尺の低平なる陸地に過ぎざれども、「マリアナ」「カロリン」兩群島は火

山岩を母岩とするもの多く地勢一般に急峻にして、或は全く耕地を有せざる爲め無人島たるもの亦頗る多し、山嶽の高きもの二千五百尺を限りとし、河川も亦所謂溪流にして舟楫の便あるものなし、道路は尙比較的開發せられざる所多し。

三 地質 南洋群島の諸島は主として火山岩及珊瑚礁より成るものなるが唯「ヤップ」島のみは古紀變質岩類なる結晶變質岩より成れり。

イ 珊瑚礁 珊瑚礁は暖海に棲む珊瑚蟲の石灰質骨格より成る岩礁にして海中に低平帯狀をなして發達せるが其部分的形態は千様萬態なるも形状及位置に依り之を三種に區別し縁礁（又は掃礁）（とも稱す）、堡礁及環礁と稱せり、然れども其の間確然たる區別存するに非ずして、悠久たる歲月の流るゝ間には遷移の状態にあるものとす。縁礁とは陸地（珊瑚礁よりなる陸地）（地は茲に指さず）の周縁に沿うて高潮と低潮との汀線に發達せるもの、稱にして、群島中陸地のある處必ず之を見ざるなし。堡礁とは島と礁との間が斷離し其の間海水を湛ふるものを稱す、東「カロリン」群島の「トラック」島の如きは其の最も代表的適例にして、玄武岩質の幾多の小島より成れる同島は各自其の周圍に壯大なる縁礁を帶し、更に其の外廓に周延百二十哩餘に渉る一大堡礁を有し、その縁礁と堡礁の間に廣大なる礁湖を形成せり。環礁とは陸地より全く獨立して海中に立ちたる珊瑚島にして、環狀又は不規則

なる圓狀を畫きて發達し其の環の内部に一大礁湖を形成するもの、謂ひ更ふれば中央に陸地を包擁せざる堡礁なり。「マーシャル」群島に多く其の例を見る、その最も世人に知られたるは「ヤルト」島にして、その礁湖の長徑三十三哩に及び、環礁は海拔極めて低く扁平なるを常とす、「ヤルト」島は一環礁の上に形成せられたる多數の珊瑚島の總稱にして、高潮面五呎を越すもの稀なり。

ロ 隆起珊瑚礁 以上の珊瑚礁の外に、隆起せる珊瑚礁あり。「バラオ」諸島及「マリアナ」群島の南部に多く、彼の「サイパン」「テニアン」島の如き數段の「テレース」(段丘)を爲せるものは、間歇的隆起作用に因るものゝ如し。

ハ 火山岩類 火山岩類は之を玄武岩及安山岩の二種に別つべし。

玄武岩は「カロリン」群島中、「トラック」「ボナベ」及「クサイ」島等に於て見る。比較的古き時代の噴出岩にして、現に生存せる珊瑚礁の基底を作れり、安山岩は「バラオ」諸島及「サイパン」島に多く、之等の諸島は概ね安山岩を母岩とするもの、又は隆起珊瑚礁との混成せるものにして、稍々複雑なる構成を有するものなり。

ニ 燐礦 「バラオ」諸島に屬する「アングウル」「ベリリュウ」「トコペー」の二島及「ヤップ」

支那管内に屬する「スハエス」島等は燐礦地として知らる。

以上述べたる如く、群島の地質は「ヤップ」島のみ其の岩石を異にするも、他の珊瑚礁を母岩とするものは、石灰質より成れる白砂にして、火山岩を母岩とするものは所謂熱帯赤土となり、赤褐色又は褐色の粘土質土壤を形成す。一般に南洋群島は海島の生棲するもの多く諸處に燐礦を産するを見る、又到る處多少の燐酸分を含有するものゝ如く、農作物及林木の成長良好なり。然れども各島の面積小にして且つ火山岩より成るものは地勢一般に急峻なれば、河川の見るべきものなく、從て沖積土の肥沃なる土地極めて少し。加之日光の直射強く、驟雨亦甚だ豪きを以て、伐跡地其の他山火事等の爲一度裸地となりたる處は、人工的に保護せらるゝに非ざれば地力減退し恢復頗る困難なり。斯る理山に依り各島若干の無立木地ありて、僅に羊齒類の繁茂する處も亦少からざるを認む。

尙、地質調査に就きては、大正十一年南洋廳設置と共に産業試験場に於て、各島の地質調査研究中なるを以て、漸次明確なる報告を爲し得べし。

第二節 各 群 島

一 「マリアナ」群島 南洋群島中最北部に位し、南北に亘れる列島にして、中に數箇の火山あり。

小笠原諸島と同脈の火山帯の延長なりと謂はる。島嶼の數十、總面積四十一方里、其の南端に近く「サイパン」島あり、「サイパン」支廳の所在地にして、「マリアナ」群島一帯を管轄す。「サイパン」島は面積約十二方里、近く「テニアン」島を控へ、南西六十五哩にして「ロタ」島あり、更に四十哩にして米領「グアム」に對す。其の位置最も内地に近く、全群島の關門として交通最も便利なるのみならず、土地比較的平坦にして地味肥沃、糖業に適するを以て比年内地人の移住する者多く、全群島中最有望の地として認めらる。南洋興發株式會社あり、盛に製糖業に従事しつゝあり。

二 「カロリン」群島 「マリアナ」群島の直南を殆ど中心として、東西に連列する群島にして之を東經百四十八度を以て東西の二部に分つ。其の主要島を擧ぐれば、其の最も西に在るを「バラオ」とし中間に在るを「ヤップ」及「トラツク」とし、其の最も東方に在るを「ボナベ」とす。

イ 「バラオ」南洋群島の最西部に位する群島にして、南洋廳及「バラオ」支廳はその一屬島「コロール」島にあり。支廳管内島嶼の數百九、面積三十一方里。うち「バベルダオブ」島(所謂「バラオ」本島)は面積二十四方里を占む。「コロール」島は南西四十哩にして「アングウル」を控へ、遂に西方米領「フィリッピン」西南西方に屬領「セレベス」を望む「アングウル」は全島殆んど緯線を以て覆はれ群島中の寶庫と謂はれ、現に盛に採掘せらる。又「セレベス」島の「メ

ナド」港及「フィリッピン」群島「ミンダナオ」島「ダバオ」港に連絡する南洋定期航路あり、「バラオ」は皆に全群島行政の中樞なるのみならず、地理上將來極めて有望視せらる。

ロ 「ヤップ」 「バラオ」の北東二百六十哩に、「ヤップ」島あり。「ヤップ」支廳を置く、管内島數八十五、面積約十五方里、其の離島は北より東に基列して、五百數十哩の遠きに及ぶ。主島「ヤップ」島は四箇の大島より成り、其の面積約十四方里。地味礫礫なりと雖、米領「グアム」、上海(戰後沖繩縣にて中斷す)及「セレベス」島の「メナド」に通せる三海底線の陸上地として有名なり。

ハ 「トラツク」 「ヤップ」島の東八百六十哩を隔て、一大羣島の散布するもの、之れ即ち「トラツク」諸島にして、「トラツク」支廳は夏島にあり、管内島數二百四十五を算するも、其の總面積は僅に八方里餘に過ぎず、島の比較的大なるものは、四季及七曜の名を取りて或は春島、又は日曜島等の稱あり、就中夏島は、獨領時代官憲の駐在せし地にして、大正三年我が占領後、同十一年に至る間、南洋群島防備隊司令部を置かれたるを以て、比較的世間に周知せらる。

ニ 「ボナベ」 「トラツク」の正東三百九十哩にして「ボナベ」島に達す。「ボナベ」支廳あり、管内島數百三十八、面積三十二方里餘(「マドニヤル」群島の二十八島一方里餘を含む)主島「ボ

第三節 經度及緯度

ナベ島は面積二十四方里餘にして全群島中最大の面積を有す。島内山嶽多しと雖、土地比較的膏腴にして、河川の用ゆべきものも亦尠らず、曾て繊維工業及製糖業を試みたる者もありしも不幸にして挫折せり。然れども殖産土殖、大いに有望視せらるゝを以て、大正十四年産業試験場の分場を設置し、主として水稻及桑草等の試験を爲せり。

三 「マーシャル」群島 「オナベ」の殆ど正東約七百六十哩に、一大環礁群の横はるものあり。之れ及ち「マーシャル」群島にして、「ヤルト」島は其の南端に近く位する一小島なり。此處に「ヤルト」支廳を置き、「マーシャル」群島の大部分を管せしむ。管内島數三十二(三十二島は更に八百六)總面積十一方里を有す、全島悉く珊瑚礁にして、土地低平陸地の高さ海面上僅に五呎を出でざるも、其の地味椰子樹の生育に適し、到る處々々たる樹幹海面を際して聳え、樹頭果實の繁々たるを見る。南洋群島「コブラ」生産額中、其の大半は、本島の産出に係るものなり。

第三節 經度及緯度

一 南洋群島

經度	自東經百三十度	至同百七十五度
緯度	自北緯零度	至同二十二度

二 各群島

群島名	經度	緯度
マリアナ	自東經百四十四度 至同百四十六度	自北緯二十四度 至同二十二度
カロリン	自同百三十二度 至同百六十二度	自同零度 至同十一度
マーシャル	自同百六十一度 至同百七十五度	自同十四度三〇 至同十五度

第四節 面積及島數

一 群島別

群島名	島數	面積
マリアナ(米領グアム島を除く)	一四	四一四三
カロリン	五四九	八五、五九
マーシャル	六〇(更に八百餘の 島に分れる)	一一、三〇
計	六二三	一三九、三二

二 支廳管區別

第一章 地誌

第四節 面積及島數

支廳名	島數	面積 平方哩
サイパン	一四	四一、四三
ヤップ	八五	一四、六四
モロタ	一〇九	三一、〇〇
トラタ	二四五	八、五五
ボナ	一三八	三二、六五
ヤル	三二	一一、〇五
計	六二三	一三九、三二

(三十二島は更に八百六十餘の總島より成る)

三 主要島別面積

島名	面積 平方哩
サイパン島	一一、〇〇
テナアン島	六、三五
ロダ島	八、一〇
ヤップ島	一四、〇〇
パラオ諸島本島(パベルダオ島)	二四、〇〇
コロール島	〇、五〇
アンカウル島	〇、五〇
東カロリン群島	一、四三

四 最端地名

同	夏島	面積 平方哩
同	水照島	一、五一
同	ボナハ島	二四、三四
同	クサイ島	七、五〇
同	ヤル	〇、五一

マイシャル群島  
 西カロリン群島トコマ島  
 東カロリン群島グリーニツチ島  
 マリアアナ群島ウラカス島



## 第二章 沿革

### 第一節 總説

一 南洋群島の發見 第十六世紀の頃、歐洲に在りて航海術の發達するや、西班牙、葡萄牙の冒險者は、競ひて東西に航し、前人未踏の陸地の發見に従事したりしが、我が南洋群島も亦是等冒險者の發見に係る。而も、茫洋たる太平洋上に散在する孤島たるを以て、其の發見の時機同じからず、發見者亦其の人を異にす。偶々發見せられたりと雖、蕞爾たる孤島にしてその價値少き爲め、多くは等閑に附せられたるもの如く、其の發見以後の歴史も交渉斷續して、今に於て詳ならざるもの多しとす。三群島中「マリアナ」群島は最も早く發見せられ、又最も早く文化に觸れたるものにして、其の初めに遡れば略三百年を算するものとす。他の二群島中「カロリン」群島の發見は、「マリアナ」群島と殆ど同時代に屬すと雖、文明人が之に手を着けたるは、最も後代に發見せられたる「マーシャル」群島と殆ど同時期にして、今より僅に四十年前なり。

二 發見後の推移 「マリアナ」群島は、第十六世紀の初頭、葡萄牙人に依りて、發見せられ、次で

西班牙國の手に歸し、比律賓及「グアム」と相併せて、其の殖民的統治の目的物たりしも、政策酷に尖せし乎、土人の叛亂に遭ひて一敗復た起たず。空しく經營の遺跡と土人虐殺の口碑とを貽して星霜三百數十年、事蹟の觀るべきもの殆ど無し。次で第十九世紀の末葉に方り、獨逸國「マシーヤル」群島を領有するや、當時「カロリン」の諸島徒らに西班牙領の名を持して、其の實なきの虚に乗じ、之が略取を試むるに及び、西班牙政府狼狽して起ち、其の權原を争ふ。當時紛争決せず兩國國際の危機一髮に逼まる。偶々羅馬法皇の仲裁を得、獨逸國の通商其の他の權利を認めて「カロリン」群島は全部西班牙の領有に決したり。時に西曆千八百八十六年、昭和七年を去ること實に四十七年なり。爾來同國は從來領有したる「マリアナ」群島と併せて「カロリン」群島の統治に意を注ぎ、官吏及宣教師を派遣して之が開發に任ずること十四年。越えて西曆千八百九十九年に至り、西班牙が米國との戦争の結果財政困難に陥るを見るや、獨逸國之を奇貨とし「マリアナ」、「カロリン」兩群島の讓與を提議し、折衝の末同年六月遂に之を買収す。是に於て獨逸國は南洋群島全部を其の保護領として獲得し、英來の領土慾を滿たすに至る。獨逸國が南洋群島を統治すること十六年。西曆千九百十四年、我が大正三年に至り歐洲大亂の結果、我が海軍南遣隊の占領する所となり、次で對獨平和條約其の他の規定に依り、帝國之が委任統治を爲すに至る。

## 第二節 各 群 島

「マリアナ」群島 本群島は、南洋群島中最古の歴史を有するものにして、西曆千五百二十一年彼の有名なる葡萄牙の航海者「マゼラン」に依りて發見せられ、千五百六十五年始めて西班牙國の領有に歸せりと謂はる。當時西班牙國皇帝「ヒリツプ」第四世の皇后「マリアナ」が土人教化の資として、若干の金圓を下賜せることあり。其恩德を頌たんが爲に新に同皇后の名を以て命名したりと傳へらる。當時西班牙は比律賓及「グアム」島經營の餘勢を以て本島に蒞み、之が教化、開拓に力めたるが如きも、對策その宜しきを得ざりしものありし乎。施政十年ならずして、土人の叛逆に遭ひ、大虐殺を敢行したるの結果、土人の人口激減したりと謂はる。山間原野に人類棲息の遺跡を模索し得るは或は西國暴虐の反映ならむか。斯くて西班牙國は本群島に於て、何等顯著なる成績を挙げ得ずして、空しく領有の名を有するに過ぎざりしが、千八百九十九年に至り、米西戦争の一敗に依りて、其の殖民地たる、比律賓諸島に併せて本群島中「グアム」島を、米國に割讓するの止むなきに至りたるのみならず、戦後財政の困難甚しく、遂に獨逸國の提議に應じて、本群島及「カロリン」群島を併せ、西貨二千五百萬「ペセタ」(邦貨九百六十萬圓)を以て、之を獨逸國に賣却せり。



二 「カロリン」群島 本群島は、從來東西「カロリン」及「バラオ」諸島と呼ばれたるものにして、之を總じて、「カロリン」群島と稱す。「マリアナ」群島發見後六年、西曆千五百二十七年葡萄牙人「デイエゴ、ダ、ロシヤ」に依りて發見せられ、次で、西班牙人より成る探検隊來りて、遂次「ヤツプ」以東「トラツク」「ボナベ」及「クサイ」の諸島を發見したりと謂はる。時は西曆千六百八十年代に屬し、當時西班牙國王「カロロ」二世の名を取りて、「カロリン」群島と名づけたりと謂ふ。爾來西班牙政府は、比律賓を根據地と爲し、同國舊教に屬する宣教師を送り來りて、土人の教化に力めしむ、殺戮相次ぎ布教意の如くならず、徒に領有の空名を擁したりしが、千八百八十五年に至り、當時殖民地獲得に腐心したりし獨逸國は、「マーシャル」經營の餘勢を以て其の領域を擴張せんとし、軍艦を派して、本群島の中心たる「ヤツプ」島を占領するに及び、茲に獨西兩國間の葛藤となり、遂に羅馬法皇「レオ」の仲介に依り、獨逸の商權を認むると共に貯炭所設置を認容して、本群島を西班牙の領有と爲し、漸く其の局を收むるを得たり。是に於て、西班牙政府は、若干の官吏宣教師を派して、その統治を爲すに至りしも、政策當を失し、治績の擧らざるのみならず、「ボナベ」島に於ては、屢々土人の叛亂に遇ひ、之が防禦準備に寧日なきの状態なりき。其の間偶々米西戦争に逢着し、收戦後財政の窮乏を救はんが爲に、「マリアナ」群島と本群島とを併せて遂に之を獨逸國に賣却せり。

三 「マーシャル」群島 本群島は、南洋群島中最東端に位し、自ら別個の地位を占むるを以て、其の歴史も亦他の二群島と異なる。其の發見せられたるは、或は西曆千五百年代なりといはれ、又或は千七百年時代なりと謂はるゝも詳ならず。其の周く世間に紹介せられたるは、千七百八十一年（一説に千七百八十八年）英人船長「マーシャル」の探検に始まる。「マーシャル」の名稱は其の事實に因るものとす。初め英國之を領したりしも、其の領有の根據薄弱なるに乗じ、當時殖民地熱高かりし獨逸國は、千八百七十七年（一説に千八百七十八年）軍艦を、本群島に派遣し、酋長と歎を交へ、更に千八百八十五年再び軍艦を派遣して、各酋長を説き、遂に「ヤルット」島及其の他の諸島を完全に略取るに至れり。次で千八百八十八年英獨協商の結果、「ギルバート」諸島は英國に、「ヤルット」及「ナウル」の二群島は獨領と定めたり。先是、獨逸政府は、鋭意本群島の開發に努め、千八百八十七年「ヤルット」會社を創設せしめて、之に行政權を附與し、以て全群島の經營に當らしめたりしが、千九百六年に至り、其の行政權を政府の手に收め、或時は「ニューギニア」總督の下に又或時は「ボナベ」政廳の下に一支廳を設置して、本群島の統治に任せしめ、以て我が占領時代に及べり。

附記

「ナウル」は世界有数の磷酸産地なるも、赤道以南に位するを以て、我國委任統治區域外となり、英國の經營

第三節 獨逸國の施設

一 總叙 南洋群島が、文明人に交渉を有する跡を求むるに「マリアナ」群島に於ける西班牙人の足跡は、約三百年の昔に遡り得べしと雖、其の傳ふる所は、土人の暴動と其の虐殺の口碑のみ。車踏破月と共に湮滅して、今にして尋ね得ざるもの多しとす。之を以て南洋群島の歴史を叙せんとせば、「マリアナ」「カロリン」兩群島に在つては、西暦千八百八十六年に於ける、西班牙國主權の確立に、「マーシャル」群島に在つては、同じく其の前年に於ける、獨逸國の完全なる領有に、其の紀元を置かざるべからず。然も之を顧みるに、「マーシャル」群島に於ける、獨逸國の施設は姑く置き、「マリアナ」「カロリン」二群島に於ける、西班牙の經營は、その對策宜しきを得ざりし乎、或は在任官吏其人を得ざりし乎、領有十四年間に於て治績尋ねべきなく、唯、「ヤップ」島と「ボナベ」島とに防禦的施設を残して、其の施政の一般を思はするの外、二、三建築物の散在するに過ぎず。住民も亦多く西班牙時代を語らず。今に及んで擧ぐべきもの殆ど無きの狀況に在り。獨逸國の保護領となりしより以來は、其の獲得に熱心なりしだけ、その經營に努力し、領有十六年間に於ける施設經營

の觀るべきもの頗る多し。されば今少しく其の梗概を叙して、我が占領前に於ける南洋を語るも、必しも無用の事に非ざるべし。

二 「マーシャル」群島に於ける産業的經營 本群島は、夙に獨逸國の領有に屬し、獨逸國南洋經營の發祥地にして、又最も其の意を注ぎし所なり。即ち領有後二年にして、「ヤルト」會社を創設せしめ、之に群島拓殖の全權を附與し、通信航海の保護を與ふる等、恰も英國の東印度會社に類する組織の下に、本群島の開發を企圖したり。此の間約十年以て本群島に於ける産業的基礎を確定せしむ。西暦千九百六年に至り獨逸國政府は、該會社との契約満了を機として、曾て與へたる行政權を政府の手に回收し、會社は専ら營利會社として立つに至るや、多年扶植したる餘勢を以て、南洋群島の産業的獨占を企て、西は「ヤップ」、「パラオ」に至るまで、其の活躍に任せ霸を全群島に唱ふ。従つて當時全群島に於ける貿易の中心は、全群島の東端なる「ヤルト」島に在り。西は新嘉坡、香港に、南は「ニューギニア」、濠洲に、東は亞米利加に至る間交通絶えず、終に以て「マーシャル」群島の文化を致したり。現に「ヤルト」島は、其の高き數呎、面積半方に過ぎざる一小島なるに拘らず「マーシャル」群島の主腦地として、其の存在を維持し、附近諸島産出の「コブラ」集散地として南洋群島第一位の地位を獲得したるは、地味其の他の關係に因るとは雖、獨逸經營の力與つて多きに居るな

三 「ヤップ」島に於ける通信施設 南洋群島を中心としたる、獨逸國經營の跡を觀察するに、其の規模極めて雄大なるを驚る、即ち「ニューギニア」に總督府を置き、北方遙に太平洋を隔て青島と呼應し、其の間太平洋に非布散點する南洋群島を收め、以て東洋の覇を制せんとせり、之が第一着手として計劃したるものは、太平洋通信樞の確立に在りしが如く、西曆千九百六年「ヤップ」島を中心とせる海底電線を敷設し、北は上海及「グアム」に、南は「セレベス」島「メナド」に連絡せしめたるの外、同千九百十三年に至り、大規模の無線電信を同じく「ヤップ」島に建設し、以て有線無線兩方面を通じて、太平洋の通信權を掌握し、將來活躍の基礎を置かむとせり。不幸にして勃發せる歐洲戰亂は、獨逸國の其の計畫を根本より覆へし、無線電信は英艦の砲撃に遭ひて破壊せられ、海底電信は我が海軍に依りて占領せられ、遂に以て我が用を爲すに至りしと雖、假りに彼の大戦起らず、獨逸國の勢威依然たらば、其の太平洋經營も今日に繼續したりしならむに、一敗太平洋上また獨逸の影を見ざるに至る。感慨なきを得ざるなり。

四 學術的探檢 獨逸國が、南洋群島を獲得するや、其の經營に腐心したるは、常に經濟或は通信のみならず、一面其の利源の探檢と之が開發に苦心し、各科に亘る専門家を屢々派遣して、群島全部

の探檢に従事せしめたり。群島各所に散在する燐礦は實に其等探檢者の發見せし所なり。其の他獨逸國は繼續して、群島の學術的探檢に従事せしむる爲、特に測量船「ブラネット」號を巡回せしめたり。大正三年我が海軍「ヤップ」を占領するや、「ブラネット」號偶々同港に在り。我が軍艦の港外に現はるゝを見て、附近の澳内に遁逃し自沈して終る。

五 「アンガウル」燐礦 獨逸學術探檢隊の發見せる燐礦中、最も有望なるものにして、其の蓄積量三百萬噸と稱せらる。獨逸國は直ちに之が採掘を企圖し、西曆千九百八年に於て、本國「ブレイノン」市に獨逸燐礦株式會社を設立せしめ、諸般の設備を整へて、之が採掘に従事せしめ、以て吾が占領當時に及ぶ。其の他「パラオ」諸島中「ベリリウ」・「トコペー」島及「ヤツベ」の離島「フハエス」島等にも燐礦を發見したるも、其の量少く且つ含有歩合も亦多からずと謂はる。

六 教化的施設 獨逸國は、又盛に土人の教化に力め、新舊兩派の基督教宣教師を派遣し、其の布教に従事せしむるの外、所謂宗教學校を設置し、土人兒童の教育に従はしめ又獨逸語普及の爲宗教學校に補助金を給與せり、現に支廳所在地たる各島に於て、教會若は布教所多きもの十數箇所其の少きもの四五箇所を數へ、獨逸當時布教従事者として派遣せられたる獨逸人男女併せて殆ど百を算せしの事實に觀るも、獨逸國が如何に教化に努めしかを想像するに足る。今日中年以上の南洋土人中苟も文

字を解する者は、皆悉く獨逸文字の羅馬字綴を能くするが如き、其の努力の結果なりとす。其の他獨逸國は「サイパン」に小學校を設置し、各群島の秀才を選抜して教養し、更に適才を選びて遠く青島に留學せしめたるが如き、土人教養に鋭意したる跡歴然たるものあり。今日群島土人中所謂智識階級に屬する者は、多く之等留學者とす。而して其の耶穌教普及の成績は、教養の徹底は兎も角土人の性質を感化して、其の野性を減少せしめたるの効果は顯著なるものありと謂はる。

七 行政的施設 獨逸政府は「ニューギニア」の「ラバール」に總督府を置き、南洋群島を其の下に附屬せしめ、「ヤップ」及「ボナペ」に各政廳を設け、附近諸島を管轄せしめたり。其の官吏は多く豫後備軍人を用ひたるが如く、又亞米利加「トローギー」の在外官吏と交互交代せしめたるが如し。其の對策主として母國本位に陥り、時に或は苛酷に失し、時に或は壓制の行はれたる跡なきにあらず。醫療の如きも救療の爲よりは寧ろ學術研究の犠牲に供せられたる場合多かりしが如し。我が占領後土人患者の病院に来るを避くるの風ありしは後者の例にして、「ボナペ」島に於ける土人の叛亂は其の壓制の反映として顯著なる事例に屬す。然れども一般行政の跡を観るに、道路の開鑿、椰子樹の栽培等今日に至り成績の稱すべきもの亦少からず。後者の鑑むべきもの頗る多しとす。

第四節 占領前に於け、我國との交渉

一 總叙 今や、我が國の委任統治地域となり、我が領土の構成部分として、我が國法の下に施設を行ふに至りたる南洋群島と我が國とは、たとひ水陸渺茫遙に隔絶すと雖、水路一直、南下すれば即ち至るの位置に在り。有史前、或は有史後、何等かの交渉ありたるべきを思はしむるも、文獻の徵すべきものなく、唯、僅に口碑傳説を持ち、今人々に附會するに過ぎず、確たる根據を缺く。其の我が國と南洋群島との交渉は、明治二十三年東京府土族授産資金を以てせる、南洋通商の事實に其の紀元を置くの可なるを見る。是より先我が官憲と南洋群島との間に二、三の交渉あり。先づ之を叙して前後の關係を陳ぶべし。

二 官憲との交渉

イ 軍艦の寄港 明治十七年軍艦龍驤、海軍兵學校卒業生を乗せて遠洋航海の途次、「カロリン」群島「ボナペ」島管内「クサイ」島に寄港せり。酋長我が軍艦を見るや、大に悦び來訪して曰く口碑の傳ふるところに依れば、我等の祖先は日本人なり、我等は實に日本人の子孫なりとて、誠意を披きて歡迎したりと。此の傳説は内外に傳へられ「クサイ」は九州の訛音なりといふ者ある

も、彼等と日本人とは容貌相肖たるの外何等依るべき根據なし。

ロ 邦人虐殺事件調査 同様に明治十七年、横濱、濠洲間を交通する英國帆船「エーダ」號は、「マーシャル」群島「ラエ」島に於て、漂流日本人の虐殺せられたるを報ず。外務省此の報を得て、御用係後藤猛太郎を派して事件を調査せしむるに決し、一行は同年九月一日横濱港を發し、同月二十三日「マーシャル」群島「ウジャエ」に到着し、酋長と交渉して事件の真相を調査し、謝罪の條件を決定して、翌年一月横濱港に歸着したり。本事件を報じたる「エーダ」號には數名の日本人水夫として乗組居たりといへば、是等の日本人は當時屢々南洋群島に往來したるを思はしむ。

### 三 民間との交渉

イ 南島商會 明治二十三年山口卯吉氏東京府士族授産資金四萬四千餘圓を以て、南島商會を組織し、帆船天佑丸（九十一噸）を購入して、山口氏以下一行十七名、同年五月十五日横濱港を出帆し、途中小笠原、「グアム」、「ヤップ」及「バラオ」の諸島を経て、遂に「ボナベ」に至り、此處に南島商會なるものを創立したり。此の一行中鈴木經動なる者は、曩に日本人虐殺事件調査の際、後藤猛太郎氏に隨行したる一人なり。

南島商會は誠意を以て、島民に接し、大に彼等の信望を博したるが如し。

當時其の記事に曰く、蠻夷未開の民、性質純良殆ど小兒に類す、相率ゐて拜舞し我を迎ふ、各地皆然らざることなしと以て山口氏等一行が島民に對せし態度と、彼等が一行を受入れたる有様とを推察するに足る。然も事業意の如くならざるものありしか、創業幾許ならずして業務を他に譲渡し、一屋商會の商號の下に、之を繼續したりしも、收支相償はず、明治二十八年解散の止むなきに至る。

ロ 快通社及恒信社 明治二十四年中、快通社、恒信社等起り「トラック」島を本據として貿易事業を経営したるも、快通社は使用船の控艦に因り解散し、恒信社は同二十六年「トラック」島より「バラオ」に移轉し、大正三年我が占領前まで、其の事業を繼續せり。

ハ 南洋貿易日置合資會社 現時の南洋貿易株式會社の前身にして、其の創立は明治二十六年に在り。帆船長明丸（九十六噸）を使用し、「ボナベ」「トラック」「サイバン」及「グアム」の各島に支店を設置し、盛に通商貿易に従事したるも、明治三十二年中、獨逸官憲の忌むところとなり、「トラック」「ボナベ」の支店を閉鎖するの餘儀なきに陥り、同三十九年頃村山商會と合併して、株式組織と爲し、日置の二字を除き、更めて南洋貿易株式會社とす。爾來資本を増加し事業

を擴張して、南洋群島以外の各地にまで、支店を設置し、今尙盛に業務を經營しつつあり。

二 其の他の事業家 以上の他、單獨の孤島に航し、拓殖に従事せる者少からずと雖、地積の狭小に加ふるに内地と隔絶するあり、事業上の不利多きの外、資力の豊富を缺く等の故障あり、經營三十年にして、其業績必しも之に伴はざるが如きも、堅忍其の志を持し、漸次基礎を固めつつあるを見る。

### 第三章 委任統治の由來及其の根據

#### 第一節 委任統治の由來

委任統治なるものは、歐洲戰亂の結果、従前支配したる國の統治を離れたる殖民地及領土にして、近代激甚なる生存競争の下に、未だ自立し得ざる人民の居住するものに對し、該人民の福祉及發達を計る主義の下に、創設せられたる方式にして、千九百十九年佛國巴里に於て成立したる國際聯盟規約の規定する所に係る。同規約は右の主義を實現せしむる最善の方法として、該人民に對する後見の任務を、先進國にして其の資源、經驗又は地理的位置に依り最も此の責任を引受くるに適し、且つ之を受諾するものに委任し、聯盟に代り委任國として右後見の任務を行はしむるの可なるを認め、而して其の委任の性質に就ては該人民發達の程度、領土の地理的地位、經濟狀態其の他類似の事情に依り、差異を設くるの必要を認め、茲に所謂 A、B、C 三式の方法案出せられたり。A 式は主として委任國の助言及援助を受くべきものとし、從來土耳其帝國に屬したる或部族に適用せられ、B 式は主として委任國に於て、其の地域に施政の責に任すべき程度に在らしめ、信教の自由、奴隸の賣買、武器及火

酒類の取引を禁止し又軍事的施設の禁遏等を條件とせり、中央亞弗利加之人民之に屬す。而してC式統治は西南亞弗利加及太平洋諸島の如き人口稀薄、面積狭小、文明の中心より遠き地方に適用せらるゝものとし、B式統治に於ける各條件を保障して受任國領土の構成部分として、其の國法の下に施政を行ふを以て、其の本旨と爲す。我が南洋群島は即ち此のC式委任統治に依るものにて、帝國國法の下に統治せらるゝものなり。其の本國統治と異なる所は、土着人民の利益の爲め前述の保障を與ふることを要し、且つ其の委任地域に關する年報を聯盟理事會に提出するの義務を負ふのみ。而して國際聯盟規約に於ては、委任統治の三様式に關する根本義を規定し、箇々の受任國の行ふ權限、監理又は施政の程度に關しては、之を聯盟理事會の規定に譲りたり。

參 照

國際聯盟規約(同盟及聯合國ト對テノ平和條約抄)

第二十二條

今次ノ戰爭ノ結果從前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル殖民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競爭狀態ノ下ニ未ダ自立シ得サル人民ノ居住スルモノニ對シテハ該人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト及其使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包含スルコトノ主義ヲ適用ス

此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先遣國ニシテ資力、經驗又ハ地理的位置ニ因リ最此ノ責任ヲ引受クルニ適シ且之ヲ受諾スルモノニ委任シ聯盟ニ代リ受任國トシテ右後見ノ任務ヲ行ハシムル

ニ在リ委任ノ性質ニ付テハ人民發達ノ程度、領土ノ地理的地位、經濟狀態其ノ他類似ノ事情ニ從ヒ差異ヲ設クルコトヲ要ス

從前土耳古帝國ニ屬シタル或部族ハ獨立國トシテ假承認ヲ受ケ得ル發達ノ程度ニ達シタリ尤モ其ノ自立シ得ル時期ニ至ル迄施政上受任國ノ助言及援助ヲ受クヘキモノトス前記受任國ノ選定ニ付テハ主トシテ當該部族ノ希望ヲ考慮スルコトヲ要ス

他ノ人民殊ニ中央亞弗利加ノ人民ハ受任國ニ於テ其ノ地域ノ施政ノ責任ニ任スヘキ程度ニ在リ尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限リ良心及信實ノ自由ヲ許與シ、奴隸ノ賣買又ハ武器若ハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止シ並ニ城又ハ陸海軍根據地ノ建設及警察又ハ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁遏スヘキコトヲ保障シ且他ノ聯盟國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス

西南亞弗利加及或太平洋諸島ノ如キ地域ハ人口ノ稀薄、面積ノ狭小文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任國領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ受任國領土ノ構成部分トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス但シ受任國ハ土著人民ノ利益ノ爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス

各委任ノ場合ニ於テ受任國ハ其ノ委任地域ニ關スル年報ヲ聯盟理事會ニ提出スヘシ

受任國ノ行フ權限、監理又ハ施政ノ程度ニ關シ聯盟理事會間ニ合意ナキトキハ聯盟理事會ハ各場合ニ付之ヲ明定スヘシ

受任國ノ年報ヲ受理審査セシメ且委任ノ實行ニ關スル一切ノ事項ニ付聯盟理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲當該委員會ヲ設置スヘシ

第二節 委任統治條項

第三章 委任統治の由來及其の根據

第二節 委任統治條項

三〇

獨逸國は西曆千九百十九年六月「ウエルサイユ」に於て締結したる平和條約に依り、太平洋中赤道以北に位する諸群島を包容する、其の海外屬地に關する一切の權利を主たる同盟及聯合國の爲に拋棄するに至りたるに依り、主たる同盟及聯合國は平和條約第二十二條に準據し、前記諸島の施政を我が國に委任することに一致し、我が國之を受諾するに決したるに依り、國際聯盟理事會は、前記第二十二條第八項の規定に依り、我が國が委任國として、南洋群島に行ふ權限、監理及施政の程度に關し其の委任統治條項を定めたり、即ち委任地域は、太平洋中赤道以北に位する舊獨逸領諸島とし、其の地域に對しては、帝國の構成部分として施政及立法の全權を有し、且つ必要なる地方的變更を加へて帝國の法規を本地域に適用することを得るものとし、其の住民の物質的及精神的幸福並社會的進歩を極力増進するの實務を荷ふの外奴隷の賣買、強制労働の禁止、武器及酒類供給の禁止、軍事的施設の禁止及信教の自由、宣教師の旅行居住の許可等の制限を受け、尙、國際聯盟理事會を満足せしむべき年報を同理事會に提出するの義務を負ふものとせらる。

參 照

委任統治條項（大正十年四月二十九日外務省告示第十六號）

第一條

日本國皇帝陛下（以下委任國ト稱ス）ニ統治ノ委任ヲ付與シタル諸島ハ太平洋中赤道以北ニ位スル舊獨逸領諸

島ノ全部ヲ含ム

第二條

委任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ニ對シ日本帝國ノ構成部分トシテ施政及立法ノ全權ヲ有スヘク且情況ニ應ジ必要ナル地方的變更ヲ加ヘテ本地域ニ日本帝國ノ法規ヲ適用スルコトヲ得委任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ノ住民ノ物質的及精神的幸福並社會的進歩ヲ極力増進スヘシ

第三條

委任國ハ奴隷賣買ヲ禁止スルコト並須要ナル公共的工事及役務ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外強制労働ヲ許容セザルコトヲ督視スヘシ右例外ノ場合ニ於テモ相當ノ報償ヲ支拂フコトヲ要ス  
委任國ハ又千九百十九年九月十日署名ノ武器取引ノ取締ニ關スル條約又ハ之ヲ修正スル條約ニ規定スル所ト同様ナル原則ニ準據シ武器彈藥ノ取引ヲ取締ルコトヲ督視スヘシ  
土著民ニ火酒及酒精飲料ヲ供給スルコトヲ禁止スヘシ

第四條

土著民ノ軍事教育ハ地域内警察及本地域ノ地方的防衛ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ禁止スヘシ又本地域内ニ陸海軍根據地又ハ築城ヲ建設スルコトヲ得ス

第五條

公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ノ維持ニ關スル地方的法規ニ反セサル限り委任國ハ本地域内ニ於テ良心ノ自由的各種權利ノ自由執行ヲ確保シ又聯盟國ノ國民タル一切ノ宣教師カ其ノ職務ヲ行フ爲本地域内ニ至リ旅行シ又ハ居住スルコトヲ許スヘシ

第六條

第三章 委任統治の由來及其の根據

三一



第三節 「ヤップ」島其の他に關する日米條約

三二

委任國ハ國際聯盟理事會ヲ滿足セシムヘキ年報ヲ同理事會ニ提出スヘシ該年報中ニハ本地域ニ關スル詳細ナル  
情報ヲ記載シ且第二條乃至第五條ニ依リ負擔シタル義務ヲ實行スル爲ニ執リタル諸般ノ措置ヲ表示スヘシ

第七條

本委任統治條項ノ規定ヲ變更スルニハ國際聯盟理事會ノ同意ヲ要ス  
委任國ハ本委任統治條項ノ規定ヲ解釋又ハ適用ニ關シ委任國ト他ノ聯盟國トノ間ニ紛争ヲ生シタル場合ニ於テ  
其ノ紛争力交渉ニ依リ解決スルコト能ハサルトキハ之ヲ國際聯盟規約第十四條ニ規定スル常設國際司法裁判所  
ニ付託スヘキコトニ同意スヘシ  
本宣言ハ國際聯盟ノ記録ニ之ヲ寄託スヘク國際聯盟事務總長ハ本書ノ認證本ヲ獨逸國トノ平和條約ノ署名國  
ニ送付スヘシ  
千九百二十年十二月十七日ジュネーヴニ於テ作成ス

第三節 「ヤップ」島其の他に關する日米條約

亞米利加合衆國は前記「ヴエルクアイユ」條約を批准せず、又委任統治に關する協定に参加せざりし  
と雖、南洋群島殊に「ヤップ」島に於ける自國の權利に關し、確定的了解を得るの必要を感じたる結  
果、同國の提案となり、數回の交渉を重ねたる末、遂に「ヤップ」島及他の赤道以北の太平洋委任統  
治諸島に關する日米條約なるもの、締結を見たり。右條約は前記南洋群島委任統治の各條項に同意す  
ると共に、合衆國は聯盟に加入せざるも、同國及同國民は前記委任統治條項に規定する、一切の利益

を享有すべき事を約し、又布教の自由、米國人既得財産權の尊重、日米間現存條約の適用等を規定す  
るの外、殊に「ヤップ」島に於ける海底電信の陸揚、無線電信の建設及之等の運用維持に關し、詳細  
の規定を設けたるものなり。

參照

「ヤップ」島及他ノ赤道以北ノ太平洋委任統治諸島ニ關スル日米條約(大正十一年七月十三日條約第五號)  
(前文略)

第一條

本條約ノ規定ヲ保留シテ合衆國ハ日本國カ前記委任ニ依リ太平洋中赤道以北ニ位スル一切ノ濠洲逸領諸島ノ施  
政ヲ行フコトニ同意ス

第二條

合衆國ハ國際聯盟ノ聯盟國ニ非サルモ同國及其ノ國民ハ前記委任統治條項第三條、第四條及第五條ニ規定スル  
日本國ノ約束ノ一切ノ利益ヲ享クヘシ  
締約國ハ尙左ノ如ク約定ス

(一) 日本國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限り良心ノ完全ナル自由及各種禮拜ノ自由執行ヲ右諸島ニ  
於テ確保スヘシ斯ル一切ノ宗教ノ米國人宣教師ハ右諸島ニ入り且右諸島内ニ旅行シ及居住シ且右諸島内ニ於  
テ財産ヲ取得シ及占有シ宗教的建物ヲ建設シ及學校ヲ開設スルノ自由ヲ有スヘシ尤モ日本國ハ公ノ秩序及善  
政ヲ維持スルニ必要ナルヘキ監視ヲ行ヒ且右監視上必要ナル一切ノ措置ヲ執ルノ權利ヲ有スルモノトス

(二) 委任統治諸島ニ於ケル米國人ノ既得財産權ハ尊重セラルヘク且如何ナル手段ニ依ルモ侵害セラレサル

第三章 委任統治の由來及其の根據

三三

第三節 「ヤップ」島其の他に關する日米條約

三四

- (三) 日本國及合衆國間ノ現存諸條約ハ委任統治諸島ニ之ヲ適用スヘシ
- (四) 日本國ハ其ノ國際聯盟理事會ニ提出スヘキ委任ノ統治ニ關スル年報ノ複本ヲ合衆國ニ送付スヘシ
- (五) 本條約ニ記載シタル事項ハ本條約ニ引用シタル委任統治條項ニ加ヘラルコトアルヘキ變更ニ依リ影響ヲ受クルコトナカルヘシ但シ右變更ニ對シ合衆國力明ニ同意シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條

合衆國及其ノ國民ハ現在「ヤップ」「グアム」海底電信線又ハ將來合衆國若ハ其ノ國民ノ敷設シ若ハ運用スルコトアルヘキ「ヤップ」島ニ接続スル海底電信線ノ陸揚及運用ニ關スル一切ノ事項ニ付日本國又ハ他ノ各國及其ノ各自ノ國民ト全然均等ノ地步ニ於テ「ヤップ」島ニ自由ニ出入スルコトヲ得ヘシ

前項ニ定ムル權利及特權ハ又無線電信ニ依ル通信ニ關シ合衆國政府及其ノ國民ニ許與セラルヘシ但シ日本國政府カ「ヤップ」島ニ適當ナル無線電信局ヲ設立維持シ差別的料率ヲ課スルコトナク又順位ヲ附スルコトナク海底電信線及船舶又ハ海岸ニ在ル他ノ無線電信局トノ間ニ有効ニ通信ヲ接続スル限リハ合衆國又ハ其ノ國民力同島ニ於テ無線電信局ヲ設置スルノ權利ノ行使ハ之ヲ停止スヘシ

第四條

第三條ニ定ムル權利ニ關聯シテ左記諸項ノ特殊權利、特權及免除ハ電氣通信ニ關スル限リ合衆國及其ノ國民ハ「ヤップ」島ニ於テ之ヲ享有スヘシ

(一) 合衆國國民ハ同島ニ於テ無制限ノ居住權ヲ有スヘク且合衆國及其ノ國民ハ日本國若ハ他ノ各國又ハ其ノ各自ノ國民ト全然均等ノ地步ニ於テ一切ノ動産不動産及之ニ關スル利益(土地、建物、住居、事務所、工場及附屬物ヲ含ム)ヲ取得シ及保持スルノ權利ヲ有スヘシ

- (二) 合衆國國民ハ第三條ノ規定ニ從ヒ同島ニ於テ海底電信線ヲ陸揚及運用シ若ハ無線電信局ヲ設置スルカ爲又ハ本條及第三條ニ定ムル權利及特權ヲ享有スルカ爲許可又ハ免許ヲ受クルノ義務ヲ有セス
  - (三) 海底電信線又ハ無線電信ニ依ル通信又ハ運用ニ關シ檢閱又ハ監督ヲ行フヘカラス
  - (四) 合衆國國民ハ其ノ身體及財産ニ付同島出入ノ完全ナル自由ヲ有スヘシ
  - (五) 海底電信線若ハ無線電信局ノ運用ニ關シ又ハ財産、人若ハ船舶ニ關シ租稅港灣若ハ陸揚ニ關スル課金又ハ如何ナル性質ノ取立金モ一切之ヲ徵收スヘカラス
  - (六) 差別的警察規則ハ之ヲ實施スヘカラス
  - (七) 日本國政府ハ合衆國又ハ其ノ國民力他ノ方法ヲ以テシテハ同島ニ於テ電氣通信ノ目的ノ爲必要ナル財産又ハ便宜ヲ得ルコト能ハサル場合ニハ之ヲ同國又ハ其ノ國民ニ確保スル爲公用徵收權ヲ行使スヘシ
- 右徵收セラルヘキ土地ノ位置及面積ハ各場合ノ需要ニ從ヒ兩國政府間ニ協定スヘキモノトス同島ニ於テ電氣通信ノ目的ニ供セラル、合衆國又ハ其ノ國民ノ財産及便宜ハ公用徵收ヲ受クルコトナカルヘシ

第五條

本條約ハ締約國ニ於テ各自ノ憲法ニ從ヒ批准セラルヘシ本條約ノ批准書ハ出來得ル限リ速ニ華盛頓ニ於テ交換スヘク且本條約ハ其ノ批准書交換ノ日ヨリ實施セラルヘシ (略)

第三章 委任統治の由來及其の根據

三五

## 第四章 氣象

一 概説 南洋群島は、其の位置赤道に接し、全管内悉く熱帯圏内に在るを以て、温帯地の如く四季の別なく、即ち一年を通じて温帯夏期の氣候にして、所謂「常夏の國」なり、然れども各島皆これ太平洋中の孤島、面積狭小なるを以て、四面の海風絶えず島上を吹き渡り、純然たる海洋性氣候を現はし、其の晝夜の別に依る氣象變化も亦極めて尠し。之を以て氣候概して適順、他の熱帯焦熱の氣候を想像して渡來する者の齊しく意外とするところなり。加之、彼の熱帯に特有なる風土病マラリヤなく、又毒蛇、猛獸等の棲息するものなし。自然の恩恵大に、生活極めて簡單にして、家居從て安易なり。

二 氣象觀測 現に「パラオ」に南洋臨觀測所あり、一般氣象の觀測をなすの外上層氣流、地震、港内潮汐觀測及地球磁氣觀測をなし、且其附近に雨量觀測所四箇所を有し、各島に就ては各支廳に簡易氣象觀測を依頼し觀測をなすあり。將來全群島各主要地に互り完全なる氣象調査を行ふべく、目下計畫中にして、既に「サイパン」島及「ボナペ」島に觀測所出張所を設置せり。

三 氣壓 群島各地共、低緯度に位するが爲、總じて氣壓内地より低く、其の變化度合も亦尠し。之を概観するに、群島の稍々中心たる「トラツク」及「ボナベ」島附近に、比較的低きを現はし「カロリン」群島西部「マリアナ」群島にては二月乃至三月に高く、十月乃至十二月頃低く、「カロリン」群島東部にては五月乃至九月頃高く、其の他に低きを示せり。

四 氣温 全群島一般に殆ど氣温相等しく、又一年を通じて其の變化極めて尠く、一日中の最高温度は概ね攝氏二十九度乃至三十一度にして、三十一度を昇ること稀なり、且つ一日の温度の差は僅かに四乃至六度に過ぎず。

五 湿度 所謂高温多湿にして年平均八二%を測り、各島何れも殆んど相等しく、僅かに「カロリン」群島西部に尠く現はれ「マリアナ」群島にては九月乃至十月多く三月尠く「カロリン」群島西部にては六月乃至七月頃多く、三月乃至四月に尠く「カロリン」群島東部にては九月乃至十月に多く、一月乃至三月に尠きを測り、年内變化亦尠く、最少六〇%を測ること極めて稀なり。

六 風向及風速 群島は廣漠たる海洋中に散在するを以て、風向自ら同じからず、一概に言ひ難しと雖、殆ど全群島を通じて、毎年十一月の交より翌年四月頃の交に至るまで、北東乃至東の風吹き、風向一定して動かず、所謂貿易風なるもの之れなり。五月より十月までは、風向必しも一定せず、各島

に依りて其の趣を異にするを觀る。風速は「マリアナ」群島に稍々強く、年平均五米突を測り、四月又は八月乃至九月に弱く、十月乃至二月に強きを現はし、其の他の島に弱く、年平均二米突を測り「カロリン」群島西部にては四月乃至六月、又は九月頃弱く、十月乃至翌年三月頃強く、「カロリン」群島東部にては八月乃至九月に弱く、一月乃至三月に強きを測り、各島何れも暴風を測ること極めて稀なり。

七 雨量 全群島を通じて、降雨量極めて多く、各地多少の差ありと雖、之を平均して一年三、〇〇〇耗以上に達するを觀る。之を内地の平均降雨量一、七〇〇耗に比較すれば、殆ど二倍なるに見て如何に雨量の多きかを知るべし。就中「ボナベ」島は、全群島中最も雨量多き地方にして、其の一年間の降雨量四、〇〇〇耗以上に達するを常とす。全島然かく雨量多しと雖、其の降雨の狀態内地と異り、霖雨なるもの尠く、主として短時間の豪雨にして、其の來るや一沫の黒雲天の一方に現はるゝに次ぎて、冷風起り雨脚忽ちに襲ひ來りて、沛然雨を降らし須臾にして霽るゝもの多し。其の來るや疾忽去るや倏忽、恰も内地盛夏の驟雨に似たり、所謂「スコール」なるものにして、熱帯の炎熱は之れあるが爲に緩和せらるゝもの多しとす。而して群島には、乾濕期の劇然たるものなしと雖、之を概して毎年七月乃至九月の頃を雨季として、一月乃至三月の頃を乾燥期とせらるゝも、年々の狀況必しも

同一ならず、強いて之を區別するは困難なるが如し。

八 暴風 南洋群島は、内地若は臺灣を襲ふ颱風の發生地なれども、管内に於ける氣象變化は僅少にして偶々颱風を發生すべき變化を起すことありと雖、其の低氣壓幼年期に屬するもの多く、所謂暴風に達すること罕なるが如し。然れども廣濶なる區域に亘る群島なるを以て稀に暴風に襲はれ被害を受けることあり。島嶼悉く狭小なるを以て、一旦暴風の襲來を受くるや全群島其の慘害を蒙り、殆ど生色なきに至ること罕ならず。土人之を口禱に傳へて、平時猶且風神を恐るゝこと甚し。「ボナペ」島に在りては、西曆千九百五年大暴風あり。群島の椰子樹殆ど悉く倒潰したりと謂はる。又大正七年「ヤルート」島に、海嘯を伴ふ暴風あり。同九年十二月には「ヤツブ」島に暴風襲來し被害不尠。越えて同十二年六月、同島復た重ねて暴風の被害あり、更に大正十四年十二月「ヤツブ」島に近年稀なる大暴風雨襲來と共に海嘯起り家屋及山林植物、農作物の被害激甚を極め長くも 天皇皇后兩陛下より御救恤の恩召を以て御内帑金五百圓の御下賜ありたり。昭和二年五月二十八日には「バラオ」諸島颶風に襲はれ、中心通過の「ベリリュウ」島は人家一として全きものなき慘狀を呈し二十餘哩を隔てたる南洋廳所在地「コロール」島も風速四十米突に達し、總戸數の九分の七の被害あり、次で「アングウル」島及「パベルグオブ」島(パラオ本島)の一部にも可成りの損害あり、被害總額約百五十萬圓に及び 天皇皇后兩陛下より御内帑金一千圓の御下賜ありたり。

九 概括 南洋群島の氣象に關しては日向淺きと設備未だ完からざる爲め、前記氣象要素の累年平均値を得ず。今昭和五年「サイパン」「パラオ」「ボナペ」に於ける氣象觀測成績並に東京、臺北、外國都市雨量及氣溫表を掲げて參考とす。

昭和六年「サイパン」島月別觀測成績

種目	月												全年		
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月			
氣温	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均
最高	37.5	38.0	38.0	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
最低	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
最大	12.5	13.0	13.0	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5
平均	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5
氣圧	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均
最高	1018.5	1018.5	1018.5	1018.5	1018.5	1018.5	1018.5	1018.5	1018.5	1018.5	1018.5	1018.5	1018.5	1018.5	1018.5
最低	1008.5	1008.5	1008.5	1008.5	1008.5	1008.5	1008.5	1008.5	1008.5	1008.5	1008.5	1008.5	1008.5	1008.5	1008.5
雨量	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均
最高	22.5	23.0	23.0	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5
最低	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



地震回数(有感)	日 氣 天					電 雲 快 晴 天 照
	溫 氣	風 暴	不 曇	快 晴	電 雲	
最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高
最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高
最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高
最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均

水 降	量 發 蒸 雲 日 照 風 量 降 水 度 濕 力 張 氣 蒸 水	最 多	最 少	平 均	最 大	最 小	平 均	最 高	最 低	平 均						
											最 多	最 少	平 均	最 大	最 小	平 均
											最 多	最 少	平 均	最 大	最 小	平 均
最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高						
最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低						
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均						
最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高						
最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低	最低						
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均						

第四章 氣象

昭和六年「パラオ」島月別観測成績

四四

種日	氣		濕		水		蒸		風		降		總計
	均	極	均	極	均	極	均	極	均	極	均	極	
一月	27.0	26.5	85.0	80.0	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1
二月	27.5	27.0	85.5	80.5	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1
三月	28.0	27.5	86.0	81.0	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1
四月	28.5	28.0	86.5	81.5	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1
五月	29.0	28.5	87.0	82.0	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1
六月	29.5	29.0	87.5	82.5	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1
七月	30.0	29.5	88.0	83.0	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1
八月	30.5	30.0	88.5	83.5	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1
九月	31.0	30.5	89.0	84.0	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1
十月	31.5	31.0	89.5	84.5	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1
十一月	32.0	31.5	90.0	85.0	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1
十二月	32.5	32.0	90.5	85.5	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1
全年	30.0	29.5	87.0	82.0	1.5	0.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	38.1

天	雲	風	降	水	蒸	濕	氣	溫	水	蒸	風	降	總												
														不	曇	快	晴	雷	電	霧	雨	雪	霰	雹	霜
照	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
天	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
不	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
曇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
快	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
晴	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
雷	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
電	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
霧	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
雪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
霰	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
雹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
霜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
露	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
霧	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
風	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
降	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
水	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
蒸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
濕	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
氣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
溫	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
水	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
蒸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
風	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
降	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
總	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												

第四章 氣象

四五









備考 各地點年値を表はせり

## 第五章 種族及風俗

### 第一節 種 族

一 總説 南洋群島に居住する種族に關しては、諸説區々にして一定せず。或は西方馬來半島より東遷したるものと傳へられ、又或は東方「ポリネシア」族の西進したるものと稱せらる。人類學上總稱して「ミクロネシア」族と呼ばれるも、固より一定せる型の存するにあらず、數種族の混血せるものなることは推測に難からず、然も各群島、甚しきに至りては同一群島内に在る嶼島にして猶且つ種族の異なる如きものも存するを以て、彼此言語風俗を異にし、全群島を通じて同一の風俗、言語なしとす。其の全群島に居住する種族は之を大別して「カナカ」族及「チャモロ」族の二種族となす。前者は所謂「ミクロネシア」族の一部にして、「チャモロ」族に關しては、或は「カナカ」族と白人との混血なりと謂はれ、或は全然別人種なりと謂ひ定説なし。以下各種族に就き、其の分布の狀を略説すべし。

二 「チャモロ」族 本群島に於ける「チャモロ」族の本據は、「マリアナ」群島を主とし、西部「カ

ロリン」群島に屬する「ヤップ」、「バラオ」之に亞ぎ、其の他の群島には集團的居住を見ず。蓋し該族の祖先は「グアム」島に在りといはるゝを以て、其の四週近距離の島嶼に移住したるに因るならむ。其の當初に於ては「グアム」島は「マリアナ」群島の主島たりしを以て海路直ちに「ロタ」に至り次で「テニアン」、「サイパン」に來りしは地勢上自然の結果にして、往時西班牙領の頃に「サイパン」、「テニアン」に移住し來れる「チャモロ」族極めて多く人口可成稠密なりしが如きも、彼等相互間の争闘及叛逆に依る虐殺等に因り人口激減し、現今に至りては「サイパン」及「ロタ」兩島を合して僅に二千九百餘人を出でず「ヤップ」及「バラオ」其他を併せて漸く三千四百餘人に達するのみ。然も其の最も多數を占むる「サイパン」在住の「チャモロ」族は西領以來比律賓の所謂「タガレン」族及西班牙人等との雜婚に依り著しく變異したりと謂はるゝも、同族の特色は皮膚黃褐色、頭髮黒し。「チャモロ」族は性温順勤勉にして、其の容貌風姿稍「カナカ」族に勝る、衣食住も亦比較的進歩したるものありて「カナカ」族とは此等の點に於て、殆ど其の趣を異にせり、其の上流の者に在りては洋風清楚の住宅を有し、居常洋裝をなし、中にはピアノの如き樂器を備へ、寛活なる文化的生活を營む者尠からず、之れ一つは其の種族に因るべきも、其の多くは西班牙領時代より、久しく宗教の感化を受けたるに因を爲せるものと認めらる。

三 「カナカ」族 本種族は布哇及太平洋諸島に住する民族の總稱にして、南洋群島住民の大部分は此の種族に屬す。然も仔細に之を視れば、西部諸島は馬來族に、東部諸島は「ポリネシア」族に、南方に至るに従ひて「メラネシア」族に類する者多きが如し。三者多少の差異を存するも、一般に皮膚暗褐色若くは黃褐色にして、頭髮概して黒く、中に僅に縮卷する者あり。眉は密生して太く、眉目の間稍々狭く眼窩陥落し、鼻寬廣く、口大にして唇厚し。鬚髯多からず容貌概して素朴温和なり。身長は大低中等大なるも中に長大なる者あり、殊に南方諸島に多しとす。

「カナカ」族は概して性温順にして快活なり、然れども徒に天恵の餘澤に享樂し、極めて懶惰にして勞働を嫌ひ且つ惰慢にして事物に就き研究執着なき弊あり、文化の程度亦低く、其の居常尙未だ原始的狀態を脱せざる者多し。

「カナカ」族は其の數に於て「チャモロ」族の約十四倍に近く、群島を通じて土人の數五萬の内約四萬六千六百は「カナカ」族之を占む。

## 第二節 風 俗

## 一 服裝

イ 服装 全群島悉く熱帯圏内に属するを以て、自然的には殆ど衣服の必要を感じざるを以て其の本來の面目は裸體跣足を風とし、男子は裸體、女子は腰巻様のものを以て、腰部を蔽ふに過ぎざりしが、屢々文明人に接するより、漸次着衣の習慣を馴致し、現今に於ては男子は多く斬髪し、鬚髯を剃り、大抵「シャツ」、「ズボン」等を着け、中には洋服を着用する者も少からず、女子は西洋婦人の着衣様のものを着す、然も各島相隔つること遠きを以て、其の風自ら異り必しも一概に言ふを得ず。其の最も早く文化に觸れたる、「サイパン」島及「マーシャル」群島に於ては、其の風俗略々歐米に模し靴を穿ち帽子を冠り潇洒たる風采を具へ、尠くとも其の外様に於ては、文明人のそれに異らざるもの多し。然るに「ボナベ」より「トラック」、「パラオ」、「ヤップ」に至るに従ひ、服装順次相劣り殊に「ヤップ」の如きは、今猶全島裸體の條々たるを見る。殊に該島に於て奇とすべきは婦人の腰袋にして、草木の纖維を以て造れる袋様のものを腰部に纏束し、行步簞々として音を爲すもの定に一種の奇觀を呈す。

ロ 裝飾 彼等元來着衣の要なく、従てその風なし。然も多少の美的觀念のあるあり、其の發露は文身其の他の風を成し、各島特異の習慣を養成したり。其の最も普通なるを文身とす。其の方法は四肢若くは胸部に簡單なる圖様を施し又は「アルファベット」を以て文字を現はしたるもの

にして、中には四肢全部に涉りて幾多の線條を描きたるあり、模様複雑にして場所廣きを誇りと爲す。又瘡痕と稱する裝飾法あり、上肢上膊部又は下肢大腿部に胸部に瘡痕を作り、一種の美容を爲し兼ねて勇氣を示すの手段とす。此の風は特に「ボナベ」に於て盛に行はる。

其他「トラック」島に於ては、裂耳の法行はる。耳朶に孔を穿ち、漸次擴大伸張せしめ、之に貝又は木製の輪を懸垂せるものあり。其他耳環、頸飾、腕輪の如きものも亦行はる。以上は男女を通じて一般に行はるゝ風なれども、多くは中年以上の者に止まり、青少年間には漸次其の跡を絶つ傾向あるは主として教育の普及に因る。

二 食物 全群島土人の食物は、自然生の果實其他を主食物と爲し、時に魚肉、鳥獸肉を用ゆるに過ぎず。居常天恵に依頼し、食の爲にする勞作と稱すべきもの殆ど無し。稀に種子を栽培する者あるも、耕耘、施肥を爲さず之を放任す。然も季に至りて之を收むれば食糧餘りあり是れ唯、熱帯の恩恵と謂ふの外なし。而して其の食物の種類は「パンの實」、「タロ芋」、「ヤム芋」及椰子果實等を主食物と爲し、「ボーイ」、「タバコ」等を副食物と爲す。就中「パンの實」及芋類は、其の生産量最も多く、「パンの實」は毎年五月より十一月に至るの候成熟し、果實の大小小兒頭大にして、焼き又は煮て食せば其の味「パン」に似、一顆にして後に二食に充つるに足る。又「ヤム芋」は山地に、「タロ

芋一は湯地に生じ、前者は山芋の如く、後者は里芋に類し、形状孰も巨大なり。殊に「ヤム芋」のなるものは太き徑約一尺、長さ三尺餘に及ぶものあり、其の味も亦山芋に劣らず。椰子果實は、未成熟のものは、内部の液汁を飲用し、成熟すれば内部に「ゴブラー」即ち脂肪質の果肉を生ず、色純白にして一種の香味を有し頗る口に適す。其他「ボーイ」は「ヤツプ」島に於て、「タビオカ」は「バラオ」島に於て用ゐられ、前者は粟の大きなもの、後者は一種の芋にして、共に土人に愛用せらる。其の他の果實に至りては、「バナナ」、「パイナップル」、「マンゴー」、「パイヤ」、「レモン」、「オレンジ」等類る處産せざるなく、其の産額亦豊富なるも單に嗜好品として用ふるに過ぎず。

魚類は其の種類頗る多く、其の量亦豊富なりと雖、魚撈の法幼稚なるが爲、漁獲高少く、獸肉は牛、豚、鶏等類る處に飼養せられ、供給比較的潤澤なり。其の他、嗜好品として酒及煙草は、彼等の最も愛着するものなれども、酒類は委任統治條項の制限あり、儀式或は藥用の外其の飲用を許さず、又地方に依りては宗教上の關係より、酒及煙草共に之を用ゐざる者あるを見る。檳榔子を嚼むの習慣は、「ヤツプ」、「バラオ」の兩島に盛にて、殆ど男女の差別なく之を愛嚼し、少年少女の己に其の風に染む者も亦多し。

三 住居 住居は其の構造極めて簡單にして、外様貧弱なるもの多し。唯各島の文化に多少の差あ

るを以て、建築の材料又は様式自ら同じからず。即ち最も早く文明の風を受けたる、「サイバン」島に於ける「チャモロ」族は、比較的建築術發達し、其の「ガラバン」街の如きは大抵木造にして罕に石造の家屋相接し、一見歐洲風に異らざるも、西して「ヤツプ」島に至れば、其の家屋概して倭風陰濕、家居の狀、原始時代を去る遠からざるを思はしむ。然れども中には石を疊みて礎底となし、巨材を用ゐたるものあるを見るも、其の構造に至りては掘立小屋式にして、屋根の勾配急下し、窓戸少く且つ狭く、室内陰濕にして白晝猶暗し。更に西して「バラオ」島に至れば各戸大抵床を用ゐ、窓戸略々備はり、建築の様式頗る進歩せるを見る。「ボナベ」島は略々「バラオ」島に匹敵するも「トラツク」及「ヤルト」の兩島は住居の狀最も低劣にして、大抵床なく純然たる掘立小屋のもの多し。中に偶々歐風を模するものあるは、資産家にあらざば早く歐洲人の影響を受けたる者の所爲に係る。全群島到る處共同家屋あり、所謂「オール、メン、ハウス」と稱するもの之なり。村民の集會所或は他村人の宿泊所に充つ。各村大抵一若くは二を有し、各村を合したる一部落又別箇のもの有す。孰も共同の力を以て之を建て共同の用と爲すものにして、或は往昔戰國時代の遺物なりと謂はる。其の「ヤツプ」島に在るもの、殊に巨大なるを以て名あり、又同島に於ては「月經ハウス」なるものあり、各村一若くは二を有し、女子月經時之に籠居す。共同家屋は男子の専用にして、「月經ハウス」は女子の所

有なりとし、男子の之に近づくを許さず。此の如き風習は同島の特有にして、蓋し男尊女卑の思想に因由するものと認めらる。

第三節 社會的事情

一 人文的觀察 全島住民の外的生活は前述の如く極めて簡單にして、中に歐洲風を模する者あるも、總じて原始時代を去る幾許もなき状態に在り。従て彼等の智識程度も、亦極めて低級に屬す。彼等の視界は其の住する彈丸黒子の小天地に割せられ、其の經驗は祖先傳來の範圍に局限せられ、所謂傳統は彼等唯一の精神的信條なり、其の偶々艦船の發着するあり、之を通じて近世文明の一端に觸るゝとするも、唯、之れ皮相の接觸のみ。又極めて罕に歐米に航したる者あり、又我が國占領以來觀光の爲來朝したる者可成り多しと雖、眞に之れ瞥見一過、恰も夢中に在るものにして、觀察利用の方途に至りては、多きを現在の彼等に望む能はざるなり。故に彼等の平常を觀るに、極めて少數なる優秀者を除き其の大多數は、僅に千百の數字の計算に惑ひ、計算を案じて商取引を爲す能はず。目前の利慾に迷ひて後日の計を爲すを知らず、物の眞價を認識する能はずして、唯、一時の用を糊塗するに過ぎず。

第二次西班牙領有以來施政約四十年にして猶且つ此の如し、假令其の素質低劣にして、見聞の刺激を缺くとはいへ、智識發達極めて遅々たるものあり。然れども顧みて吾が國統治以來教育の成績を觀るに、土人の兒童は記憶力、理解力共に相當の發達を示し、特に技藝的科目に於て其の得意なるを見る、唯數の觀念に於て著しく幼稚の程度にあるを認むるも尠くとも學校内に於ける土人兒童の精神的發達の進程は、内地兒童に比し、特に顯著なる差別を認むる能はず。其の發達の最高限度は、兎も角として、彼等をして始終最好適の環境に在らしめば、相當の程度までは啓發し得らるゝものなるを想はしむ。

二 社會的組織 彼等の社會的組織を觀るに、各島夫々優等民及普通民の二種に別れ、其の間幾段の階級あるを普通とす、別に酋長ありて一般村民を率ゆ。其の地域區劃には内地の大字に當るものあり、之を合して村に該るものあり、即ち酋長に大、小の二種あり互に上下の關係を確立す。大村の酋長勢望最も大にして、一般の尊重する所となる、然も其の權力多くは個人的にして未だ制度的ならず勢威の消長一に懸りて其の人に存するもの如し。又地方に依りては、別に相談役の在るありて酋長を輔佐し、重要事項に參與するあり。孰も其の在任一代一世を普通とし、其の相續の法は世襲なるあり、或は優等種族間相互交代するものもあるも、要するに一種の貴族的寡頭制なるもの多しとす。唯

「ボナベ」島に於ては家譜制の如きもの存し、決を多數に採るの習慣あるも其の酋長制に至りては、他島とその揆を一にするを見る。西班牙領當時までは、酋長の權力絶大にして、相互拮抗して覇を争ひ、雄を競ひ、其の部落民に對しては生殺與奪の權を押したりしも、獨逸の領有以來力めて其の權力を殺ぎ、之を官憲に收めたるの結果、其の權威昔日の如からず、現今に於ては、總村長、或は村長として村治に當らしめ、徵稅及命令の傳達等に任せしむ。素より其の勢力の現はれたるもの勢きも、中に所謂部落の長老にして、往時より其の職に在りし者あり、情性の存する所、時に社會的潛勢力の侮るべからざるものあり。

三 經濟的生活一般 全群島土人の物的生活の極めて簡朴なるは言ふまでもなし。彼等の食物は山野に委ねて走り、衣はあるも可、無きも亦可、服裝の有無美醜は、唯、體裁の問題のみ、然も服裝に關する社會的禮儀、未だ發生せざるのみならず、寧ろ着衣せざるを以て禮と爲す「ヤップ」島の如きあり。住は所謂「竹の柱に茅の屋根」風雨を凌げば足る。衣食住の三面然く容易なるを以て、其の日用品の如きも極めて簡素にして、家財什具之に伴ひ、殆ど見るべきものなし。唯、「チャモロ」族其の他有産知識階級の者には、多少の器具を貯へ、樂器等を備へ、文明の生活を模する者ありと雖、之れ例外に屬す。一般には手より口へ其の日暮の生活にして、貯蓄心なく、將來の計なく、一家子孫の計な

るもの殆ど無し。貨幣は從來獨逸貨幣を用ひ、我が占領以來邦貨の通用を見ると雖、中には貨幣の用を知らず。知ると雖之を迂なりとし、却て物々交換を便利とするものも不尠、其の個々貨幣を得るや求むる物は、石鹼、香水にあらざれば煙草、罐詰等の贅澤品なり。之れ日用品は彼等自ら給して餘りあるを以て、新に求むる物は外來の贅澤物に限らるゝ結果なり。此の如く彼等の日常要する所の物は、殆ど貨幣を以て購求するの必要なく、人々相給して餘りあるを以て、物に對する執着心薄く、苟も物ある、有無相通じ隣保相分つの風あり。畢竟社會組織簡單にして、生活餘裕あるに因る。最近に至り彼等の物慾漸く刺戟せられ、殊に椰子樹に對する所有觀念を生じ、從て土地所有に關する思想の發達しつゝあるを見る。

附記「ヤップ」島には同島固有の貨幣として、石貨、貝貨及依貨あり、今尙同島民に限り一種の交換價值を有す。

四 人情 全群島土人の性情は、概して溫和快活なるも、祖先以來天恵に馴れ、生活の爲にする勞働の必要なかりしを以て、習慣性を爲し、極めて懶惰安逸を好み、勤勞を厭ふの風あるも、適當に指導せば、相當能率を擧ぐを見る、其の往時に在りては、各島を通じて性慥悍猛にして、互に争鬪を事とし、西班牙、獨逸兩國の領有當時に在りては屢々官憲に抗し、「ボナベ」島に於て、殊に殺伐なる歴史を存す。然も爾來壓制の政策を變ずると共に、酋長の權力を殺ぎ、土人に銃器の所持を禁じ、



飲酒を制限し、其の凶猛を制すると同時に、一面に於て耶穌教の普及を計りて、漸次其の性を軟化せしめたるの結果、彼等の野性を馴致し、従順の風を爲すに至れりと謂ふ。

五 言語 各群島其の言語を異にし、全體を通じたる南洋語なるものなし。然も同一群島内に在りても、其の主要島を異にする毎に其の言語を異にするのみならず、同一主要島に屬するも、其の主島と其の離島とは、言語相通せざるもの尠からず。即ち「ヤップ」島に就いて言へば、其の本島と離島とは言語相通せず。「ボナベ」島に就いて言へば、「ボナベ」島と「クサイ」島とは其の言語相異なる。之れ群島各島の布置、水煙遠く相隔り交通罕なるの結果にして、施政上の不便大なるものあり。我が國占領以來主要地に學校を設け、離島と雖邦人の在住する地に於ては、寺小屋式の學校を設けしめ、邦語の普及に盡力したるの結果、邦語を解する者次第に多きを加へ、全群島の大部分は邦語を以て少くも日用の些事便じ得るに至りたり。群島は曩に西班牙及獨逸國の領有するあり、其の他英米人の來往ありしを以て、是等の外國語を解する者、往々にして存し、時に便宜を感ずる事なしとせず。

## 第六章 戸口

### 第一節 戸口の概要

昭和七年四月一日現在人口總數は七萬五千九百人にして、内島民五萬四十五人、邦人二萬五千七百六十六人、外國人九十八人なり。

一 島民 島民人口五萬四十五人中「カナカ」族の人口四萬六千五百五十八人にして其の大部分を占め「チャモロ」族は僅に三千四百餘人に過ぎず「チャモロ」族は人口増殖率高きも「カナカ」族は増殖率高からず、全群島を通じて現状維持の状態に在り、殊に「ヤップ」支廳管内の「カナカ」族の如き逐年減少の状態に在り。

二 邦人 邦人は、大正三年占領當時、僅に數十名に過ぎざりしも、其の後漸次其の數を加へ、昭和七年四月一日には、男一萬六千三人、女九千七百六十三人、計二萬五千七百六十六人に達す、其の大部分は「サイパン」支廳管内に居住し、多くは農業に従事する者なり、而して是等在留邦人を其の本籍別に見れば沖縄縣最も多く、東京府、福島縣等に次ぎ全國に亘る。朝鮮、臺灣に籍を有する者

亦二百餘人あり。

三 外國人 外國人は占領當時獨逸人最も多く宣教師、商人等約百人の在留を見たも、其の後獨逸人は退島し僅に英、米人等十餘人に過ぎざりし事あり、大正十年西班牙舊教宣教師及修道士來島したる爲三十餘人の入島を見、其の他各國人を併せ、昭和七年四月一日現在九十八人なり。而して其の大半は宗教關係者にして、其の他は椰子栽培「コブラ」仲買等の産業又は商業に従事し、是等を合し約八十人なり。

四 戸口調査に關する施設 群島に於ける戸口調査は、其の地理的事情、民智の程度低き等の關係上不便を感ずること多きも、之が調査に對しては、不斷努力を拂ふと共に五年毎に島勢調査を行ひ、之が可及的正確を期しつゝあり、しかして現在採りつゝある方法左の如し。

イ 島民に對しては、其の民智上戸籍若は民籍等の本籍制度を採用し難きを以て、其の戸口の異動は單に其の事實に従ひ之を整理す。而して之が調査は戸口調査規程に依り警察官吏をして不斷之を實査せしむると共に、島民村吏服務心得を定め、村吏をして出生、死亡、婚姻等身分上の異動の届出を爲さしつゝあり。

ロ 邦人及外國人に對しては、前述戸口調査規程に依る實査を行ふの外、尙在留者取締規則に依

りて其の異動は細大之を届出しむるを以て之が調査は殆ど間然する處なし。

ハ 戸籍法に依る届出に對する特別取扱方當管内には戸籍法の施行なく、管内在住の内地人は交通船の關係上、法令の要求する期間内に内地本籍地市町村役場に届出つること至難なるを以て、司法省と協議の上、他の殖民地に於けると同様、法定期間内に當管内支廳に於て受理したる届出は假令届出期間經過後市町村役場に到達すと雖、尙期間内に届出たるものとして取扱を受くることとせり。

#### 五 島勢調査

大正九年十月一日の日本内地の國勢調査に際し、群島に於ても島勢調査を施行せり。

群島は地理的事情及島民の民度前述の如きを以て、之が調査亦到底申告制を採用するを得ず。島民の全部に對し一々其の所在に就き之を實査し、漸く其の完成を見たり。其の間數十日に互り數隻の軍艦を特派したる等、其の經費と努力の大なること想像に絶するものありたり。

大正十四年十月一日、亦日本内地の例に倣ひ第二回島勢調査を施行し、昭和五年十月一日第三回の島勢調査を施行せり。

#### 第二節 統計表

第二節 統計表  
密 度

(昭和七年四月一日現在)

六八

支 廳 別	人 口	面 積	一 方 里 人 口 密 度	
			方 里	人
サイパン支廳管内	二三、九五四	四一・四三	四一・四三	五七八・二
ヤップ支廳管内	六、五九六	一四・六四	一四・六四	四五〇・五
パラオ支廳管内	九、〇四七	三一・〇〇	三一・〇〇	二九一・八
トラツク支廳管内	一六、四七一	八・五五	八・五五	一、九二六・四
ホナバ支廳管内	九、四九九	三二・六五	三二・六五	二九〇・九
ヤルイト支廳管内	一〇、三四二	一一・〇五	一一・〇五	九三五・九
全 群 島	七五、九〇九	一三九・三二	一三九・三二	五四四・九

戸 數

(昭和七年四月一日現在)

支 廳 別	戸 數	計
ヤップ支廳管内	一、〇三三	一〇五
パラオ支廳管内	一、五九九	一、三八四
トラツク支廳管内	三、四一四	三、四一四
ホナバ支廳管内	三、五	三、七
ヤルイト支廳管内	一、四一	一、四一
計	六八五	六、九六六

人 口

(昭和七年四月一日現在)

支 廳 別	人 口	計
ヤップ支廳管内	一、七	一、八七
パラオ支廳管内	一、〇	二、六六
トラツク支廳管内	二、八	三、二一八
ホナバ支廳管内	一、四	一、八三二
ヤルイト支廳管内	一、八	一、八〇
計	九、七	二、六七二

第六節

支 廳 別 人 口

六九

支 廳 別	邦 人				計
	内地人	朝鮮人	臺灣籍民	計	
サイパン支廳管内	二、八七	七、七	一、二	一、二	一、五八三
ヤップ支廳管内	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、八
パラオ支廳管内	一、九	一、九	一、九	一、九	一、八
トラツク支廳管内	七、〇	三、八	三、七	三、七	九、六三
ホナバ支廳管内	七、五	一、四	一、四	一、四	一、八
ヤルイト支廳管内	一、三	一、三	一、三	一、三	一、八〇
計	一、五	一、五	一、五	一、五	二、六七二

第六節

支 廳 別 人 口

六九

支 廳 別	邦 人				計
	内地人	朝鮮人	臺灣籍民	計	
サイパン支廳管内	二、八七	七、七	一、二	一、二	一、五八三
ヤップ支廳管内	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、八
パラオ支廳管内	一、九	一、九	一、九	一、九	一、八
トラツク支廳管内	七、〇	三、八	三、七	三、七	九、六三
ホナバ支廳管内	七、五	一、四	一、四	一、四	一、八
ヤルイト支廳管内	一、三	一、三	一、三	一、三	一、八〇
計	一、五	一、五	一、五	一、五	二、六七二

合	外		邦				サイパン島	テニアン島	ロタ島	マガン島			
	計	人	計	カ		人							
				ナ	モ								
計	女	男	計	女	男	計	女	男	計				
一五、七五九	六、六六〇	九、〇九九	一、四七	三、一六一	一、六一四	一、八八〇	四、四一九	四、六一	二、二八	一、一五三	七、四七八	二、一〇九	五、一〇九
七、一八八				二、一〇	一、一〇	七、一六七			二、一〇	一、一〇	四、四七八	二、六八九	七、一六八
七、五二一	三、三三三	四、一八八		六、六四	三、五四	三、一〇			六、六二	三、一〇	六、二	八、五	二、三
一、四二				二、三	五、八	一、一			一、〇	四、四	一、一	五、七	一、四

(一) サイパン支廳管内  
(二) 主要島別人口

合	外		島民				第二節 統計表
	計	人	計	カ		人	
				ナ	モ		
計	女	男	計	女	男	計	
三、九五四	九、八〇三	二、四一三	九、〇〇	一、九〇	二、一〇	二、九〇	一、五九
六、五三六	三、三三三	三、二〇三	九、〇〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇
九、〇〇	三、三三三	五、六六六	九、〇〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇
二、九〇	一、九〇	一、〇〇	二、九〇	一、九〇	一、〇〇	二、九〇	一、〇〇
一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九
一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九

(昭和七年四月一日現在)

第六章 戸	邦		島民		外		計
	人		カナカ		計		
	男	女	男	女	男	女	
	計	計	計	計	計	計	
春島	三六	三六	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	三六〇
夏島	三〇	三〇	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	三〇〇
秋島	三〇	三〇	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	三〇〇
冬島	三〇	三〇	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	三〇〇
月曜島	三〇	三〇	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	三〇〇
水曜島	三〇	三〇	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	三〇〇
金曜島	三〇	三〇	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	三〇〇

(ハ) トラック支廳管内

合	計
計	女男
二、〇八二	一、〇四一
一、九九九	九九九
四、〇八一	二、〇四一
一、七九八	八九八
一、五九三	七九三
三、三九一	一、六九三
一、五〇八	七五四
一、〇五七	五二八
二、五六五	一、二八二
六五八	三二九
二九四	一四七
九五二	四七六

七三

外	邦		島民		外		計
	人		カナカ		計		
	男	女	男	女	男	女	
	計	計	計	計	計	計	
ヤップ支廳管内	一五九	一〇一	一八三	一五三	一八三	一五三	一、〇八二
パラオ本島	一二六	四九	一六三	一五七	一六三	一五七	一、九九九
パラオ支廳管内	一、一六七	七七九	一、九四六	一、二八二	一、九四六	一、二八二	四、〇八一
アンガウル島	一六八	一一一	二七九	一〇九	二七九	一〇九	一、七九八
コロール島	一、一六七	七七九	一、九四六	一、二八二	一、九四六	一、二八二	一、五九三
ヤップ支廳管内	一五九	一〇一	一八三	一五三	一八三	一五三	三、三九一
パラオ本島	一二六	四九	一六三	一五七	一六三	一五七	一、七九八
パラオ支廳管内	一、一六七	七七九	一、九四六	一、二八二	一、九四六	一、二八二	一、五九三
アンガウル島	一六八	一一一	二七九	一〇九	二七九	一〇九	三、三九一
コロール島	一、一六七	七七九	一、九四六	一、二八二	一、九四六	一、二八二	一、五〇八
ヤップ支廳管内	一五九	一〇一	一八三	一五三	一八三	一五三	二、〇五七
パラオ本島	一二六	四九	一六三	一五七	一六三	一五七	二、五六五
パラオ支廳管内	一、一六七	七七九	一、九四六	一、二八二	一、九四六	一、二八二	一、〇五七
アンガウル島	一六八	一一一	二七九	一〇九	二七九	一〇九	二、五六五
コロール島	一、一六七	七七九	一、九四六	一、二八二	一、九四六	一、二八二	一、〇五七
ヤップ支廳管内	一五九	一〇一	一八三	一五三	一八三	一五三	二、〇五七
パラオ本島	一二六	四九	一六三	一五七	一六三	一五七	二、五六五
パラオ支廳管内	一、一六七	七七九	一、九四六	一、二八二	一、九四六	一、二八二	一、〇五七
アンガウル島	一六八	一一一	二七九	一〇九	二七九	一〇九	二、五六五
コロール島	一、一六七	七七九	一、九四六	一、二八二	一、九四六	一、二八二	一、〇五七

第二節 統計表  
(ロ) ヤップ、パラオ支廳管内

七二

第二節 統計表

合 計	外 國 人		計
	女	男	
二、三六五	二、三三三	三二	三
二、三六五	二、三三三	三二	三
二、三六五	二、三三三	三二	三

七四

(二) ボナベ、ヤルト支廳管内

邦 人	島 民		計
	女	男	
七三三	一、〇八一	三六八	一、〇八一
七三三	一、〇八一	三六八	一、〇八一
七三三	一、〇八一	三六八	一、〇八一

職業別人口

(一) 邦 人

(昭和七年四月一日現在)

合 計			外 國 人			計		
女	男	計	女	男	計	女	男	計
二、七七八	二、四三〇	五、二〇八	一、〇八一	三六八	一、〇八一	一、〇八一	三六八	一、〇八一
二、七七八	二、四三〇	五、二〇八	一、〇八一	三六八	一、〇八一	一、〇八一	三六八	一、〇八一
二、七七八	二、四三〇	五、二〇八	一、〇八一	三六八	一、〇八一	一、〇八一	三六八	一、〇八一

第六章 戸 口

七五

職業別	支 廳 別		計
農 業	女	男	
内地人	二、四三三	四、八〇六	七、二三九
朝鮮人	三	三	六
サイパン支廳管内	一	一	二
ヤップ支廳管内	一	一	二
パラオ支廳管内	一	一	二
トラック支廳管内	一	一	二
ボナベ支廳管内	一	一	二
ヤルト支廳管内	一	一	二
計	二、四三三	四、八〇六	七、二三九

第六章 戶口

備考 括弧内数字は臺灣籍民なり

合計	無業		其他ノ有業者		家用ノ使入		自由業	
	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人
計	計	計	計	計	計	計	計	計
19,821	19,432	5,000	(3)	10,500	1,250	1,700	1,200	1,200
3,600	3,600	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(1)	2,600	4,000	1,000	2,500	700	600	1,000	3,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,600	1,600	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(2)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

第二節 統計表

交通業		商業		工業		農業		水産業	
朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

第六章	有他其業者ノノ		使家用人事		自公山業務		交通業		商業	
	族カナカ	口チヤモ	族カナカ	口チヤモ	族カナカ	口チヤモ	族カナカ	口チヤモ	族カナカ	口チヤモ
戸	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
口	二二	一三	一	五	一	八	一	二	一	二
	一五	一四	一	二	一	四	一	三	一	三
	七	三	五	〇	六	五	九	一	一	四
	二九	三〇	一	九	一	五	一	三	一	七
	四	四	一	六	三	三	一	二	一	四
七九	一	九	一	一	一	四	一	三	一	六
	四	四	二	三	一	三	一	三	一	八

職業別	工業		鑛業		水産業		農業	
	族カナカ	口チヤモ	族カナカ	口チヤモ	族カナカ	口チヤモ	族カナカ	口チヤモ
支離管内	一	一	一	一	一	一	一	一
支離管内	一	一	一	一	一	一	一	一
支離管内	一	一	一	一	一	一	一	一
支離管内	一	一	一	一	一	一	一	一
支離管内	一	一	一	一	一	一	一	一
支離管内	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一

第二節 統計表  
(一) 島民

(昭和六年十月一日現在)  
七八



職業別	支應管内		支應管外		支應管内		支應管外		支應管内		支應管外		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
工 業													
商 業													
交 通													
公 務													
家 事													
其 他													
無 業													
合 計	1,349	1,101	1,088	1,041	1,153	1,066	1,277	1,121	1,223	1,131	1,066	1,019	13,668

職業別	支應管内		支應管外		支應管内		支應管外		支應管内		支應管外		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
農 業													
水 産													
職 業													
無 業													
合 計	1,008	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	13,668

(三) 外 國 人

(昭和七年四月一日現在)

第二節 統計表  
年齢別人口

(一) 邦人

年齢別	支應別	サイパン管内	ヤップ管内	パラオ管内	トラツク管内	ホナハ管内	ヤルイト管内	計
一	女	二、五七	〇	〇	〇	〇	〇	二、五七
一	男	二、五七	〇	〇	〇	〇	〇	二、五七
二	女	一、四八	〇	〇	〇	〇	〇	一、四八
二	男	一、四八	〇	〇	〇	〇	〇	一、四八
三	女	一、三三	〇	〇	〇	〇	〇	一、三三
三	男	一、三三	〇	〇	〇	〇	〇	一、三三
四	女	一、二〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、二〇
四	男	一、二〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、二〇
五	女	一、〇五	〇	〇	〇	〇	〇	一、〇五
五	男	一、〇五	〇	〇	〇	〇	〇	一、〇五
六	女	一、〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、〇〇
六	男	一、〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、〇〇
計	女	二、五七	〇	〇	〇	〇	〇	二、五七
計	男	二、五七	〇	〇	〇	〇	〇	二、五七

(昭和七年四月一日現在)

(二) 島民

年齢別	支應別	サイパン管内	ヤップ管内	パラオ管内	トラツク管内	ホナハ管内	ヤルイト管内	計
一	女	一、八〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、八〇
一	男	一、八〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、八〇
二	女	一、七〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、七〇
二	男	一、七〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、七〇
三	女	一、六〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、六〇
三	男	一、六〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、六〇
四	女	一、五〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、五〇
四	男	一、五〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、五〇
五	女	一、四〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四〇
五	男	一、四〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、四〇
六	女	一、三〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、三〇
六	男	一、三〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、三〇
計	女	一、八〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、八〇
計	男	一、八〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、八〇

年齢別	支那管内		ヤップ管内		パラオ管内		トラック管内		ガナバ管内		ヤル！ト管内		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
三	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
四	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
五	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
六	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
七	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
合 計	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80

第六章 戸口

八五

(三) 外国人

年齢別	支那管内		ヤップ管内		パラオ管内		トラック管内		ガナバ管内		ヤル！ト管内		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
三	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
四	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
五	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
六	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
七	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
八	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
九	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
一〇以上	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合 計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第二節 統計表

八四

第六章 戸口	近畿區			東海區			東山區			北陸區								
	島根縣	鳥取縣	和歌山縣	奈良縣	兵庫縣	大阪府	京都府	滋賀縣	三重縣	愛知縣	靜岡縣	岐阜縣	長野縣	山梨縣	福井縣	石川縣	富山縣	新潟縣
	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600
	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
八七	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

邦人本籍別人口	關東區			東北區			北陸區							
	神奈川縣	東京府	千葉縣	埼玉縣	群馬縣	栃木縣	茨城縣	福島縣	山形縣	秋田縣	宮城縣	岩手縣	青森縣	海防廳
	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

第二節 統計表  
邦人本籍別人口

(昭和七年四月一日現在)



國籍別	支廳管内									
	サイパン	チャップ	パラオ	トラック	ガナバ	ヤルット	計			
英國				1			1			
米國				1			1			
佛國				1			1			
獨逸				1			1			
白洲				1			1			
露國				1			1			
中洲				1			1			
比華				1			1			
菲律賓				1			1			
日本				1			1			
合計	5	9	5	23	5	5	62			

第六章 戸口

八九

外國人國籍別人口

(昭和七年四月一日現在)

合計	1,961
サイパン	5
チャップ	9
パラオ	5
トラック	23
ガナバ	5
ヤルット	5
計	62

支廳	九州區										四國區				中國區				
	樺太	支庁	大分	熊本	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	鹿兒島	宮崎	高知	香川	徳島	山口	岡山	山形	岡山	山口	徳島
樺太	2																		
支庁		1																	
大分			1																
熊本				1															
鹿兒島					1														
宮崎						1													
高知							1												
香川								1											
徳島									1										
山口										1									
岡山											1								
山形												1							
合計	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

第二節 統計表

八八

年齢別	支那別		サイパン		ヤップ		パラオ		トラツク		ホナハ		ヤルット		計
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
0	4	9	110	108			2								120
5	4	9	108	105											117
10	4	9	105	102											114
15	4	9	102	99											111
20	4	9	99	96											108
25	4	9	96	93											105
30	4	9	93	90											102
計	4	9	110	108			2								120

第六章

戸

九一

(一) 邦人 死亡者年齢別

人

(昭和六年中)

種別	出生		死亡		種別
	邦人	島民	邦人	島民	
サイパン	11	11	11	11	計
ヤップ	11	11	11	11	計
パラオ	11	11	11	11	計
トラツク	11	11	11	11	計
ホナハ	11	11	11	11	計
ヤルット	11	11	11	11	計
計	11	11	11	11	計

第二節 統計表 出生死亡

九〇 (昭和六年中)

年齢別	支那別		サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナベ	ヤルット	計
	女	男							
二〇	二四	一九	一三	五四	一四	八六	〇八	二一	二六六
一五	一四	一九	一	五三	二六	七三	三	一	二七〇
一〇	一四	一四	一	四三	二五	三二	一	一	二八〇
五	九	一四	一	三一	六	九	三	二	二八三
〇	四	一	一	二	〇	五	二	三	二八〇
計	二四	一九	一三	一四一	六五	一七四	一四	五	二八〇

第六章

戸

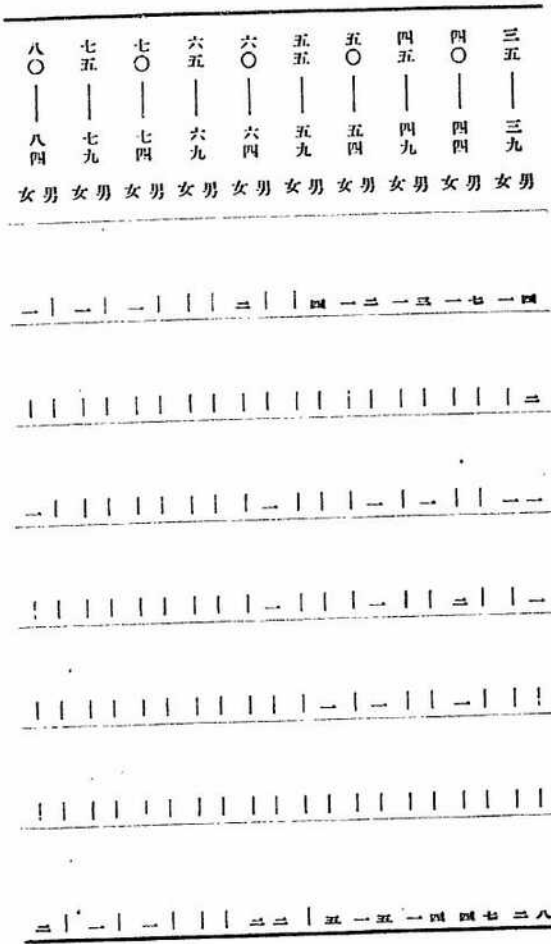
口

九三

（一）島民

備考 括弧内数字は外国人なり

計	女	男
二六六	一四一	一二五
二七〇	一四一	一二九
二八〇	一四一	一三九
二八三	一四一	一四二
二八〇	一四一	一三九



第二節 統計表

九二

職業別	支離別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナベ	ヤルイト	計
-----	-----	------	-----	-----	------	-----	------	---

移住退去人員  
(一) 邦人  
(昭和六年中)

計	100	九五	九〇	八五	八〇	七五		
計	100	九五	九〇	八五	八〇	七五		
女	100	九五	九〇	八五	八〇	七五		
男	100	九五	九〇	八五	八〇	七五		
計	100	九五	九〇	八五	八〇	七五		
女	100	九五	九〇	八五	八〇	七五		
男	100	九五	九〇	八五	八〇	七五		
計	100	九五	九〇	八五	八〇	七五		
女	100	九五	九〇	八五	八〇	七五		
男	100	九五	九〇	八五	八〇	七五		

七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五	四〇	三五	三〇	二五
七四	六九	六四	五九	五四	四九	四四	三九	三四	二九
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男



	家事使用人		有其業他者ノ		勞其業他者ノ		公務自由業		交通業	
	去	來	去	來	去	來	去	來	去	來
戶	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
	六	〇	三	六	二	七	三	三	三	九
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	五	八	二	二	一	一	〇	〇	七	二
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	二	二	三	三	四	四	〇	〇	二	二

	商業		工業		鐵業		水産業		農業	
	去	來	去	來	去	來	去	來	去	來
戶	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
	九	三	二	二	〇	〇	九	九	一	一
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八	二
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	六	〇	二	二	三	三	七	〇	六	六
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	一	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八	六
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	六	〇	八	〇	二	三	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	三	三	五	九	七	六	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	二	六	三	九	四	七	〇	〇	一	六

職業別	商 業		鐵 業		支 離 別
	去 年	來 年	去 年	來 年	
	女	男	女	男	
サイパン					
ヤップ					
パラオ					
トラツク					
ホナベ					
ヤルート					
計					

(三) 外国人

計	去 年		來 年	
	女	男	女	男
	五	四	五	四
計	二	三	二	三

農 業	去 年		來 年		支 離 別
	女	男	女	男	
サイパン	五	四	五	四	
ヤップ					
パラオ					
トラツク					
ホナベ					
ヤルート	六	七	七	八	
計	五	四	五	四	

(二) 島民

計	去 年		來 年		無 職 業
	女	男	女	男	
	一	三	六	二	四
	五	三	一	三	〇
	三	〇	六	三	三
	六	三	二	三	六
	一	三	六	二	四
	三	五	八	二	一
	二	六	三	三	六
	二	六	三	三	六
	九	四	三	三	五
	六	六	二	三	六
	二	三	四	三	一
	三	四	六	二	一
計	二	三	一	二	八

種別	昭和七年		昭和五年		昭和七年		昭和五年		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
クワラト	1,100	1,000	1,100	1,000	1,100	1,000	1,100	1,000	11,000
オラバ	1,200	1,100	1,200	1,100	1,200	1,100	1,200	1,100	12,000
アツヤ	1,300	1,200	1,300	1,200	1,300	1,200	1,300	1,200	13,000
ンバイサ	1,400	1,300	1,400	1,300	1,400	1,300	1,400	1,300	14,000
計	4,000	3,600	4,000	3,600	4,000	3,600	4,000	3,600	40,000
外国人	100	100	100	100	100	100	100	100	1,000
合計	4,100	3,700	4,100	3,700	4,100	3,700	4,100	3,700	41,000

人口累年表 (十月一日現在但し昭和七年八月一日現在)

計	無職業		有職業者ノ		公務自由業	
	去	來	去	來	去	來
計	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100

年次	トウラト		オラバ		ツツヤ		ンバイ	
	昭和元年	昭和二年	昭和元年	昭和二年	昭和元年	昭和二年	昭和元年	昭和二年
昭和元年	35,000	38,000	12,000	13,000	10,000	11,000	12,000	13,000
昭和二年	36,000	39,000	13,000	14,000	11,000	12,000	13,000	14,000
昭和三年	37,000	40,000	14,000	15,000	12,000	13,000	14,000	15,000
昭和四年	38,000	41,000	15,000	16,000	13,000	14,000	15,000	16,000
昭和五年	39,000	42,000	16,000	17,000	14,000	15,000	16,000	17,000
昭和六年	40,000	43,000	17,000	18,000	15,000	16,000	17,000	18,000
昭和七年	41,000	44,000	18,000	19,000	16,000	17,000	18,000	19,000
昭和八年	42,000	45,000	19,000	20,000	17,000	18,000	19,000	20,000
昭和九年	43,000	46,000	20,000	21,000	18,000	19,000	20,000	21,000

出生死亡累年表

年次	トールヤ		バナボ		ナナク		ナナク	
	昭和元年	昭和二年	昭和元年	昭和二年	昭和元年	昭和二年	昭和元年	昭和二年
昭和元年	100,000	105,000	45,000	48,000	35,000	38,000	20,000	22,000
昭和二年	102,000	107,000	46,000	49,000	36,000	39,000	21,000	23,000
昭和三年	104,000	109,000	47,000	50,000	37,000	40,000	22,000	24,000
昭和四年	106,000	111,000	48,000	51,000	38,000	41,000	23,000	25,000
昭和五年	108,000	113,000	49,000	52,000	39,000	42,000	24,000	26,000
昭和六年	110,000	115,000	50,000	53,000	40,000	43,000	25,000	27,000
昭和七年	112,000	117,000	51,000	54,000	41,000	44,000	26,000	28,000
昭和八年	114,000	119,000	52,000	55,000	42,000	45,000	27,000	29,000
昭和九年	116,000	121,000	53,000	56,000	43,000	46,000	28,000	30,000

第二節 統計表

計	トール						ナホ					
	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
昭和元年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和二年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和三年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和四年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和五年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和六年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

一〇四

## 第七章 行政

### 第一節 沿革

歐洲大戰勃發し日獨の國交破る、や我が海軍の南遣隊は直に南洋を衝き、當時獨逸國の保護領たりし太平洋中赤道以北に散在する南洋群島を占領し、同時に軍政を布き一時の治安に任じたり。時に大正三年十月、之れを南洋群島に於ける帝國施政の肇とす。次で同年十二月臨時南洋群島防備隊條例發布せられ、司令部を「トラック」島に置き、全群島を分つて六民政區と爲し、各區に守備隊を配置し各守備隊長をして軍政廳長として民政事務を兼掌せしめ、茲に軍政の基礎を確立するに至る。越えて大正七年六月民政職員設置に關する勅令公布せられ、臨時南洋群島防備隊司令官の下に民政部を設け新に民政部長及事務官其の他の職員を任命し、從來の軍政廳を改めて民政署と爲し事務官を以て民政署長に充て、各管内の民政事務に當らしめ、茲に群島民政の端緒を開くに至りたり。

大正九年一月交戰國間に平和條約の成立するや、國際聯盟規約第二十二條の規定に基き、主たる同盟及聯合國の委任に依り南洋群島は帝國の委任統治地域と爲り、帝國は受任國として南洋群島の統治

を爲すに至れり。是に於て帝國政府は南洋群島に於ける施政制度を根本的に改革するの必要を認め、従來の臨時南洋群島防備隊條例を廢し、軍隊を撤去すると同時に新に南洋廳を設置す。時に大正十一年四月なり。

第二節 南洋廳

南洋廳官制は大正十一年三月勅令を以て公布せられ、次で大正十三年十二月及昭和二年六月同四年六月同五年一月同年十月の五回に亘り其の一部を改正せらる。現行官制は即ち南洋廳に南洋廳長官を置き、長官は拓務大臣の指揮監督を承けて部内の政務を管理す。但し郵便及電信に關する事務に付ては逓信大臣、貨幣銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承くるものとし、其の職權又は特別の委任に依り廳令を發し、之に一年以下の懲役若しくは禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得、又安寧秩序を保持する爲臨時緊急を要する場合には、其の制限を越ゆる罰則を附したる命令を發することを得しむ。其の他管内の安寧秩序の保持の爲必要あるときは鎮守府司令長官又は附近の海軍主席指揮官に兵力の使用を請求することを得るものとす。

南洋廳内部の組織は長官官房の外、庶務、財務、警務、拓殖及通信の五課、臨時「サイバン」港修築事務所及物産陳列所の二所及水産試験場を置き、官房に主事、各課に課長、各所に所長、水産試験場に場長を置き、書記官、事務官、警視、技師又は屬を以て之に充つるの外、書記官をして長官の命を承け廳務を掌理せしむ。又南洋群島内須要の地に支廳を置き、戸籍、賑恤、救濟、警察、衛生、徵稅、教育、宗教、産業、土木、港灣等他の特別官署の權限に屬せざる一切の行政事務を掌理せしむ。其の名稱、位置及管轄區域は、拓務大臣の認可を経て、長官之を定むるものとし、現に六支廳を置き事務官、屬又は警部を以て其の支廳長に充て、長官の指揮監督を承け、法律命令を執行し部内の行政を掌理せしむるものとす。

第三節 行政區劃

南洋廳の行政區劃を分つて六と爲す。「サイバン」、「ヤップ」、「バラオ」、「トラツク」、「ボナベ」、「ヤルト」之れなり。内「サイバン」は「マリアナ」群島に、「ヤップ」、「バラオ」は西「カロリン」群島に、「トラツク」、「ボナベ」は東「カロリン」群島に、「ヤルト」は「マーシャル」群島に屬す。即ち左の如し。

第三節 行政區劃

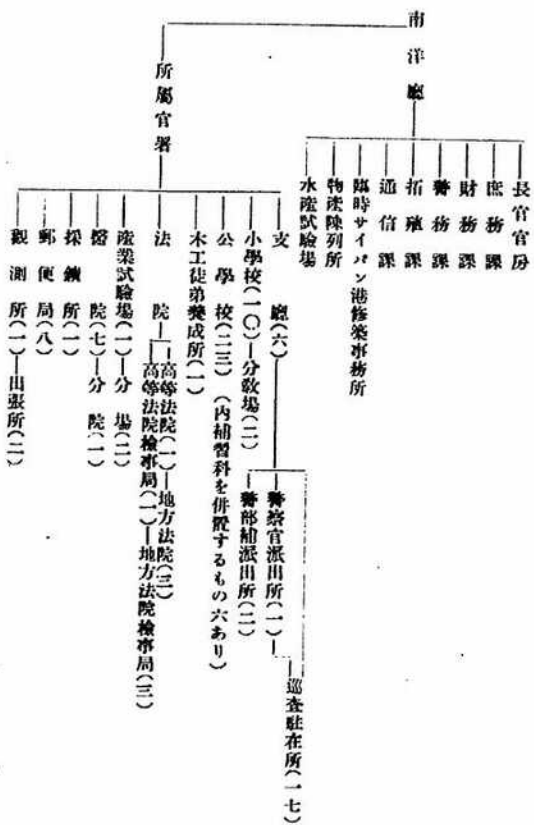
支廳	支廳所在地	管轄區域
サイパン支廳	サイパン	マリアナ群島一圓
ヤップ支廳	ヤップ	東經百三十七度以東の西「カロリン」群島一圓
パラオ支廳	パラオ	東經百三十七度以西の西「カロリン」群島一圓
トラツク支廳	トラツク	東經百五十四度以西の東「カロリン」群島一圓
ボナバ支廳	ボナバ	東經百五十四度以東の東「カロリン」群島一圓及東經百六十四度以西の「マーシャル」群島一圓
ヤルート支廳	ヤルート	東經百六十四度以東の「マーシャル」群島一圓

第四節 所屬官署

南洋廳に所屬し南洋廳長官の管理する諸官署は前記支廳の外産業試験場、法院、醫院、採鑛所、郵便局、小學校、公學校、觀測所等とし法院は之を高等、地方の二に分ち、高等法院一、地方法院三あり、採鑛所は「アンガウル」に置き専ら燐礦採掘に當らしめ、觀測所は之を「パラオ」に出張所を「サイパン」、「ボナバ」に置き、氣象觀測の事を掌らしむ。其他醫院、郵便局、學校は各支廳所在地及須要の地に設置す。

第五節 行政系統

南洋廳及所屬官署系統を示せば左の如し。



第五節 行政系統

第五節 行政系統  
職員定員

(昭和七年六月末日現在)

一一〇

官署別	主任	奏任	列任	列任待遇	嘱託	雇員	計
南支廳	一	九	三	三	九	六	一八
小支廳	一	一	一	一	一	一	六
公小支廳	一	一	一	一	一	一	六
法公小支廳	一	一	一	一	一	一	六
産業試験場	一	一	一	一	一	一	六
探検所	一	一	一	一	一	一	六
醫務所	一	一	一	一	一	一	六
郵便局	一	一	一	一	一	一	六
計	一	九	三	三	九	六	一八

第六節 地方行政  
村吏

(昭和七年九月一日現在)

支廳別	總村長	區長	村長	助役	計
サイパン支廳管内	一〇	一	一	一	一八
カップ支廳管内	二	一	一	一	一五
バラオ支廳管内	六	一	一	一	一八
トラック支廳管内	一	一	一	一	一四
ボナバ支廳管内	一	一	一	一	一四
ヤルト支廳管内	三	一	一	一	一六
計	三二	三	六	六	一〇五

現在の村吏は主として舊慣に依る大酋長又は酋長にして長官の認可を経て支廳長之を命じ其の管轄區域は舊慣に依る。

カナカ族の村吏を總村長村長と稱しチャモロ族の村吏を區長助役と稱す。

總村長又は區長は支廳長の指揮監督を受け地方行政に關する左の事務を補助執行するの外舊慣に依

第七章 行政

一一一



第六節 地方行政

其の職務に属する事項を執行し村長助役は總村長區長の職務を輔佐す。

- 一、法規の周知に關すること。
- 二、願、届の進達に關すること。
- 三、支廳長より發したる命令の傳達又は其の執行に關すること。

在寇軍人兵種別

(昭和六年十二月末日現在)

合 計	豫 備		後 備		其 他		計
	陸軍	海軍	陸軍	海軍	陸軍	海軍	
一、五五二	一、三三九	二一三	一、三三九	二一三	一、三三九	二一三	一、五五二
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
一、六	一、六	一、六	一、六	一、六	一、六	一、六	一、六
七	七	七	七	七	七	七	七
二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七
一	一	一	一	一	一	一	一
二、〇〇一	二、〇〇一	二、〇〇一	二、〇〇一	二、〇〇一	二、〇〇一	二、〇〇一	二、〇〇一

第八章 警 察

第一節 南洋廳設置前

大正三年十月帝國海軍が本群島を占領するや、秩序維持の爲直に軍政を布き「トラック」島に臨時南洋群島防備隊を設置し、樞要の地に守備隊を置き、其の兵員を以て地方警備に當らしめたるも、多くは警察の事務に通せず、執行上支障を感じたる結果、大正四年守衛の制を設け、主として豫後備憲兵下士上等兵より之を採用し、各守備隊に配屬せしめ、専ら警察、衛生及行刑の事務に當らしむ、其の後大正六年守衛の名稱は實際に適合せざるものあるを慮り、警吏と改稱し、且部内限判任待遇に陞したり。

大正七年七月臨時南洋群島防備隊條令を改正し、防備隊に民政部を設け、之に警務課を置き、文官たる海軍事務官長及海軍事務官を以て各其の長に充て、更に守備隊所在地に民政署を置き、海軍事務官を以て署長とす。

大正八年に至り、更に前記警吏の外に、判任官たる海軍警吏を民政部及民政署に配置し、後判任待

遇たる海軍警吏補の職を設け併せ配置せり。

大正十年七月海軍警吏は海軍警部又は警部補に、海軍警吏補及警吏は海軍巡査に任用し、其の官職を他廳府縣の名稱と合致せしめたり。之より先大正七年民政署を設くるや、獨領時代の制度に鑑み、巡警の職を定め島民より之を採用し、島民に對する警察、衛生及行刑の事務を補助せしむ。

第二節 南洋廳設置後

大正十一年四月南洋廳官制施行と同時に民政部及民政署に配置せる前記警察官吏は、夫々南洋廳警部、警部補又は巡査に其の兼任用し、警視一名を増員し南洋廳及各支廳に配置せり。即ち廳に長官官房の外、内務、財務、拓殖の三部を置き、内務部に警務課を設け、警視を以て内務部警務課長に充て警察、衛生及監獄の事務を掌理せしむ、又醫院職員たる醫長及藥劑官の二名を兼任技師として配置し、衛生事務に當らしむ。

而して支廳には警務課を設け、警部を以て警務課長に充て、支廳長に警察權を付與し部下警察職員を指揮監督せしめ、警察、衛生及監獄の事務を執行せしめたり。只特に重大なる事項に在りては長官自ら之を管掌し、警察執行に關しては内務部警務課長上司の命を受け、直接支廳警部以下警察官吏を

指揮監督することせり。尙支廳に各一名又は二名の兼任技手を配置し、衛生事務に當らしめたり。又大正十一年七月には巡査部長の職を設けたり。

越えて大正十三年六月各支廳には尙、衛生試験其の他藥學、化學上の技術に従事するものなきを以て、更に兼任技手一名又は二名を増置したるも、其の後更に事務の都合を考慮し、醫院職員たる醫員及藥劑員は總て技手に兼任し醫長及醫官には衛生事務を囑託し、支廳勤務を命じ之が充實を圖れり。

大正十三年十二月行政財政の整理に伴ひ、廳に於ては部制を廢止し内務部警務課は警務課とし、各支廳警務課は之を警務係とせり。

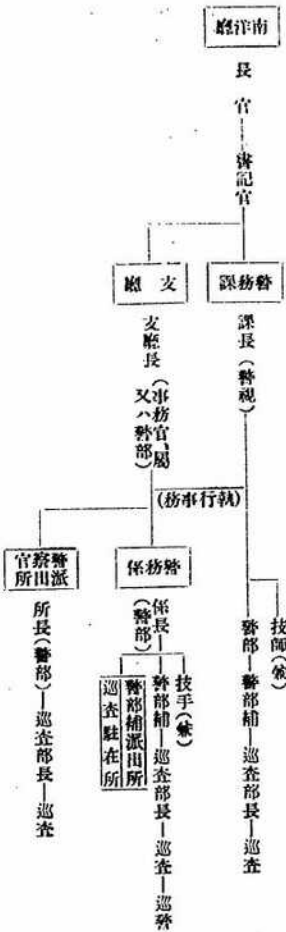
巡警は初め島民に對する警察、衛生及監獄の事務のみを補助せしめたるも、昭和四年規則を改正し島民に限らず一般警察、衛生及監獄の事務を補助せしむることせり。

現に南洋廳に警務課を置き、地方に六支廳を設け全群島を分轄せしむ、支廳管内に更に警察官派出所、警部補派出所、巡査駐在所を設置す。警察官派出所は「デニアン」島に警部補派出所は「クサイ」島及「アングウル」島の二島に巡査駐在所は部落の情勢人口の多寡及管内の廣狹等に因り各支廳一乃至六箇所、總計十七箇所を設く。常管下は各支廳に依り地理的事情は勿論人文發達の程度等一樣ならず。従つて警察官吏の配置、亦人口の多寡のみに依らず主として地方特殊の事情に従ふ。昭和七年八

第二節 南洋廳設置後

月一日現在に於て警部以下最も多きは三十四人、最も少きは十人の定員を配置す。  
警察制度警察職員の配置を示せば左の如し。

警察制度



警察職員現員

(昭和七年八月末日現在)

計	巡査部	警部	警部補	技手	衛生事務	技師	警視
(三六)	(一)	(二)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
(三八)	(九)	(三)	(一)	(四)	(二)	(四)	(一)
(四一)	(五)	(四)	(一)	(三)	(一)	(三)	(一)
(七三)	(八)	(二)	(一)	(五)	(一)	(三)	(一)
(三三)	(五)	(五)	(一)	(三)	(一)	(三)	(一)
(三八)	(八)	(八)	(一)	(三)	(一)	(三)	(一)
(四二)	(四)	(五)	(一)	(三)	(二)	(三)	(一)
(三二)	(三)	(九)	(一)	(二)	(二)	(三)	(一)
(三〇)	(七)	(三)	(九)	(一)	(二)	(三)	(一)

備考 括弧内数字は醫院職員の統務せるものなり。

警察官署

(昭和七年八月一日現在)

第八章 警察

支廳警務係	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナベ	ヤルット	計
警察官派出所	一	一	一	一	一	一	六
警部補派出所	一	一	一	一	一	一	六
巡查駐在所	六	一	三	二	三	二	二七
巡查立番所	八	二	五	三	五	三	二六
計	八	二	五	三	五	三	二六

第三節 警察取締

一 渡航及居住者 大正五年群島治安の必要上、南洋群島居住者取締規則を發布し、無産無頼の徒の渡航を取締りたるも不備の點あるを以て、翌六年九月渡航及居住者取締規則を發布し、着後届出、携帶金、身分異動の届出等の義務を負担せしむると共に、公安風俗を紊す者に對する居住禁止處分を定め、之を取締に資せしが其の後、群島狀況の推移に副ひ難きものあるを以て、本令を廢し、新に大

正十四年二月在留者取締規則を發布し、携帶金の制を廢したり。

二 銃砲火藥類 大正三年古領後治安維持の必要上、銃砲火藥類の取締は最も周到を要するものあるを慮り、同四年十月銃砲火藥取締規則を制定發布し、之等の輸入、製造、販賣、貯藏所持、使用等凡て許可主義を採用したるも、C式委任統治條項確定するや、該精神に遵ひ大正十一年一月改正、銃砲火藥類取締規則を發布し、島民には絶対に之が使用所持取扱を禁止し、本令施行前よりの所有に係るものは、讓渡若しは收蔵せしめ之を取締を勵行して今日に及べり。

三 酒類 大正五年一月獨領時代の法令及舊慣を參酌し、酒類取締規則を制定發布し、島民の酒類飲用は特に身分ある者又は祝祭日、特殊勞働に従事したる場合、若し鑑札を受有する者以外、之を禁止しつゝありたるも、委任統治條項確定後之が改正の必要を認め、大正十年十二月之を改定し、島民は醫藥用又は宗教上、其の他儀式用等已むを得ざる場合の外絶対に百分中三分以上を含むアルコール飲料の飲用を禁止し、其の取締の勵行を期せり。

四 麻薬 阿片「モルヒネ」「コカイン」及其の鹽類等麻薬は群島に於ては特に嚴重取締を爲すの要ありと認め、大正十一年九月之を取締規則を制定發布し、其の製造、移輸入を絶対に禁止し、唯、醫師、藥劑師等之を常用する業務に従事する者のみに移入、所持、使用を許可すべく規定し、以て之が

取締を爲しつゝあり。

五 狩獵 大正四年銃獵取締規則を發布し、銃獵取締に伴ふ危険の防止に努めたるも、仍、遺憾の點あるを認め、同六年五月之を廢すると共に、狩獵取締規則を發布し、危険なる狩獵方法を禁じ、未成年者其他無能力者の銃獵を禁じ、且つ保護鳥獸を各地方の状況に應じ之を指定し、危険防止に努むると共に、濫獲又は有用鳥獸の捕獲を取締ることとせり。

六 出版物 群島に於ては従前出版物として擧ぐるに足るものなかりしが、最近各地に新聞紙の發刊を見るに至りし爲、昭和四年九月南洋群島新聞紙取締規則を發布し、内地に等しく之を取締ることとしたり。

七 集會結社 昭和四年九月廳令南洋群島治安警察規則を發布し、結社、集會、多業運動等に對し略内地同様の取締を爲しつゝあり。

八 工場其他 之等は群島に於て未だ漸く一二を算するに過ぎざるを以て、取締規則を發布せずと雖、不斷意を致し支廳長の裁量により、取締の周到を期しつゝあり。

九 劇場演劇 群島は僅に二個所の常設劇場を有するに過ぎず、演劇其他の興行は多く臨時適當の場所に於て之を行ふ、從て之が取締規則を有せずと雖、之等臨時の興行に於ては常に群島の環境を

考察し、其の取締の適正を期しつゝあり。

一〇 寄附金募集 大正四年十月、費用徴收及寄附金募集取締規則を發布し、之が許可主義を採り之に伴ふ弊害の排除防止を圖る。

一一 交通 大正六年九月發布南洋群島船舶取締規則及昭和二年十一月發布、南洋群島交通港取締規則の外未だ交通に關する取締規則を有せず、當該規則なき事項に關しては警察犯處罰令の規定又は所轄支廳長の裁量に從ひ取締を爲しつゝあり。

一二 漁業 大正五年漁業規則を發布し、之に因りて生すべき危険防止及有用動物の採捕期間を制定し、之が保護に意を用ひつゝあり。

一三 藝妓酌婦 群島に於ては其の環境上藝妓、酌婦等の營業は特に其の取締に意を用ゆるの要ありと認め、大正十三年五月之が取締規則を制定發布せり。而して本令は藝妓、酌婦は全部許可主義を採り、有夫の婦及十六歳未満の者は絶對に之を禁じ、傳染性疾患ある者其他支廳長に於て不適當と認むる者に對しては、之を許可せざることを得しめ、雇主又は抱主との契約に干渉し、又妊娠、産婦の從業を禁じ、健康診斷を強制する等之が取締を勵行しつゝあり。

一四 代書業 群島は代書人を司法代書人と其の他に區分せず、等しく大正十三年四月公布の代書

第三節 警察取締

人規則に依りて取締りつゝあり。

一五 其他 質屋、古物商其の他保安警察の對象たるべき營業は群島に於ては殆ど稀有なるを以て、之等取締法規は未だ之を發布せず、官の裁量に依り之を取締りつゝあり。

一六 消防 當群島は四時酷熱なるを以て、火氣の取扱比較的少く且つ大氣の湿度常に高き爲、火災の發生種なり。然れども、漸次人口増加し部落の情勢亦頗る集團化し、漸く消防施設の整備を必要とするに至れるを以て、昭和四年南洋廳消防組規則を發布し、官設消防組の制を設け火災は勿論暴風、海難其の他の災害に洽く出動することとせり。現に「サイパン」及「パラオ」の兩地に各一組を設置す。之等消防組は各約四十人の組員を有し、機械、器具は官に於て設備する外組員の被服、手當等諸般の經費は總て之を官費とす。

検査

(昭和六年中)

検査人員	検査										計	
	邦人	邦島人	外人	サイパン	テニアン	ヤップ	パラオ	アンガ	トラツク	ボナバ		クサイ
邦人	二、七六八	一、六〇六	一、四〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
邦島人	二、二八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
外人	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇
計	六、八〇六	三、六〇六	四、一五〇	四、二五〇	三、四〇〇	三、一〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

火災

(昭和六年中)

建物	火災										計		
	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナバ	ヤルット	計	サイパン	ヤップ	パラオ		トラツク	ボナバ
建物	八、八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
山林	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
原野	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
山地	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	九、八〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

備考 單位未滿切捨

災害

(昭和六年中)

風害	災害						計
	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナバ	ヤルット	
度數	一	一	一	一	一	一	一
損害額(圓)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

第八章 警察

第三節 警察取締

計	風水害		水害	
	損害額(圓)	回数	損害額(圓)	回数
計	三三	三	一一	一
合計	三三	三	一一	一

一二四

變死傷

(昭和六年中)

種別	死亡者		死亡に至らざりし者		負傷者		合計
	邦人	島民	邦人	島民	邦人	島民	
ヤツア	一	一	一	一	一	一	一
サイパン	四	二	一	三	一	一	一
計	五	三	二	四	二	二	一
合計	一〇	五	三	八	三	三	一

警察取締に屬する諸營業其他

(昭和六年十二月末日現在)

計	パラボ		トラック		ボナバ		ヤルト	
	自殺傷者	不慮の死傷者	自殺傷者	不慮の死傷者	自殺傷者	不慮の死傷者	自殺傷者	不慮の死傷者
計	七	三	五	一	一	一	一	一
合計	一四	四	六	二	二	二	二	二
合計	一八	五	七	三	三	三	三	三
合計	一七	九	一〇	四	五	五	五	五
合計	一六	二	一	一	一	一	一	一
合計	三三	一六	一八	八	八	八	八	八

第八章 警 察

一二五

種別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラック	オナバ	ヤルット	計
銃砲火薬類販賣業	二						二
火薬庫							
代書業	一						一
古物商							
旅人宿							
料理屋							
飲食店							
飲食物製造販賣業							
酒類製造販賣業							
酒類販賣業							
遊戯場							
酌飲場							
藥材店							
藥材店							
印刷業							
印刷業							
自動車運轉業							
自動車運轉業							
古物屋							
湯屋							
火工							
原動機							
船舶運轉業							
船舶運轉業							
按摩術							
新聞紙發行業							
毒物請負業							
興行							
興行							
醫師							
醫師							
科							
商							
計	二						二

種別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラック	オナバ	ヤルット	計
銃砲火薬類販賣業	二						二
火薬庫							
代書業	一						一
古物商							
旅人宿							
料理屋							
飲食店							
飲食物製造販賣業							
酒類製造販賣業							
酒類販賣業							
遊戯場							
酌飲場							
藥材店							
藥材店							
印刷業							
印刷業							
自動車運轉業							
自動車運轉業							
古物屋							
湯屋							
火工							
原動機							
船舶運轉業							
船舶運轉業							
按摩術							
新聞紙發行業							
毒物請負業							
興行							
興行							
醫師							
醫師							
科							
商							
計	二						二





克く行はるゝを以て、犯罪比較的少く、其の犯情、動機等極めて單純なり、然れども事情の遷移、人智の進歩に伴ひ、邦人島民共に年々漸増の傾向あり。

犯罪中最も多きは、酒類取締規則違反にして、昭和六年中犯罪總數の五十%に及び、窃盜の四十%之に次ぎ、其の他の犯罪は遂に下り、孰れも六%以下に過ぎず、就中殺人、強盜、強姦の如き所謂強力犯は極めて稀なり。

犯罪の檢擧に就ては不斷最善の努力を吝まず、從て言語、習俗の相違、交通、通信機關の不備等其の障碍多きに不拘成續極めて良好にして、敢て内地又は他殖民地に遜色なし。

犯罪の處罰に關しては第十章第一節司法の項記載の通二審制の法院に於て行ふを通例とするも、從前の慣行及地理的事情等に鑑み、大正十二年別に犯罪即決例を公布し、拘留科料該當犯、三月以下の懲役、禁錮又は百圓以下の罰金、拘留、科料に處すべき賭博、暴行又は行政法規違反の罪に就きては所轄支廳長之を即決し、其の處分に對しては正式裁判の請求を許す制を設けたり。

昭和六年中犯罪並檢擧及即決處分件數左の如し。

犯罪並檢擧

(昭和六年中)

種別	犯罪	檢擧		計
		邦人	島民	
放火及火失火ノ罪	六	五	一	六
住居ヲ侵スルノ罪	二	一	一	二
文書偽造ノ罪	三	二	一	三
強姦淫及重婚ノ罪	七	五	二	七
強姦及重婚ノ罪	二	二	一	三
賭博及富籤ニ關スル罪	五	五	一	六
殺人ノ罪	三	二	一	三
傷害ノ罪	三	三	一	四
過失傷害ノ罪	三	三	一	四
脅迫ノ罪	三	一	二	三
名譽ニ對スル罪	二	一	一	二
窃盜ノ罪	二〇六	四	八	二一四
強姦ノ罪	二	二	一	三
強盜ノ罪	一	一	一	二
信川及藥務ニ對スル罪	一	一	一	二
詐欺及恐喝ノ罪	四六	三	一	四八
第八章 警 察				一三二

第四節 犯罪

横領ノ罪	一	九	一	二
贓物ノ罪	一	七	一	二
毀棄ノ罪	三	五	一	七
南洋群島銃砲火藥類取締規則違反	四	三	一	七
南洋群島狩獵取締規則違反	四	三	一	七
南洋群島酒類取締規則違反	四	三	一	七
南洋群島漁業規則違反	四	三	一	七
其ノ他ノ諸規則違反	三	三	一	七
計	八〇〇	三九二	五五一	九四五

備考 邦人欄括弧内数字は外国人の外数なり

即決處分件数及人員

刑罰名	件数	人員		
		邦人	外人	島民
刑罰計	二			六二 四
科拘留料留金				計
				六二 四

(昭和六年中)

計	警 察 犯		諸規則違反	
	科拘留料留金	計	科拘留料留金	計
	四八四	二七四	二〇八	二〇八
	一七九 一一三 四一五 二一	一〇四 七三 二二	六一 四一 五二	一一 二一 二一
	一一		一一	
	(四七) 一三三 一四七 一九一 三六四	(四七) 一三三 一一一 二二	一三八 一四七 九	二二 一一
	(四七) 一五八 三〇五 五四四	(四七) 一五三 一一三 三三三	一八〇 二一五 三〇	三三 三三

備考 括弧内数字は勞役刑に處したるものを示す

支廳別犯罪或檢擧件数

(昭和六年中)

第八章 警 察

種別	支離別		サイパン		ヤップ		パラオ		トラツク		ボナベ		ヤルット		計
	犯罪	検挙	犯罪	検挙	犯罪	検挙	犯罪	検挙	犯罪	検挙	犯罪	検挙	犯罪	検挙	
放火及失火ノ罪															
住居ヲ侵入スル罪															
文書偽造ノ罪															
探告ノ罪															
猥褻淫靡及重婚ノ罪															
賭博ノ罪															
殺人ノ罪	1	1													
傷害ノ罪	3	3													
過失傷害ノ罪															
脅迫ノ罪															
名譽ニ對スル罪															
竊盜及強盜ノ罪	1	1													
信用ノ罪															
詐欺及恐喝ノ罪															
横領ノ罪															

支離別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナベ	ヤルット	計
贓物ニ關スル罪							
毀棄及隠匿ノ罪							
南洋羣島銃砲火藥類取締規則違反	1						1
南洋羣島狩獵取締規則違反							
南洋羣島酒類取締規則違反	1						1
南洋羣島漁業取締規則違反							
其ノ他ノ諸規則違反							
計	1						1

支離別即決處分件數及人員

(昭和六年中)

罰金	支離別		サイパン		ヤップ		パラオ		トラツク		ボナベ		ヤルット	
	女	男	邦人	島民	邦人	島民	邦人	島民	邦人	島民	邦人	島民	邦人	島民
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1



計		男		女		役		科		留		
計	女	男	件	計	女	男	計	女	男	計	女	男
15	15	100	1				5	0	5	5		
15	15	100	1				5	0	5	5		
15	15	100	1				5	0	5	5		
15	15	100	1				5	0	5	5		
15	15	100	1				5	0	5	5		
15	15	100	1				5	0	5	5		
15	15	100	1				5	0	5	5		
15	15	100	1				5	0	5	5		
15	15	100	1				5	0	5	5		

備考 括弧内数字は外國人にして外數なり

# 第九章 衛生

## 第一節 衛生状態

群島は熱帯圏内に在りと雖、氣候比較的良好にして居住に適し、他の熱帯地に見るが如き悪性の疾病少く保健状態佳良なり。唯、群島内各島嶼は多く狭小なる珊瑚礁島なるを以て良好なる飲料水を得ること困難にして一般に貯溜天水を飲用すると、雨量多く温度高き等罹病の素因たること少からず、又季節風（概して十一月より四月迄は北東又は東風にして常時風絶へず、但し島に依りて多少の差あり）の時期の終始に際しては氣候の變化多き結果、時々感冒の流行を見ることあり、又島民は一般に衛生思想之しく其の起居甚だ非衛生的にして屢々吾人をして驚愕せしむるものあり、現に疾病に罹ると雖、受診を避くるの風習あり、尙地方に依りては病患重篤に陥るや墳墓の地に於て死去せむことを希ひ、故ら退院歸郷する者なきに非らず。

島民の生活状態及衛生思想改善に就いては不斷腐心しつつありと雖、永年の陋習遂に拔き難きものあり、改善の業亦難中の難事に屬す。



第二節 地方病

群島の地方病として重なるものは「アノーバ」赤痢、「フラムベジア」、「デング」熱の三種を擧ぐるを得べし。

「アノーバ」赤痢は不斷各地に散發するも症状は一般に輕し。

「フラムベジア」は島民間に汎く浸入せるものなるが、邦人にしては島民に接する機會多き者、特に幼児の之に感染することあるも其の數多からず。之が治療には主として「サルツアルサン」注射を行ひ俵效を奏す、最近本療法普及の結果本患者著しく其數を感じ、且つ其の症状も一般に輕く悪性のもの稀なり。

「デング」熱は時々大流行を來し、甚だしきに至りては殆ど全人口を侵すことあり、然れども該病は其の豫後良好にして、不幸の轉歸を見るもの極めて稀なり。

群島には幸にして「マラリヤ」熱なし。(群島には其の病原體の媒介者たる「アノフェレス」棲息せざるが如し)

第三節 傳染病

群島は未だ「コレラ」、「ペスト」、黄熱、睡眠病等の侵襲を見たることなく、傳染病としては唯僅に腸「チフス」、「バラチフス」、赤痢の數種を擧ぐるに過ぎず。大正十五年に於て一名の痘瘡疑似患者を出せり、こは恐らくは旅行先支那及日本内地に於て感染せる者と認めらるるも、防疫其の宜を制し、他に傳染するに至らず全治するを得たり。

昭和六年中に於ける傳染病患者數左の如し。

病名別	支離別			
	和	昭	支	計
アノーバ	一	三	一	五
腸チフス	一	一	一	三
バラチフス	一	一	一	三
チフス	一	一	一	三
ヤ	一	一	一	三
流行性眼	一	一	一	三
脊髄膜炎	一	一	一	三
疑似痘瘡	一	一	一	三
赤痢	一	一	一	三
痘	一	一	一	三
計	一	三	一	五

大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	計	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	
五	六	八	十	十二	十六	二十	二十四	二十八	三十二	三六	四〇	四四	四八	五二	五六	六〇	六四	六八	七二	七六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第四節 衛生施設

一 醫療機關 醫療救治に依り新附の民衆を撫育するは、統治上瘡す所の効果大なるべきを思ひ、大正三年占領後直に醫院を開き、軍醫官をして一般の診療に従事せしめたるに、島民皆其の恩恵に浴し、良好の結果を収めたり。同七年軍醫官に代ふるに文官たる醫官、醫員をして之に當らしめたるに

其の成績更に見るべきものあり。同十一年南洋廳設置と共に、醫院を各支廳より獨立せしめ、醫長又は醫官を其の長たらしめ、醫官、藥劑官、醫員、藥劑員、産婆、看護婦等を之に屬せしめ、一層之が機關の完備を圖りたり。又大正十五年「クサイ」島に「ボナベ」醫院の分院を設けたり。然れども僻遠の離島は仍、此の恩恵に浴すること厚からざるを慮り、毎年數回各地に巡回診療を行ひ、其の徹底を期しつゝあり。然るに島民の民度逐年向上するに従ひ、相當の診療料金を徴するを適當なりと認め大正十一年七月醫院診療諸料金を徵收規程制定發布と共に、島民診療費徵收規程を發布し、島民の民度、富力を考慮し、邦人の約五分の一乃至三分の一に相當する料金を徴することとなしたるが其の後群島均等の料金と爲すは實際の事情に適合せずと認め、昭和二年十二月民度、富力等により群島を甲乙内の三地域に分ち甲を略邦人の額の三分の一乃至二分の一とし、乙内も亦甲に準じ相當の差等を設けたり。群島には開業醫徒に數名(此の外企業會社に過ぎず、從て患者は殆ど當廳醫院の門を叩く故に、常に施設の完備を期すると共に、或は職員を督し官廳職務時に拘はらず診療に従事せしめ、或は僻遠の離島には巡回診療を爲さしむる等惠澤の均等に努む。

第九章 衛生

病類	診療患者病類別		邦人	外人	島民	計	患者總數に對する百分率
	患疾性染傳	寄脚泌尿皮膚運消呼耳眼神					
急慢性傳染病	急慢性傳染病	急慢性傳染病	一、九四六	四	一、三九二	三、三四二	九
急性傳染病	急性傳染病	急性傳染病	六三三	三	二八八	一、九二二	二
慢性傳染病	慢性傳染病	慢性傳染病	三〇六	一	三三三	七〇〇	一
細菌病	細菌病	細菌病	一、七二八	二	一、七三〇	一、七三〇	二
寄生病	寄生病	寄生病	四九四	一	四九五	四九五	二
泌尿病	泌尿病	泌尿病	五五七	二	五五九	五五九	二
皮膚病	皮膚病	皮膚病	二、〇二二	一	二、〇二三	二、〇二三	三
運化器疾患	運化器疾患	運化器疾患	二、六二二	一	二、六二三	二、六二三	三
呼吸器疾患	呼吸器疾患	呼吸器疾患	二、二九四	一	二、二九五	二、二九五	三
耳鼻喉疾患	耳鼻喉疾患	耳鼻喉疾患	八五一	一	八五二	八五二	四
眼及附屬疾患	眼及附屬疾患	眼及附屬疾患	一、〇二二	一	一、〇二三	一、〇二三	三
神經系疾患	神經系疾患	神經系疾患	三三七	一	三七八	三七八	五
計			一、九四六	四	一、三九二	三、三四二	三五三

一四三

診療患者病類別

(昭和六年中)

第四節 衛生施設

醫院職員現員

(昭和七年六月末現在)

醫院名	官職	職員名	醫師	醫官	醫員	藥劑員	書記	庶務員	助手	產婆	看護婦	囓託	計
サ	院長	一											一
イ	醫官	一											一
バ	醫師	二											二
ヤ	藥劑員	一											一
ハ	書記	一											一
ニ	庶務員	一											一
ホ	助手	一											一
ト	產婆	一											一
チ	看護婦	一											一
リ	囓託	一											一
計		七											七

一四二

備考 括弧内数字は兼務なり





熱病	熱病		赤痢	計	他	計
	ア	フ				
熱病	一、二四	三、三五	八、六	二、五〇	一、九二	一六、四六五
赤痢	一、二九	二、四九〇	三、七九	二、七三〇	一、五五七	八七三〇、〇四〇
計	二、五三	五、二五	一二、三九	五、二三〇	三、四八五	三六、五九二
計	一、四四	八、〇〇	一、七一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇

二 防疫 群島には幸ひ疫病多からず、近來之が蔓延猖獗を見たること少しと雖、一朝これが流行を見むか、島民の生活状態及衛生思想前叙の如きを以て其の慘禍測るべからざるものあるべく、依て防疫に關しては特に考慮を加へつゝあり。

群島の地理的状況は傳染病の外襲に備ふるを以て最も喫緊の事項と認め、船舶取締規則及交通港取締規則に依り醫師たる各支廳技手及警察官吏をして嚴に入港船舶の検査を行はしむ。

急性傳染病に對しては南洋群島傳染病豫防規程に依り内地同様傳染病を指定し、嚴重防疫に努む。

三種痘及健康診断 痘痘に關しては内地種痘法に準じて之を施行し、其の成績甚だ良好なり。次に藝妓、酌婦等接客業婦に對しては、其の取締規則に依り所轄支廳長に於て、各業態に従ひ毎月一回

若は數回全身の健康診断を行ひ、傳染性疾患ある者に對しては其の就業を停止し、以て公衆保健に努めつゝあり。

四 職業場所 癩は群島各地に之を見る、未だ其の數明ならざるも、由來島民は其の傳染性を信ぜず、従つて適當の方策を講ずるの要ありと認め、大正十五年「サイパン」島に昭和二年「ヤルート」島に、昭和五年「パラオ」島に療養所を設け患者を收容隔離することとせり。

五 學校衛生施設 昭和元年學校醫設置規定を設け、醫員職員中より學校醫を任命し、各校に配置し、學校衛生に關する各種事項を調査せしめ、之と同時に兒童身體検査規程を定め、各校毎年一回兒童の身體検査を行ふこととせり。

兒童身體検査の結果に依れば、公學校兒童は其の發育概して小學校兒童に優るも營養の不良なると疾病異常に多きは大いに考慮を要する所なり。

尙學校衛生施設としては、救急藥の常備、兒童の無料診療及昭和三年以降繼續して寄生蟲驅除に努め居れり。

六 地方病其他調査研究 地方病調査研究は之を醫院の管掌に屬せしめ、大正十一年南洋廳設置以來毎年研究費を支出し、醫院職員をして之が研究に當らしむ。

尙保健並衛生施設上の資料を得る爲、継続的に水質検査、死因調査、乳兒幼兒死因調査等を行ひつゝあり。

七 其の他の施設 前記の外主として島民の生活状態並衛生思想の改善向上を圖る爲め、醫院職員の巡回診察、衛生講話等を実施し、尙官費又は補助により、僻遠の地域に對する救急藥品の配備、飲料水槽設置、住宅並便所の改善等を行ひつゝあるが、其の成績孰れも見るべきものあり。

醫院別患者表

(昭和六年中)

別院醫 種 別	患者		計	患者		計	患者		計	患者		計
	男	女		男	女		男	女		男	女	
オ ラ バ 計	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022
邦 外 人 計	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022
ア ツ ヤ 計	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022
邦 外 人 計	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022
ン パ イ サ 計	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022
邦 外 人 計	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022	1,011	1,011	2,022

病類別	性別	サイパン		マニラ		ウアング		トラック		ホナヘ		クサイ		ヤルト		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
第一類	男	10	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第一類	女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第二類	男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第二類	女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第三類	男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第三類	女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	男	14	4	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合計	女	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

醫院別患者病類別表  
(一) 外来患者

計	合	計	合
外邦人	8,483	外邦人	7,553
島民	2,233	島民	8,618
計	10,716	計	16,171

(昭和六年中)

トールヤ	イサク	バナホ	クツラト	ルウガンア
外邦人	46	6	6	6
島民	1,233	2,233	3,233	4,233
計	1,279	2,239	3,239	4,239

第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	第七類	第八類	第九類	第十類	
呼吸器疾患	消化器疾患	齒牙疾患	運動器疾患	皮膚及附屬器疾患	泌尿生殖器疾患	眼及其附屬器疾患	耳疾患	鼻咽喉疾患	器疾患	
邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人

第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	第七類	第八類	第九類	第十類
呼吸器疾患	消化器疾患	齒牙疾患	運動器疾患	皮膚及附屬器疾患	泌尿生殖器疾患	眼及其附屬器疾患	耳疾患	鼻咽喉疾患	器疾患
邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人	邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人 邦人



病類別	性別	醫院別	
		サイパン	ヤップ
第一類 新生兒	男		
	女		
第二類 血液及 新陳代謝	男		
	女		
第三類 精神病	男		
	女		
第四類 神經系	男		
	女		
第五類 内分泌	男		
	女		
第六類 循環器	男		
	女		
第七類 眼及其附 屬器疾患	男		
	女		
	合計		

(二) 入院患者

合計	邦人		外人	
	男	女	男	女
合計	112	112	112	112
第一類	10	10	10	10
第二類	15	15	15	15
第三類	20	20	20	20
第四類	25	25	25	25
第五類	30	30	30	30
第六類	35	35	35	35
第七類	40	40	40	40
	100	100	100	100

備考 本表中括弧内数字は死亡者数を示す

病類別	性別	醫院別	
		サイパン	ヤップ
第一類 新生兒	男		
	女		
第二類 血液及 新陳代謝	男		
	女		
第三類 精神病	男		
	女		
第四類 神經系	男		
	女		
第五類 内分泌	男		
	女		
第六類 循環器	男		
	女		
第七類 眼及其附 屬器疾患	男		
	女		
	合計		

第七類 溺死及 他死	第八類 傳染病	第九類 外傷	第十類 外科手術	第十一類 泌尿生殖器	第十二類 皮膚及 其附屬器	第十三類 運動器 疾病	第十四類		
							島民	外人	邦人

一五七

第十五類 齒牙疾患	第十六類 第一類	第十七類 第二類	第十八類 呼吸器 疾病	第十九類 第一類	第二十類 耳鼻喉	第二十一類 耳疾	第二十二類 第八類	第二十三類		
								島民	外人	邦人

一五六

合計	第二四類 傳染性 疾患			第二五類 熱帶病			第二六類 診斷不明 ノ疾患		
	邦人	外人	島民	邦人	外人	島民	邦人	外人	島民
1	1			8					
2	1			4					
3									
4				4					
5				1					
6	1			10					
7				1					
8				1					
9				1					
10	1			1					
11	1			1					
12	1			1					
13	1			1					
14	1			1					
15	1			1					
16	1			1					
17	1			1					
18	1			1					
19	1			1					
20	1			1					
21	1			1					
22	1			1					
23	1			1					
24	1			1					
25	1			1					
26	1			1					
27	1			1					
28	1			1					
29	1			1					
30	1			1					
31	1			1					
32	1			1					
33	1			1					
34	1			1					
35	1			1					
36	1			1					
37	1			1					
38	1			1					
39	1			1					
40	1			1					
41	1			1					
42	1			1					
43	1			1					
44	1			1					
45	1			1					
46	1			1					
47	1			1					
48	1			1					
49	1			1					
50	1			1					
51	1			1					
52	1			1					
53	1			1					
54	1			1					
55	1			1					
56	1			1					
57	1			1					
58	1			1					
59	1			1					
60	1			1					

備考 本表中括弧内数字は死亡者数を示す

第一八類 時形	第一九類 分形及 焼			第二〇類 中毒	第二類 脚氣	第二二類 新生物	第二三類 寄生虫病
	邦人	外人	島民				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							



## 第十章 司法行政刑

### 第一節 司法

一 沿革 大正三年占領後直に軍政を布くや、軍政廳長は其の權限に依りて、管内の司法事件を裁判しつゝありたるも、同四年十月南洋群島刑事民事裁判令を發布し、地方の法規、慣習又は帝國刑事法規を參酌して、公安、風俗を害したる事犯は、軍政廳長之を裁判する旨を定め、又同五年六月南洋群島警察犯處罰令を制定發布し、同様地方の法規慣習又は帝國法規を參酌して、軍政廳長之を處分し若は管内島民村長に委任することを得しめ、以て裁判事務の基準を示したり。其の後大正八年六月裁判令中一部改正を行ひ、覆審の制を設け民政部に於て之を行はしめたり。

大正七年七月軍政廳長を廢して新に民政署長を設くるや、裁判事務を之に移したり。

二 法院制度 大正十一年四月南洋廳設置と共に、南洋廳法院を置き、前叙南洋群島刑事民事裁判令を廢止し、勅令を以て南洋群島裁判令及南洋群島裁判事務取扱令を制定し、民事、刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌理せしむるに至れり。即ち南洋廳法院は二審制度にして、第一審法院は之を

地方法院と稱し、判事單獨にて審理裁判を爲す。第二審法院は、之を高等法院と稱し、判事三人の合議を以て審理裁判を爲す。地方法院は民事及刑事事件に付第一審の審判を爲すの外、非訟事件に關する事務を取扱ひ、其他裁判上の和解、督促手續、不動産及船舶に對する強制執行、公示催告手續、破産手續、供託、刑事略式手續等を管轄す。地方法院の判事は公正證書の作成及私署證書の認證、其他内地に於ける公證人の職務に屬する事務を取扱ひ、地方法院の書記は、内地裁判所に於ける書記の職務に屬する事務の外、内地に於ける執達吏の職務に屬する事務を取扱ふ。高等法院は地方法院の裁判に對する上訴に付覆審を爲す。此の審判は第二審にして同時に終審なり。

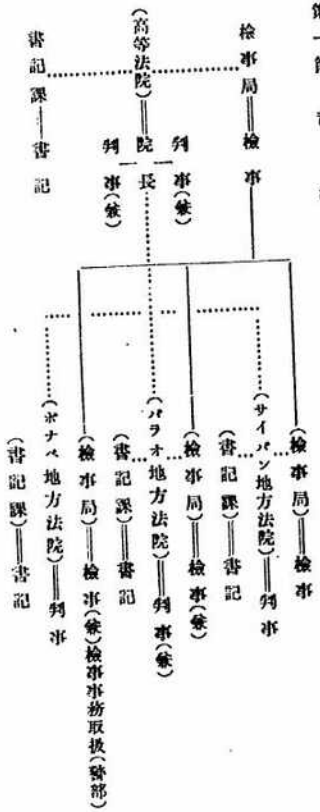
各法院に検事局を附置す。其の管轄區域は法院の管轄區域に同じ。検事局の検事は犯罪捜査に付司法警察官を指揮監督し、法院に對して公訴を提起し、其の裁判の執行を指揮監督す。検事は各法院検事局を通し専任二人にして、一人は「バラオ」に、一人は「サイバン」に在勤するが故に「ボナベ」島に於ける地方法院検事局に在りては警部をして検事の職務を取扱はしむ。然れども重大なる事件は検事自ら之を取扱ふを例とす。又支廳長及警視は犯罪捜査に付ては司法警察官として地方法院検事と同一の權限を有す。

叙上の如く民事刑事の裁判事務は法院に於て處理するを原則とするも、法院の設置なき地に在りて

は支廳をして民事事件に關する一部の事務を取扱はしめ、又比較的輕微なる刑事事件に付ては各支廳長をして即決を爲さしむ。即ち刑事事件に付ては拘留料に當る罪、三月以下の懲役、禁錮又は百圓以下の罰金、拘留、科料に處すべき賭博、暴行又は行政法規違反の罪に付ては所轄支廳長之を即決し其の處分に對しては正式裁判の申立を爲すことを得ることとし、民事事件に付ては不動産の強制競賣民事争議調停及其の執行、供託及登記事務、民事に關する公正證書の作成及私署證書の認證、急速を要する場合に限り訴狀其他の訴訟書類の受理を爲さしむ。

法院の位置、管轄區域及組織左の如し。

法院名	位置	管轄區域
南洋廳高等法院	「バラオ」諸島「コロール」島	南洋群島各支廳管内一圓
南洋廳「バラオ」地方法院	右 同	「バラオ」支廳管内
南洋廳「サイバン」地方法院	「サイバン」島	「キツプ」支廳管内
南洋廳「ボナベ」地方法院	「ボナベ」島	「サイバン」支廳管内
		「ボナベ」支廳管内
		「トラツク」支廳管内
		「ヤルット」支廳管内



法院職員現員

(昭和七年六月三十日現在)

法院名	判事	検事	書記	雇員	計
高等法院及同検事局	(三) 一	(二) 一	(二) 一	(二) 一	(四) 四
サイパン地方法院及同検事局	(一) 一	(一) 一	(一) 一	(一) 一	(四) 二
ホナヘ地方法院及同検事局	(三) 三	(二) 二	(二) 一	(三) 一	(九) 三
計	(七) 五	(五) 四	(五) 三	(八) 三	(二) 三

備考 括弧内数字は兼務なり

三 適用法規 大正十二年南洋群島裁判事務取扱令に依り、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、非訟事件手続法等主要なる帝國法令を適用す。但し舊慣、民庶其の他群島特種の事情に鑑み(一)島民以外に關係なき民事に付ては慣例に依ること(二)土地に關する權利に付ては當分舊慣に依り且登記を爲さざること(三)官以外の者は島民の土地に關し賣買讓渡又は擔保の目的に供する契約を禁じ(四)島民の訴訟手続は法院の認むる便宜の手續に依ること(五)島民に對する一年未滿の體刑の執行に付き監獄に拘留せずして勞役に服せしむることを得る等、多少の例外規定を置けり。尙警察犯に對しては廳令警察犯例あり。

四 取扱事件數 事件件數は刑事、民事共に少し、之れ人口の多からざると其の大部分を占むる島民が概して其の性質願良にして克く我が治政に歸服し、且生活安易にして財産慾に恬淡なるに基因するが如し。

備考 括弧内数字は外國人の外数なり

法院名	事件数		人員	
	有罪	無罪	有罪	無罪
高等法院	23	1	1	1
第一等地方法院	3	1	1	1
第二等地方法院	3	1	1	1
第三等地方法院	3	1	1	1
合計	32	4	4	4
			懲役	罰金
			拘留	科料
			計	計
			邦人	邦人
			高島	高島
			計	計

刑事事件處分件数人員

(昭和六年中)

備考 括弧内数字は外國人の外数なり

法院名	事件数		人員	
	受審	受新	起訴	不起訴
高等法院	1	1	1	1
第一等地方法院	3	3	3	3
第二等地方法院	3	3	3	3
第三等地方法院	3	3	3	3
合計	10	10	10	10
			邦人	邦人
			高島	高島
			計	計

昭和六年中検事局及法院に於ける取扱件数左の如し。

(昭和六年中)



第一節 司法 民事事件受理處分件數

(昭和六年中) 一六八

法院名	受理		處				未濟	
	受新	受舊	判決席對	判決席缺	却棄	廢棄	取和解	其他計
高松地方法院	1	1						
サイパン地方法院	55	2						
パラオ地方法院	1	1						
合計	56	3						
未濟								
中理審								
中止停								
計								

和解事件受理處分件數

(昭和六年中)

法院名	受理		既濟		未濟	
	受新	受舊	和解調	不和調	取下	其ノ他
サイパン地方法院	27	1	3	3	1	1
パラオ地方法院	7	1				
合計	34	2	3	3	1	1
未濟						
計						

ホナハ地方法院	合計
受新	37
受舊	3
和解調	3
不和調	3
取下	1
其ノ他	1
未濟	3
計	48

第二節 行刑

群島に於ては地理的關係上受刑者逃走の虞尠く、從て内地に於けるが如き完全なる獄舎を設くるの要なかりしを以て、占領以來民政署(南洋廳設置後は支廳)附置の留置場を以て代用し、支廳長、警察官吏を指揮監督して刑の執行を爲す。近時内地人受刑者漸増するを以て獄舎の改善に關し相當の考慮を要するものありと認め、昭和四年度に於て「サイパン」支廳に稍完備せるものを設け、各支廳に收容中の長期受刑者を收容することゝ爲せり。

在監人員

(昭和六年中)

年度	島名	受刑者		未決		拘留		留	
		邦人	島民	邦人	島民	邦人	島民	邦人	島民
サイパン		3	3	1	1	1	1	1	1
合計		6	6	2	2	2	2	2	2

第十章 司法行刑

昭和三十四年	昭和四十四年	昭和五十四年	昭和六十四年	昭和七十四年	昭和八十四年	昭和九十四年	昭和百零四年	昭和百一十四年	昭和百二十四年
計	ヤル	オナ	トラ	バツ	ヤツ	トナ	トバ	トク	トオ
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇	六五
六	一三	一九	二六	三二	三九	四五	五一	五七	六三
三	七	一二	一七	二二	二七	三二	三七	四二	四七
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五
七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六
八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七
九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八
一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九
一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇

第十一章 教育

第一節 沿革

西班牙時代に於ける島民の教育は基督教宣教師が布教の傍兒女を集めて之に少許の讀方、書方等を授けたるに過ぎず。

獨逸時代に至りても、島民の教育は大部分宣教師の手に依りて行はれ、同國政府は之が爲に相當の補助金を傳道團に附與したるが、其の養成したる島民傳道師亦尠しとせず。部落をなす處島民傳道師夫妻の下に數十の兒女集りて學級をなせるもの隨所に之を見たりと云ふ。教科は讀方、書方、算術、唱歌等にして土語の耶穌經典を教科書とするもの多く、島民は羅馬字を以て土語を綴り、今日尙自由に之を使用する者多し。「カトリック」傳道團の「ボナベ」に於けるもの、亞米利加傳道團の「マインヤル」及「クサイ」に於けるもの等は寄宿寮を設け學校としての設備稍々整ひたるものなり。尙稀に島民の子弟にして青島、布哇、獨逸等に遊學せる者もありたり。如斯獨逸時代に於ては政府自ら教育に従事すること少なかりしも、「サイパン」には政府直營の一校あり、稍々完備せるものにして西曆千

九百十三年度には生徒三百八十五名ありたりと云ふ。

大正三年我軍の之等諸島を占領するや、我海軍將率は餘力を以て島民兒童に國語、算術、唱歌等を授け、同四年十二月に至り「サイバン」「バラオ」「ヤップ」「トラック」「ボナベ」「ヤルト」の六箇所に修業年限四箇年の小學校を設置し、修身、國語、算術、歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫、農業、手工等の教科を授けたり。大正七年九月に至り學則を改めて、修業年限を三箇年とし、校名を島民學校と改め、尙、土地の状況に依り修業年限二箇年の補習科を併置することとせり。大正十一年四月南洋廳の設置せらるゝや公學校官制發布せられ、從來設置の島民學校及其の分校を公學校と改稱し、國語を常用せざる者を收容する所とせり、從て之に伴ふ學則の大改正を見るに至れり。軍政時代に於ては、内地人兒童の爲「サイバン」「バラオ」「トラック」の三個所に尋常小學校を設け、大正十一年南洋廳の設置に伴ひ、是等小學校は國語を常用する兒童に普通教育を授くる所とし、其の修業年限教科課程を内地小學校と同様ならしめ、其の兒童及卒業者の他校への入學轉學に關しては、内地小學校兒童と同一の取扱をなすこととせり。

第二節 教育の状況

一 教育制度 在留邦人兒童の教育に關しては須要の地に尋常高等小學校、又は尋常小學校を設置す。

島民兒童の教育に關しては、全群島に二十三の公學校あり。島民兒童の公學校入學は之を強制することなしと雖、島民の智能を向上せしむるは受任國たる日本帝國の責務なるが故に、一般に學用品を支給するの外、土地の状況に依り食糧及被服を給與し離島遠隔の者は、之を寄宿舎に收容する等鋭意就學を奨励しつゝあり。

而して小學校及公學校共、訓導(判任)を以て兒童の教育を擔當せしめ、尙公學校に於ては補助として島民助教員を採用せり。訓導は内地に於て小學校教員たる資格を有する者の中より任用するを例とす。

二 小學校 我國の南洋群島占領以來、茲に年ありと雖、南洋廳開設前、所謂軍政時代にありては、拓殖事業未だ進まず在留邦人は官廳關係者を除くの外比較的少數にして、而も家族を携帶する者極めて稀に、從て兒童數も亦多からざりき。然るに大正十一年四月南洋廳開設以來、拓殖事業の著しき進展に伴ひ在留邦人の數漸次増加し、殊に最近家族を携帶するもの激増し、小學兒童の數は急速に増加し、從て又小學校増設の必要をみるに至れり。されば最初小學校は「サイバン」「バラオ」「トラ

ツク」の三校を算するのみならず、今や「テニアン」「ヤップ」「ボナベ」にもその設置を見、小學校の設置なき處には公學校の特別教授として小學校教育を實施するに至れり。是等小學校は多くは尋常小學校なるが「サイバン」「テニアン」及「バラオ」に於ては尋常小學校に修業年限二箇年の高等小學校を併置せり。小學校の修業年限、教科課程及教科用圖書は内地小學校と異なることなし。

三 公學校 島民兒童の教育に付ては、深く思を島民生活の向上改善に致して、現に公學校二十三校を設置し（外に私立學校一）銳意之が教育をなすつゝあり。

公學校は原則として本科三年の卒業を以て一段落と爲すも、支廳所在地の公學校には修業年限二箇年の補習科を併置し、實際生活上一層適切な知識技能を授けつゝあり。本科及補習科を通じ、其の教科目は修身、國語、算術、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、手工、農業、家事（女）にして就中、修身、算術殊に國語の習熟に重きを置けり。

四 木工徒弟養成所 島民に家屋建築技術を授くる爲め、大正十五年度よりコロール公學校に木工徒弟養成所を附置し、各支廳管内より一兩名宛の志願者を選抜し島民大工の養成を爲すこととせり。其の概要左の如し。

イ、生徒定員 三十名以内

ロ、入所資格 公學校補習科卒業の男子にして成績優良なるもの

ハ、修業年限 二年（研究科一年）

ニ、學科課程 建築に必要な學科並に實習及普通學の補習

ホ、教師 建築科専任教師 一人 助手 一人

普通學科は公學校訓導兼任

食糧費一人に付一日三十錢、被服費年額十五圓、學用品は給與又は貸與

ヘ、給與 與

第三節 宗教學校及教育諸會

一 宗教學校 島民兒童教育の爲、官に於て設置したる公學校以外、内外宣教師の經營に係る宗教學校は「サイバン」に三、「バラオ」に一、「トラツク」に六、「ボナベ」に二、「ヤルト」に三あり。抑々宗教學校は兒童期より宗教的信念を扶植せんが爲に設置するものにして、孰れも基督教會に附屬し、其の教ふる所は殆ど宗教に關する事項なり。中には普通教育を併せ授くる所あるも、修業年限、學科課程等不定なり。

二 恩賜財團獎學會 大正十三年一月二十六日 天皇陛下御成婚の佳辰に當り、畏くも内閣總理大



臣に賜りたる御沙汰の趣旨を奉報し、同年二月二十九日兒童の教育學藝の獎勵を目的とする財團獎學會を設立し、會長には南洋廳長官を推戴し、恩賜金二千圓を以て基金とし、其の利子及年々南洋廳より受くる補助金を以て、優良兒童の表彰、兒童文庫の設置、留學生の學費給與、公學校卒業生に配付すべき獎學雜誌の刊行等の獎學的事業を行ふ、現在基本金は五分利公債一萬圓、現金二千八百餘圓なり。

三 教育會 南洋群島に於ける教育の改良進歩を圖らむが爲、南洋群島教育會を設け、會長には南洋廳長官を推戴し、各支廳所在地に支會を設置す。事業項目は一、教育に關する意見の發表 二、教育及學藝に關する事項の研究並にその發表 三、教育學術に關する講演會又は講習會の開設 四、社會教育に關する施設及島民の生活改善に關する研究並其の指導獎勵 五、教育關係者共濟の施設又は其の獎勵等とす。

小學校學級職員及兒童數

(昭和七年四月末日調)

支廳別	學校名	學級數		職員數		兒童數	
		科	科	男	女	男	女
サイパン支廳管内	サイパン尋常高等小學校	六	二	二	二	二〇	二〇
計		六	二	二	二	二〇	二〇

支廳別	學校名	學級數		職員數		兒童數	
		科	科	男	女	男	女
同	アスリート尋常小學校	三	四	一	一	二〇	二〇
同	チャットヤ尋常小學校	三	三	一	一	二〇	二〇
同	タナバコ尋常小學校	三	三	一	一	二〇	二〇
同	チャランカノア尋常小學校	三	三	一	一	二〇	二〇
同	テニアン尋常高等小學校	三	三	一	一	二〇	二〇
同	マルホ分教場	三	三	一	一	二〇	二〇
同	カヒー分教場	三	三	一	一	二〇	二〇
同	ヤツプ尋常小學校	三	三	一	一	二〇	二〇
同	パラオ尋常高等小學校	三	三	一	一	二〇	二〇
同	ファンガウル公學校特別學級	三	三	一	一	二〇	二〇
同	トラック支廳管内	三	三	一	一	二〇	二〇
同	ホナハ支廳管内	三	三	一	一	二〇	二〇
同	ジャポール公學校特別學級	三	三	一	一	二〇	二〇
計		三〇	三〇	一〇	一〇	二〇〇	二〇〇

備考 チャランカノア尋常小學校は四月一日設置五月一日開校せるものなり

公學校學級職員及兒童數

(昭和七年四月末日調)

支廳別	學校名	學級數		職員數		兒童數	
		本科	補習	本	兒	男	女
サイパン支廳管内	サイパン公學校	五	二	二	二	二〇	二〇
計		五	二	二	二	二〇	二〇





第三節 公學校寄宿舎寄宿児童數

(昭和七年四月末日調) 一八二

附置せる學校名	本		科		補		計		合	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
ヤツブ公學校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コロル公學校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
夏島公學校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コロニー公學校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ジャボール公學校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ウオツエ公學校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 本表外に木工徒弟養成所寄宿児童二六人あり

第十二章 宗教

第一節 沿革

島民には特に宗教と目すべきものなきも古來一種の信仰有り。耶蘇教の本群島に始めて渡來せるは西曆千六百六十六年にして西班牙國の傳道に基く。同國「ジェスイト」派の「サンヰヒトレス」は「クアム」島に來り大に布教に従事し、後同派は西曆千七百六十六年時の國王「カロロ」三世の爲に追放せられしも此教派が該島に爲せし事業は大なるものあり。學校を建て農園を設け、一時頗る隆盛を極めたり。島民が玉蜀黍、煙草、「カ、オ」、甘藷等の栽培を爲すに至りしは實に彼等の教へし處なりと謂はる。

近年「マーシャル」及東「カロリン」群島に於て、最も有力なりしものは米國「ボストン」市に本部を有する新教傳道團なりとす。其の初めて本群島に來れるは、西曆千八百五十二年にして、「スノウ」夫妻「クサイ」島を本據として滯留三十年、熱心に布教に従事したり。其の後「ライフ」等又能く先任者の衣鉢を承け、全島に於ける布教事業を監督指導すること十有七年にして去れりと云ふ。又

彼等は布教と同時に文字を授け、手工を教へ衣食住の事より生活諸般の些事に至るまで教化指導し、施政の力の及ばざる處を補ひし等その功績没すべからざるものあり。

近年に至り「ボナベ」及「トラック」二島の米國新教傳道團は撤退し、獨逸「ライベンチエララー」派の新教傳道團之を繼承し、布教することとなり、「ボナベ」に本據を据えて努力する處ありたり。

「カトリック」教亦敢て新教に譲らず、新教に比すれば概して資力ありと認めらる。「ボナベ」の如きは宏大なる會堂を建設し、學校寄宿舎を設置せり。「ヤルト」島「ジャポール」にも聖心教派の會堂ありて學校を設け、尼僧が女兒群を率ゐて、椰子樹下に散步道造したるは最近の事に屬す。

我占領軍に依りて敵國人の退島を實行するや、獨逸宣教師亦退島の已むなきに至り、その舊教の後繼者としては西班牙出身の「カトリック」宣教師群島各地に渡來することとなり、新教の後繼者としては、日本組合教會に屬する南洋傳道團の活動を見るに至れり。又大正八年眞宗大谷派に屬する僧侶「サイバン」に渡來し布教所を設け熱心布教に従事し、次で大正十五年「バラオ」にも同教の布教所を建設せり。其の外昭和四年「バラオ」に天理教々會を設置するに至れり。

一 基督教の狀況 獨逸新教傳道團の撤退に伴ひ、日本組合教會より宣教師四名を「ボナベ」及「トラック」の二島に配置し、布教の傍ら神學校と稱する一種の私塾を設け、島民の啓蒙傳道師の養成に従事せしめつゝあり。

又米國「ボストン」市に本部を有する新教傳道團は「クサイ」及「ヤルト」島の二箇所に本據を据え、宣教師をして布教に従事せしめ、傍ら私塾を設け食糧被服を給して讀書、會話、書方等を教授しつゝあり、此の二傳道團は其の圈内各地に布教所を設け、その養成したる島民傳道師をして、説教の傍ら分塾の教務に當らしむ。

大正十年、群島各地に渡來したる「カトリック」西班牙宣教師も新教宣教師同様相當の活動を試みつゝあり。

二 基督教の效果 本群島の島民は、概して其の性温順にして慍悍ならず。而して其の温順なるは近年布教に従事したる耶蘇教宣教師等の功績なりと宣傳せらる。之を實際に徴するに、耶蘇教普及の程度は、全群島を通じて必しも一ならず、西部の「ヤップ」「バラオ」二島は他に比し及ばざるの狀況に在り、其の他の各島は全島殆ど新舊何れかの教徒ならざるは無きが如しと雖、彼等の多數は眞に教義を解し、眞に祈禱を爲すもの稀にして、多くは男女の教會に會合するを嫌みとするに過ぎざるが

支 廳 別	宗 派 別	學 校 數	教 師 數	生 徒 數		計
				男	女	
ホ	基督教	二	六	八〇	五〇	一三〇
ト	基督教	四	九	六四	三三	九七
バ	基督教	二	四	五〇	七〇	一二〇
サ	基督教	一	二	一三	一〇	二三
シ	基督教	一	二	三〇	三五	六三八
計		一〇	二七	二六〇	二三三	五〇三

宗教學校教師及生徒數

(昭和七年四月末日調)

合 計	ヤ ル ト				
	新 舊 教	新 舊 教	佛 教	天 理 教	計
二六	一	二	一	一	三
三三	二	三	一	一	六
三三	一	三	一	一	六
三三	一	三	一	一	六
三三	一	三	一	一	六
三三	一	三	一	一	六

如く、現在に於ける彼等の基督教は、單に形式、儀容に陥り、其の精神的意義に於て極めて缺如せるものがあるが如し。

教會布教師及信者數

(昭和七年四月末日調)

支 廳 別	宗 派 別	教 會 數	說 教 所	布 教 師	修 道 士	傳 道 師	信 者		計
							邦 人	外 國 人	
ホ	基督教	二	二	一	八	一	一	一	二
ト	基督教	三	三	二	一	一	一	一	五
バ	基督教	三	三	二	一	一	一	一	五
ヤ	基督教	一	一	一	一	一	一	一	四
サ	基督教	一	一	一	一	一	一	一	四
シ	基督教	一	一	一	一	一	一	一	四
計		一〇	一〇	六	三	三	三	三	二二

第二節 基督教

合 計	ヤ ル ト		キ リ ス ト	
	基 督 新 教	基 督 舊 教	基 督 新 教	基 督 舊 教
一五八七二一	三二〇	一四	一四五	一
六二九	二五一	三七八	一〇七	一二
五五四	一二九	四二五	四六	一〇
一、一八三	三八〇	八〇三	一五三	二二

一八八

第十三章 社會事業

財團 慈 恵 會

一 沿革 昭和二年二月七日 大正天皇御大喪の儀を行はせらるゝに際し、慈恵救済の資に充てしむるの 聖旨を以て御下賜相成りたる内帑金壹千圓を基金として、昭和二年五月二十七日設立す。

二 維持の方法 基金より生ずる利子、寄附金其の他の収入を以て維持費に充つ。

三 事業 本會は昭和二年二月七日、恵恤の儀に付賜はりたる、勅語の趣旨を奉戴し慈恵救済を行ふを以て目的とし、凡そ左の事業を行ふものとす。

1. 窮民の救助救療
2. 罹災者の救護
3. 釋放者の保護
4. 行旅病者の保護

第十三章 社會事業

5. 其他評議員會に於て議決したる慈善救済事業  
 然れ共本會の資金は未だ潤澤ならず、一時に總ての事業を開始すること能はざるを以て、群島の實情に照し急要と認むるものより始め、漸次他の事業に及さむとす。而して現在實施せる主なる事業は癩患者の養護にして、左に其の概要を摘記す。

癩療養所名	年度別		昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度	
	癩患者	養護人員	支川額	養護人員	支川額	癩患者	養護人員	養護人員
ヤルトト癩療養所	三	五	四三六	七	二四七	一	六	七六六
サイパン癩療養所	一	七	六九四	二	五〇八	一	一	四三〇
パヲオ癩療養所	一	三	一〇〇	一	一三三	一	一	四三〇
ヤツブ癩療養所	一	一	一〇〇	一	五〇	一	一	七三〇
計	六	一六	一,〇三〇	一六	一,〇三〇	四	一六	二,〇〇〇

### 第十四章 産業

#### 第一節 概要

本群島は總面積約百四十方里なりと雖數百の島嶼の散在するものにして其の内數島を除けば、面積概ね狭小なり。

住民の文化程度極めて低きのみならず、我國領有以前に於ては、適切なる指導獎勵を加へられたることなきを以て、彼等の怠惰なる慣習は依然として改まらず、其生活狀態殆ど原始的なるを以て、近代的産業として見るべきもの、存せざるは蓋し當然の事とす。大正三年我國領有以來全群島に亘り企業投資を試みる者多かりしも、所謂南進熱の高潮と共に充分の調査研究を爲さずして南下せる者及熱帯に於ける經驗に乏しき者多かりしを以て、其經營法多くは、宜しきを得ざりしのみならず、不幸にして世界的經濟界の不振に遭遇し、其の多くは殆んど失敗に歸し忽ちにして影を潜むるに至りしは遺憾とする所なり。然るに大正十一年四月南洋廳設置以來、産業上の施設具體化し、昨今漸く各種産業の興起を見るに至れり。就中共の最も著しきものは「サイパン」島に於ける製糖業にして、従前に比



し隔世の觀なしとせず。斯の如く南洋群島の産業に對し投資せんとする者が、眞面目に調査研究を進むるに至りたる時、一方群島が熱帯に稀なる健康地なるが爲、邦人の移住に適するとに依り水産に於ては鱈、鮪漁業、養殖真珠、農業に於ては甘蔗及蔬菜類栽培、畜産の改良、林業に於ては椰子栽培、其他「アングウル」の燐礦等諸般進展の兆を認むるに至りたるは實に喜ぶべき現象なりとす。

第二節 土地

本群島の土地制度に付ては未だ詳細なる規定存せざるも、一、二特殊の規定を有す。即ち島民有地と非島民有地と其の取扱を異にすることなり。大正五年民政令第三號に依れば、非島民有地は賣買、讓與、交換等其の處分は所有者の自由にして何等制限なきに反し、島民有地に關しては官以外の者は長官の許可を受くるにあらざれば賣買、讓與又は擔保の目的に供する契約を締結することを禁止す。又島民と日本人又は外國人との間に於て賃借權の設定等土地に關する契約の締結は官廳の許可を受け其の登録を経るに非ざれば之を無効とす。此の制度は獨領時代よりの制度を踏襲したるものにして島民の經濟的、法律的知識の欠缺に依り不測の損害を豫防せんとする趣旨に出づるものなり。又大正十一年南洋群島裁判事務取扱令を以て民事に關しては、日本帝國民法に依ることを定められ

ども、土地に關する權利に付ては例外を設け當分の間従前の慣例に依ることとし、且つ登記を爲さざることとせり。

官民有地の境界に付ては今尙不明なるものあり、獨領時代「サイパン」島及「ボナベ」島を調査したる事蹟あるも、其の調査は全島に洽からず、且現存せる書類全からざると共に、當時地券を交付せられし者も極めて小部分に過ぎざる爲、官民有地境界等概ね不明なり。之が區分を明ならしむる爲、大正十二年以降土地調査事業を施行しつゝあり。既に「サイパン」島「バラオ」諸島の主要島、「ボナベ」島及「サイパン」支廳管内「ロタ」島の調査を終了し、目下「ボナベ」支廳管内「クサイ」島の調査を施行中なり。

本群島の總面積約百四十平方里即ち約二十二萬町歩にして、内農耕適地又は椰子林適地として、推定約七萬町歩を算せらる、然るに既に開墾せられたる農耕地としては約一萬三千三百町歩、椰子林としては約二萬九千六百町歩、計四萬二千九百町歩にして、猶二萬七千餘町歩の土地は將來に向つて經濟的利用の時機を俟てり。

支庁管区	地目別	宅地	農耕地	椰子林	雑種地	牧場	計
サイパン		町歩 六、六八八	町歩 一六、〇〇〇	町歩 三、六八〇	町歩 八、三三三	町歩 四、三〇〇	町歩 二七、〇〇一
ヤップ		町歩 三、三三三	町歩 一、〇〇〇	町歩 一、〇〇〇	町歩 一、〇〇〇	町歩 一、〇〇〇	町歩 八、六六六
パラオ		町歩 五、五五五	町歩 二、二二二	町歩 二、二二二	町歩 二、二二二	町歩 二、二二二	町歩 一五、九七六
トラツク		町歩 二、二二二	町歩 一、一〇〇	町歩 一、一〇〇	町歩 一、一〇〇	町歩 一、一〇〇	町歩 七、六二二
ゴナバ		町歩 六、六六六	町歩 三、三三三	町歩 三、三三三	町歩 三、三三三	町歩 三、三三三	町歩 二三、〇〇一
ヤル		町歩 三、三三三	町歩 一、一〇〇	町歩 一、一〇〇	町歩 一、一〇〇	町歩 一、一〇〇	町歩 七、六三三
ト		町歩 三、三三三	町歩 一、一〇〇	町歩 一、一〇〇	町歩 一、一〇〇	町歩 一、一〇〇	町歩 七、六三三
計		町歩 三三、七〇一	町歩 二六、四四二	町歩 一三、七三三	町歩 八、八六三	町歩 一〇、九〇〇	町歩 一〇三、六三九

第三節 農業

一 農耕地と農民 耕地面積として未だ適確なる数字を擧ぐること能はずと雖、本群島の總面積約百四十万歩、即ち約二十二万町歩にして、内農耕適地又は椰子林適地として、推定約七万町歩を算せらる。然るに既に開墾せられたる農耕地としては、昭和六年末に於て一萬三千餘町歩、椰子林として約二萬九千餘町歩、計四萬二千餘町歩にして、猶二萬七千餘町歩の土地は將來に向つて經濟的利用の時機を俟てり。而して島民の大多數は生活原始的にして簡易なる農耕に従事するものなるも、全

島民人口の約四割即ち二萬を以て島民の農民と看做せば大差なからん、尙昭和六年末に於ける邦人農民は約七千四百人なり。

二 農業の現状 本群島は、熱帯内内に在り、生活上天恵に浴すること多きを以て、衣食住に對し大なる努力を要せず、從て現在島民の農業状態は頗る原始的にして、唯、二三の食用作物を栽培し、鶏豚の類を飼養するに過ぎず。近時急激なる邦人の増加と農業上の施設と相俟て近き將來に於て稍々完備せる耕種組織を見るに至るべしと信ず。

今茲に、從來島民に依り頗る粗放的なろ放任的に植栽せられたるものを擧ぐれば、玉蜀黍、甘藷、カッサバ、薯蕷、烟草、甘蔗、木瓜、鳳梨、バナナ、蜜柑等其の主たるものとするも其收穫量少く、品質亦著しく劣れるものにして大いに改良増殖を計るべき餘地を存す。

由來農業は主として自然的要素に依り支配せらるるものなりと雖、近代農業は一の企業にして又諸種の經濟的條件の下に支配せらるるを以て從來殆ど原始的なりし群島農業も、今後移住民の増加と島民の啓蒙並生活の向上とに依り著しく農業の開拓を誘致するに至るべきを信ず。

本群島は熱帯内内に位し、日光の直射強烈、降雨量亦相當大なるを以て、年中好く植物の生育に適せり。従つて之れを合理的に利用せば、一定面積の生産力は内地農耕地に比し遙に優良なりとす。

従来外人及邦人に依り投ぜられたる農業資本は微々たり。故に將來本業の發展を期し、生産能力を増大せんとするには、或る程度の放資を必要とするや論なく、適當なる農具の使用、地方の維持の爲めにする施肥、飼畜組織の採用、種苗の改良等皆當面の問題たり。

栽培作物に就て見るときは、従来栽培せられたるものは、夫々群島に適應性を有する作物なり。然れども本群島は、廣汎なる範圍に亘るを以て、各島其の自然的條件を異にするものなれば、試験成績と諸般の調査と相俟て、有利なる作物を發見し、各地方的に合理的栽培法を講ぜざるべからず。

三、畜産 本群島に於ける畜産は島民の生活と關聯し、極めて原始的にして其の飼養管理の方法も亦見るべきものなし。今左に飼育せられつゝある主なるものを概説すれば、

イ 牛 昭和六年末現在四千三十九頭にして、主として「サイバン」管内に多く役牛なり。

ロ 豚 昭和六年末現在一萬千六百三十六頭にして、島民好んで之が飼養を爲し、管内畜産の最たるものとす。

ハ 山羊 昭和六年末現在二千八百七十五頭なり。

ニ 鶏 昭和六年末現在七萬六千六百六十六羽なり。

ホ 鷺 昭和六年末現在二千六百十八羽なり。

牛は主として「サイバン」に於て飼養せられ運搬農耕の用に供せらる、近年糖業の發達に伴ひ其の需要益々増加し其の價格は甚しく高騰せる觀あり、從て屠殺頭数は近來遲減の傾向を示しつゝあり。

豚は群島一般に飼育せられ群島畜産の最たるものにして、最近人口の増加に伴ひ、肉類の需要益々増加し屠殺頭數激増の趨勢に伴ひ、生産頭數漸次之に順應せんとするの傾向を示しつゝあり。

山羊の飼育に關しては目下試驗時代に屬し、山羊は肉用種にして、椰子樹林間の放牧に好適し近年漸次増殖しつゝあり、「ボナベ」に多く飼養せられ「バラオ」「トラック」之に次ぐ。

鶏は肉用卵用として豚に次ぐ重要なものなるも、従来放飼の状態にあり、一般に優良種に乏しく在來種は産卵率低く肉量亦少し。

鷺は主として「ヤルート」「サイバン」に飼育せられ漸増の傾向あり。

以上の現況より察するに廳下の畜産は副業的に發達増殖すべく、將來邦人農業者の移住、農耕地の増加に伴ひ、必然的に役畜及肉用畜の需要を來すべく豫想せらる、今日牛、豚、鶏等に主力を注ぎ優良種の増殖を圖ると共に在來種の改良増殖を圖るは目下の急務なりとす。

四 病害蟲 本群島は風土の關係上、各種病害蟲の發生蔓延に好適し、其の被害少なからず。就中椰子、甘蔗の「オサツウ」蟲、各種の甲蟲類、園藝作用の炭疽病、甘蔗赤腐病等の如き目下被害の大

第三節 農業

一九九

なるものとす。而して將來開拓進捗し、農業の發達するに伴ひ野生植物によりて生存せる病害蟲は、農作物に其の食を求むるに至るべきは自然の順序なるを以て、之が驅除豫防には一層の注意を要す。

耕地面積 (椰子林面積を含まず)

(昭和六年十二月末日現在)

支 配 管 區	田	畑	計
サ ン	〇、九九一	一〇、七七八、六〇八	一〇、七七九、五九九
ヤ ツ	九三七、四三六	五六六、九二四	一、五〇四、三六〇
バ ラ	二一九、六一〇	二〇三、六七二	四二三、二八二
ト ラ	五五、〇〇〇	二〇九、〇〇〇	二六四、〇〇〇
ボ ナ	九、九一六	七〇、二一一	八〇、一二七
ヤ ル	一、九八三	三三二、五六五	三三四、五四八
計	一、二二四、九三六	一二、一六〇、九八〇	一三、三八五、九一六

備考 單位未滿切捨

農業戸數

(昭和六年十二月末日現在)

支 配 管 區	戸 數	男	女	口
サ ン	二、三〇〇	四、五三八	二、七三三	七、二七一
ヤ ツ	六〇八	一、〇三五	二八五	一、三二〇
バ ラ	一、七一四	一、五一八	一九六	一、七一四
ト ラ	七五九	一、〇九〇	二二三	一、二一三
ボ ナ	五五	四、八七二	四、七六〇	九、六三二
ヤ ル	一、三五一	一、三三〇	二一	一、三五五
計	一、七〇一	二、五三〇	一、一七八	三、七〇八
邦人	二、四四八	四、七一一	二、七五八	七、四七一
邦人	八、三五三	一二、三四二	七、八六八	二〇、二一〇
邦人	一〇、八〇一	一七、〇五五	一〇、六二六	二七、六八一

農 産 物

(昭和六年中)

第十四章 産 業

一九九

第三節 農業

種別	支離別					
	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	モナハ	ヤルード
玉蜀黍	4,000	1,000	600			5,600
豆類	2,000		1,000			3,000
落花生	1,000		1,000			2,000
甘藷	1,000		1,000			2,000
薯蕷	1,000		1,000			2,000
タロ	1,000		1,000			2,000
其ノ他ノ里芋類	1,000		1,000			2,000
タカ	1,000		1,000			2,000
西瓜	1,000		1,000			2,000
計	10,000	2,000	5,000			17,000

種別	支離別					
	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	モナハ	ヤルード
南瓜	1,000		1,000			2,000
胡瓜	1,000		1,000			2,000
越瓜	1,000		1,000			2,000
甜瓜	1,000		1,000			2,000
米	1,000		1,000			2,000
黍	1,000		1,000			2,000
胡椒	1,000		1,000			2,000
菓	1,000		1,000			2,000
糖	1,000		1,000			2,000
甘藷	1,000		1,000			2,000
葉	1,000		1,000			2,000
計	10,000	2,000	5,000			17,000

第十四章 産業



種別	支離別		サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナハ	ヤルイト	計
	家畜	畜							
牛	馬	豚	三、四七	一、〇九	一、七〇	一、三六	三、八五	一、〇〇	一、〇〇
羊	綿	山	三、二九	一、〇九	一、三六	三、八五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
鶏	鴨	鵝	三、〇〇	一、〇九	一、三六	三、八五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
鴨	鵝	鴨	三、〇〇	一、〇九	一、三六	三、八五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
鴨	鵝	鴨	三、〇〇	一、〇九	一、三六	三、八五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
鴨	鵝	鴨	三、〇〇	一、〇九	一、三六	三、八五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
鴨	鵝	鴨	三、〇〇	一、〇九	一、三六	三、八五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
鴨	鵝	鴨	三、〇〇	一、〇九	一、三六	三、八五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
鴨	鵝	鴨	三、〇〇	一、〇九	一、三六	三、八五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇

第四節 糖 業

一 概説 熱帯圏内に位置し海洋性氣候を有する本群島は、能く甘蔗の生育に適し、栽培の紀元亦古きものゝ如く、十六世紀の初葉「マゼラン」が「マリアナ」群島發見當時、甘蔗は既に土民食品の一とせられたりと言ふ。然れども我國領有前に於ける之が栽培は殆んど生食用に止まり、糖業と認む

べきもの無かりし状態なりき。然るに帝國が本群島を占領するや「サイパン」支離管内は、殊に氣候土壤等の自然的要素が甘蔗栽培に好適し、製糖上の要素を具備せるを認めしと、従來主産物たりし椰子類が虫害の爲め殆ど全滅の悲境に陥り、之に代るべき適作物の發見に努めし際なりしとに依り、又一面帝國に於ける砂糖の需給の状況に鑑み、糖業の開發に依り植民地産業の發展を期し、銳意斯業の奨励に努めし結果、蔗作面積の擴張、新式製糖工場之設立となり、今や幾許も無くして所期の目的を達するに至らんとし、本群島財政經濟の發達、文化の進展上大なる望を囑し得るに至れり。

二 甘蔗栽培並製糖の状況 既述の如く本群島に於ては、古來より甘蔗栽培を爲せしものゝ如きも帝國占領當時に於ける之が栽培法たるや、極めて幼稚なるのみならず、栽培面積僅少にして品質亦優良ならず、偶々蔗叢を壓搾するも單に搾出したる蔗汁を煮詰め、少量の砂糖蜜を製するに過ぎず、未だ以て製糖法と稱する能はざるものなりき。然れども天恵の風土は幼稚なる栽培法、優良ならざる品種を以てして尙、蔗叢收量多く、且つ糖業成立の條件を具するものありしを以て、耕作法の改良、作付面積の擴張、優良品種の移入栽培、製糖工場之設立を奨励せしと、時恰も歐洲戰亂の靡らせる糖界の好況は、斯業に對する投資を有望ならしめ從て投資するもの多く、結果大正五年頃に於ける栽培面積約二十町歩に過ぎざりしもの、同八年には四百五十九町、同十一年には千六百七十六町、同十四

年には二千七百五十七町、昭和六年には六千四百四十四町歩餘に増加せり。従来製糖工場無かりしものも、大正八年には製糖會社二、製糖工場八を算するに至れり。然るに戦後財界の變動並に最近の企業組織は小規模の分蜜製糖工場にては、到底圓滿なる糖業の發達を望み得ざる状態なりしを以て、大正十一年に至り現南洋興發株式會社（資本金七百萬圓内五百二十四萬圓拂込済）設立され、従前の糖業者たる、西村拓殖株式會社の事業を繼承し、南洋殖産株式會社の事業を買収合同し、茲に大企業組織の分蜜製糖工場を見るに至れり。

現在に於ては製糖工場は「サイパン」島及「テニアン」島の兩島に在り。甘蔗の栽培亦兩島を主とす。「サイパン」島工場に於ける原料壓搾能力は千二百英噸にして「テニアン」島工場は、昭和五年より製糖を開始し、昭和六年原料壓搾能力は千二百英噸にして、漸次能力を増加し完成の曉は二千二百英噸と爲る豫定なり。

次に甘蔗作付面積並に製糖工場變遷の状況を示せば左の如し。

甘蔗作付面積及産糖高

年次	作付面積	産糖高	備考
大正八年	四五九町〇〇	七五五、五九九斤	白下糖及赤糖
同 九年	五三九	一九五六、〇〇三	同
同 十年	八三二	三五八、六〇〇	同
同 十一年	一、六七六	二、一三一、一〇〇	分蜜糖（黄双）
同 十二年	二、一七二	五、八三七、八〇〇	同
同 十三年	二、五〇	一四、八九五、四〇〇	同
同 十四年	二、五七	一五、二六七、六〇〇	同
同 十五年	二、七五六	二〇、一九三、九六〇	同
同 十六年	二、九六七	一七、二八〇、三七〇	同
昭和二年	三、二二六	一六、四二二、四〇〇	同
同 三年	三、三一七	三四、五三九、七〇〇	同
同 四年	四、五九〇	六四、二七八、九〇〇	同
同 五年	六、一四四	六九、五五七、二〇〇	同
同 六年	六、六四一		同

備考 單位未滿切捨

製糖工場の變遷



第四節 糖 業

二〇八

年 別	工場別		新式製糖場 数	能 力 (英)	改良製糖場 数	能 力 (英)	舊式製糖場 数	能 力 (英)
	新式	改良						
大正七年	1	1	1	150	1	150	2	不明
同八年	1	1	1	150	1	150	7	不明
同九年	1	1	1	150	1	150	4	不明
同十年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十一年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十二年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十三年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十四年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十五年	1	1	1	150	1	150	1	不明
昭和二年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同三年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同四年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同五年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同六年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同七年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同八年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同九年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十一年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十二年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十三年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十四年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十五年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十六年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十七年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十八年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同十九年	1	1	1	150	1	150	1	不明
同二十年	1	1	1	150	1	150	1	不明

前表に於て甘蔗作付面積に比し、産糖高の少きは一面蔗作面積擴張の爲め、蔗苗用に供せし蔗園多

きに因るも、未だ甘蔗耕作法の幼稚粗放、品種の不良、箠象蟲、赤腐病の被害激甚なると、新式製糖  
 創始匆匆にして、製糖操作の十分熟練せざると、原料運搬機關の設備完からざるとに基因す。

第五節 商 工 業

現狀 南洋群島は、交通上の不便に加ふるに金融機關不備にして商業の發達著しからず。舊獨領時  
 代に於ける交通貿易は、政府の補助を受けたる「ヤルト」會社の汽船及北獨逸「ロイド」會社の汽船  
 に依りて行はれ、其商權は主として獨逸「ヤルト」會社及西「カロリン」會社の二社に歸し尙英商と  
 しては「パーンス、ヒリップ」商會あり、邦商としては南洋貿易會社ありしも、現今に於ては前數者  
 は全く其跡を斷ち、南洋貿易會社獨り相當に活躍しつつあり。其の他は到る處に小數の雜貨商あるの  
 み、群島に於ける交通上の不便と工業上の要素たるべき石炭、水、鐵等の缺乏は、先天的に工業發達  
 の可能性を有せず、現在に於て工業として擧ぐべきものは唯、「サイパン」島に於ける製糖工業あるの  
 み。其の外熱帯の特産物たる各種植物の葉及纖維を材料としたる帽子、其の他各種組編業に屬する手  
 工業ありと雖、現在の島民の文化程度にては、殆ど彼等の使用する日常の用具を製作するに止まる。

一、商 業

第十四章 産 業

二〇九



第十四章 産業

職業別	支給別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナバ	ヤルード
大工	(日)	一、三〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇
船大工	(日)	一、三〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇
木工	(日)	一、三〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇
銀冶工	(日)	一、三〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇
探鉄工	(日)	一、三〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇

二二三

(一) 島民

職業別	支給別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナバ	ヤルード
左官	(日)	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	
木匠	(日)	三、四〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	
鍛冶工	(日)	二、六〇〇		三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	
製糖工	(日)	一、八〇〇		三、六五〇	二、〇〇〇	四、五〇〇	
日糖人	(日)	一、三〇〇	四、〇〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	
下男	(月)	一、五〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	
下女	(月)	一、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	

(一) 邦人

職業別	支給別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナバ	ヤルード
大工	(日)	三、五〇〇	三、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇
船大工	(日)	三、九〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇

(昭和六年十二月末日現在)

第五節 商工業

職業別	支給別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナバ	ヤルード
食鹽	(二担)	一三〇	一六〇	一五〇	二〇〇	一八〇	
精製糖	(三盆)	四〇〇	四五〇	四三〇	五〇〇	四五〇	
分蜜糖	(同)	二〇〇	二五〇	二七〇	三〇〇	二七〇	
清酒	(二立)	一、〇〇五	一、二四〇	一、一〇〇	八五〇	一、〇〇〇	
麥酒	(二本)	三八〇	四〇〇	四〇〇	四二〇	四五〇	
サイダー	(同)	一九三	一八〇	二二〇	二〇〇	二五〇	
木炭	(十担)	三八〇	六七〇	三二〇	四〇〇	六五〇	
薪	(同)	一〇〇	一八〇	一八〇	二〇〇	二〇〇	
化石鹼	(二個)	一〇〇	一二〇	一〇〇	一二〇	一五〇	
燐寸	(十個)	八〇	九〇	八〇	八〇	一〇〇	

二二三

第五節 商工業

業		二、工	
職人	夫(日)	夫(日)	夫(日)
下	男(月)	一、二〇〇	一、五〇〇
下	女(月)	一、三〇〇	一、五〇〇
下	女(月)	一、三〇〇	一、五〇〇
計		六、〇〇〇	七、五〇〇
計		一、〇〇〇	七、〇〇〇
計		七、〇〇〇	一、二〇〇
計		四、〇〇〇	一、二〇〇

二二四

工業としては「サイパン」島の製糖工業、之に附帯する酒精、酎酎製造及少量の清涼飲料水製造並に各島に於て行はるゝ手工業あるの外工業として特記すべきものなし。

(昭和六年中)

工業産物

種別	支産別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナハ	ヤルト	計
砂糖	数量(担)	九、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	九、〇〇〇
砂糖	価額(圓)	九、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	九、〇〇〇
非酒精飲料	数量(石)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
非酒精飲料	価額(圓)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
酒精飲料	数量(石)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
酒精飲料	価額(圓)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計		九、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	九、〇〇〇

手藝品

(昭和六年中)

種別	支産別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナハ	ヤルト	計
工業用酒精	数量(石)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
工業用酒精	価額(圓)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
其ノ他	価額(圓)	一〇、八〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇、八〇〇
計		一〇、八〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇、八〇〇
椰子帽子	数量(個)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
椰子帽子	価額(圓)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
林投帽子	数量(個)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
林投帽子	価額(圓)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
葉織掛籠製品	数量(個)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
葉織掛籠製品	価額(圓)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
葉織製品	数量(個)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
葉織製品	価額(圓)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
椰子	数量(担)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
椰子	価額(圓)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第十四章 産業

二二五

第五節 商工業

共ノ他價額(圓)	四、四三	一、八五	三、五八
價額計	四、九〇	二、〇〇	三、五三

二一六

酒類製造高

(昭和六年中)

種別	支給別		計
	サイパン	パラオ	
酒類	五、七九九、六〇〇		五、七九九、六〇〇
焼酎	一、五五九、二〇三		一、五五九、二〇三
糖酎	一九、九八二		一九、九八二
泡盛		一〇二、六八六	一〇二、六八六
ウヰキ	二七七、〇〇〇		二七七、〇〇〇
ブキ			
新日	八、〇〇〇		八、〇〇〇
計	七、六六三、七八五	一〇二、六八六	七、七六六、四七一

備考 サイパン、パラオ支給管内以外になし

三、貿易

移輸出貨物の主なるものは燐礦、「コブラ」、砂糖、醤油及酒精にして五者を合し移輸出總額の約九十六「パーセント」を占む、其の他群島特産たる高瀬貝、海參等あるも其の額大ならず。  
 移輸入貨物の主なるものは米穀其の他飲食物、布帛及布帛製品、衣類及同附屬品、金屬製品、木材及木製品等にして是等を合するときは移輸入總額の約六十一「パーセント」を占む。  
 本群島に於ける開港場は「サイパン」「パラオ」「アンガウル」「トラツク」「ヤルット」の五港にして「アンガウル」港は輸入貨物に付制限を附せり。

移輸出品の殆ど全部は日本内地に移出するものにして外國に輸出するものとしては「サイパン」島より米類「グアム」島に、「ヤルット」島より英領「ギルバート」島に少許の雜貨類を輸出するに過ぎず。  
 移輸入品の殆ど全部は日本内地より移入するものにして外國より輸入するものとしては瓜哇より砂糖、蘭領「セレベス」島「メナド」、英領「ギルバート」及米領「グアム」島等より「コブラ」雜貨等少許の輸入あるのみなり。

第五節 商工業  
移出 品

品目	港別	サイパン	テニアン	ヤップ	パラオ	ガウル	トラツク	ホナハ	クサイ	ヤルト	計
I 植物及動物											11,100
II 粉類及種子											11,100
1 小麦											11,100
2 ナイロ											11,100
3 其ノ他											11,100
III 飲食物及煙草											11,100
1 蔬菜果實及核子											11,100
2 砂糖											11,100
3 糖											11,100
4 海參											11,100
5 酒精含有飲料											11,100
6 非酒精含有飲料											11,100
計											11,100

二一八  
(昭和六年中)

品目	港別	サイパン	テニアン	ヤップ	パラオ	ガウル	トラツク	ホナハ	クサイ	ヤルト	計
IV 皮毛骨角齒牙											11,100
1 鹿甲及其ノ製品											11,100
2 高瀬											11,100
3 眞珠											11,100
4 海綿											11,100
5 其ノ他											11,100
V 油脂類及其ノ製品											11,100
VI 藥材化學藥其ノ											11,100
1 酒											11,100
2 其ノ他											11,100
VII 染料顏料											11,100
1 染料											11,100
2 顏料											11,100
VIII 絲綢及同材料											11,100
1 絲											11,100
計											11,100

二一九

第五節 商工業

品目	計	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	ト	チ	ツ	テ	ト	計
2 其ノ他	4,900																		4,900
IV 布帛及布帛製品	1,700																		1,700
X 衣類及同附屬品	1,000																		1,000
XI 製紙用パルプ紙	1,000																		1,000
XII 紙製品書籍及繪畫	1,000																		1,000
XIII 礦物及礦物製品	1,000																		1,000
1 煉	1,000																		1,000
2 其ノ他	1,000																		1,000
XIV 陶磁器	1,000																		1,000
XV 及硝子製品	1,000																		1,000
XVI 金銀及金製品	1,000																		1,000
XVII 鐘錶及金製品	1,000																		1,000
XVIII 時計學術器械類	1,000																		1,000
XIX 船舶及機械類	1,000																		1,000
2 木材及木製品	1,000																		1,000
3 木炭	1,000																		1,000
計	16,500																		16,500

1110

移入品

(昭和六年中)

品目	計	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	ト	チ	ツ	テ	ト	計
4 其ノ他	5,900																		5,900
I 植物及動物	1,000																		1,000
II 穀類及種子	1,000																		1,000
1 米	1,000																		1,000
2 其ノ他	1,000																		1,000
III 飲食物及煙草	1,000																		1,000
1 蔬菜果實及種子	1,000																		1,000
2 砂糖	1,000																		1,000
3 鹽	1,000																		1,000
4 酒精含有飲料	1,000																		1,000
計	16,500																		16,500

第十四章 産業

1111







第十四章 産業	VIII 絲織・繩・索及同材料	VII 染料・顔料・塗料類及填充料	VI 其 其 其 其 其 其 其 其	V 油・脂・蠟及其ノ製品	IV 皮毛・骨・角・齒牙中殻類及其ノ製品	III 飲 食 茶 菓 實 及 核 子	II 穀物・穀粉・澱粉類及種子	
							1 米	2 及ノ他
	1,300	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600
	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	500
	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400
	1,000	900	800	700	600	500	400	300
	900	800	700	600	500	400	300	200
	800	700	600	500	400	300	200	100
	700	600	500	400	300	200	100	0
	600	500	400	300	200	100	0	0
	500	400	300	200	100	0	0	0
	400	300	200	100	0	0	0	0
	300	200	100	0	0	0	0	0
	200	100	0	0	0	0	0	0
	100	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0

二二七

I 植 物 及 動 物	品 目	港 別	XVII XVI XV XIV XIII										計			
			1 其	2 木	3 木	4 其	1 雜 貨	2 計 學 術 及 機 械	3 時 鐘 及 金 屬	4 陶 磁 器 及 硝 子 製 品	1 其	2 機 器 及 硝 子 製 品				
計	サイパン	二五八	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
	パラオ	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
	アングウル	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
	トラツク	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
	ヤルット	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
	計	九七	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

(昭和六年中)

二二六

移輸出品累年表

品名	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
I 植物	1,000	100	1,200	120	1,500	150	1,800	180	2,000	200
II 穀物・穀粉・澱粉類及種子	5,000	500	5,500	550	6,000	600	6,500	650	7,000	700
III 飲料・食物	10,000	1,000	11,000	1,100	12,000	1,200	13,000	1,300	14,000	1,400
IV 海産物	2,000	200	2,200	220	2,400	240	2,600	260	2,800	280
V 酒類	1,000	100	1,100	110	1,200	120	1,300	130	1,400	140
VI 非酒精類	3,000	300	3,200	320	3,400	340	3,600	360	3,800	380
VII 其他	1,000	100	1,100	110	1,200	120	1,300	130	1,400	140
合計	23,000	2,300	24,900	2,490	26,800	2,680	28,700	2,870	30,600	3,060

第十四章 産業

二二九

品名	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
IX 布類	1,000	100	1,100	110	1,200	120	1,300	130	1,400	140
X 衣服類	2,000	200	2,200	220	2,400	240	2,600	260	2,800	280
XI 紙類	3,000	300	3,200	320	3,400	340	3,600	360	3,800	380
XII 印刷品	1,000	100	1,100	110	1,200	120	1,300	130	1,400	140
XIII 磁器・硝子及硝子製品	2,000	200	2,200	220	2,400	240	2,600	260	2,800	280
XIV 金銀製品	1,000	100	1,100	110	1,200	120	1,300	130	1,400	140
XV 時計・金銀製品	1,000	100	1,100	110	1,200	120	1,300	130	1,400	140
XVI 船舶・航海機	1,000	100	1,100	110	1,200	120	1,300	130	1,400	140
XVII 其他	1,000	100	1,100	110	1,200	120	1,300	130	1,400	140
合計	14,000	1,400	15,300	1,530	16,600	1,660	17,900	1,790	19,200	1,920

第五章 商工業

二二八

		XVII	XVI	XV	XIV	XIII		
合	1	鐘	鑲	時計	鐘	金	鑲	鐘
	2	陶磁器	及	鐘	鑲	金	鑲	鐘
計	4	其他	炭	品	材	及	木	製
	8	其	木	材	及	木	製	製
合計	八三三三三	八二六六六	七五九九九	一〇六六六	一〇九九九	一三三三三	一六六六六	二〇九九九

		IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII
合	1	皮革・骨・角・歯牙・甲殻類及其ノ製品	油・脂・蠟及其ノ製品	染料・化學藥・製藥・其ノ副合品及爆發藥	酒精	絲綢・絹・蠶・索及同材	布帛及布帛製	衣服類及同附屬	製紙用パルプ・紙・紙製品・書籍及繪畫	礦物及礦物製
	2	海	其	其	其	其	其	其	其	其
計	4	其他	他	他	他	他	他	他	他	他
	8	珠	珠	珠	珠	珠	珠	珠	珠	珠
合計	八〇〇〇〇	六〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇



第五節 商工業

移輸入品累年表

二三三

品名	年次				
	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
I 植 物 及 動 物	八三六四	二二,〇〇〇	四一,四四〇	五七,九〇〇	一五,六六〇
II 穀 物・穀 粉・澱 粉 類 及 種 子	六〇,〇〇〇	八八,八二〇	一〇〇,三四〇	八六,八三〇	八七,四四〇
1 米	四七,七〇〇	七〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	七九,〇〇〇	七九,〇〇〇
2 其 他	一六,八〇〇	一八,八二〇	二〇,三四〇	一七,八三〇	一八,四四〇
III 飲 食 物 及 煙 草	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
1 蔗 茶・果 實 及 核 子	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
2 砂	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
3 鹽	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
4 酒 精 含 有 飲 料	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
5 果 汁・礦 水 等 非 酒 精 含 有 飲 料	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
6 煙	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
7 其 他	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
IV 皮 毛 骨 角 齒 牙 甲 殼 類 及 其 製 品	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
V 油・脂・蠟 及 其 製 品	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

品名	年次				
	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
1 石	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
2 其 他	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
VI 藥 材・化 學 藥・製 藥 其 調 合 品 及 煤 炭 藥	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
VII 染 料・顏 料・塗 料 類 及 填 充 料	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
VIII 絲 綫・繩・索 及 同 材 料	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
IX 布 帛 及 布 帛 製 品	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
X 衣 類 及 同 附 屬 品	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
XI 製 紙 用 パルプ・紙・紙 製 品・書 籍 及 繪 畫	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
XII 礦 物 及 礦 物 製 品	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
1 石	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
2 其 他	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
XIII 陶 磁 器・硝 子 及 硝 子 製 品	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
XIV 金 屬 及 金 屬 製 品	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
XV 時 計・學 術 器・鏡 視 車 輛・船 舶 及 機 械 類	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
XVI 雜 品	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
XVII 雜 品	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

二三三

第十四章 産 業

第五節 商工業

1	コ	製	品	ラ	計	五八四四二	四七三九九	七三三九七	五七二八九五	五九八七六
2	木	材	及	木		三六二〇四	三二七〇〇	四四七五五	三九四九三	三三〇六
3	木					—	八〇四	—	—	—
4	其	ノ	他			二五五五	二六五二	五五〇六	四〇五〇	五五二九
合						一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

二三四

第六節 林業

一 概況 南洋群島は、到る處鬱蒼たる森林を以て覆はれ、一見千古の美林を有する觀なしとせず。然れども其の内容を實地踏査するときは、雜木の混生林にして有用樹種の比較的少なきに驚くべし。惟ふに其の主なる原因は各島は孰も面積小なる海洋島にて大森林を構成する要素を缺き居るのみならず從來彼等住民に愛林の思想なく生活上必要なる建築用材、器具用材及獨木舟用材等を隨時隨所より伐採し敢て補植造林を爲さず、唯、海岸附近に椰子を植栽し之れを彼等唯一の財産として保護することあるも、一般林木は毫も顧みられず、而も久しく其の習慣を踏襲し來れることに基因するものならん。

然らば將來群島内に於ては椰子の外、用材を目的とする一般林業を望なしとすべきものなりやと曾ふに、然らず、現在蓄積少なしと雖、在來有用樹種の残存數多く、又外國樹種の造林に適するもの多き見込なるを以て、造林主木の探擇容易なるのみならず、天恵厚き雨量と溫度とを有し、造林用地と見るべき面積亦少なからざるを以て、此等の諸要素を背景とし、造林の方法と樹種の選定を誤らざれば現在の雜木林を一變することを得べく、椰子林經營と共に大いに有望視すべきものとす。

第六節 林業

二三六

二 椰子 古々椰子は一般に古くより植栽せられたるものゝ如く、其の發育も亦良好にして之が製品たる「コブラ」は群島唯一の林産物として重要移出品たり。加之椰子は島民の飲食物及其他的資料として日常生活に缺くべからざるものなるを以つて、各離島に至るまで之が植栽を見ざる所なし。昭和六年末現在椰子林面積二萬九千六百町歩にして、其の「コブラ」生産額は約一萬餘噸を算せり。尤も「サイパン」「テニアン」「ロタ」の三島は、大正三年暴風後發生せし貝殻蟲の被害の爲め、生産皆無の狀況なりしも最近樹勢恢復し來たり。而して南洋廳設置以來、新植を奨励すると共に、既成椰子林の整理を行ひ斯業の發達を計りつゝあり。大正十一年以降新植、整理面積左の如し。

新植	整理面積					
	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナハ	ヤルト
大正十一年度			一三九	一二	一三五	八〇
大正十二年度		五三	一二五	三四	一三五	八〇
大正十三年度		三五	一〇六	三五	一三五	八〇
大正十四年度		三四	一〇八	五八	六三	三六
昭和元年度			八五	一四一	八〇	三六
昭和二年度			五二	三六	二二六	一〇
計			四一九	四二七	三九一	三六六

整理	整理面積					
	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナハ	ヤルト
昭和三年度			一八	五〇	一七九	一〇
昭和四年度		三五	二四	二五	二二一	一四
昭和五年度		六九	四〇	一一	一九八	一五
昭和六年度		五四	八〇	一四	二五〇	三〇
大正十一年度			一〇〇	三八	二七〇	五八五
大正十二年度			一〇〇	一五	二七〇	五八五
大正十三年度			一〇〇	一五	二七〇	五八五
大正十四年度			八〇	五三	二七〇	四七二
昭和元年度			一〇	二四	二七〇	四七二
昭和二年度		七二	一四〇	四〇	二二〇	二六三
昭和三年度			一四〇	四〇	二二〇	二六三
昭和四年度			一四〇	四〇	二二〇	二六三
昭和五年度			一〇〇	二六	一六〇	一六〇
昭和六年度			〇〇	七五	一三〇	一三〇
計			一〇〇	三六	二二六	二七六

備考 單位 町歩 單位未滿切捨

椰子生産表

(昭和六年中)

支 配 管 區	椰子林面積	果實生産数	コ	ナ	ラ
サ	二、四三七	四、七八六、五三二	六八九	二八、八二七	
イ	三、三四四	五、二六六、〇八四	五〇〇	二六、七八一	
ツ	一、四五三	三、〇〇四、四八〇	二〇八	九、五一七	
バ	四、〇七三	三四、六九一、三二八	一、八三七	九四、一九三	
ト	六、四七八	三一、九一六、二二〇	二、三六五	一三五、五二七	
ホ	一、八一	五六、七五一、四二〇	五、〇六七	二九二、二六五	
ニ	二九、六〇〇	一三六、四一六、〇六四	一〇、六六六	五八七、一一〇	
計					

備考 單位未滿切捨

三 其の他の林木 椰子以外の樹種にて、林相を形成せるものは、紅樹(マングローブ)にして、「マリアナ」群島には其の蓄積少なきも其の他の群島には相當の蓄積あり。其の用途は建築補助材料及薪炭用材とす。其の他有用樹種として數ふべきものは、鐵木、紫檀、「タマナ」「モモタマナ」「ウカール」(バラオ土語)「ブラキョース」(バラオ土語)「アンモイ」(バラオ土語)「シャターク」(ボナベ土語)及俗稱黒柿と稱するもの等ありて、其の材質、光澤共に優良なるものあれども、古くより濫伐せられたる爲め、其の蓄積極めて少し。之れ前述せし如く從來補植造林等の行はれたることなきに依

林野産物

(昭和六年中)

種 別	交 割 別						計
	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナバ	ヤルトリ	
川 材	数量(石) 七四〇	数量(石) 四九、五	数量(石) 一、五八〇	数量(石) 五、〇	数量(石) 八、〇	数量(石) 一、〇八八	数量(石) 五、五八五
薪 炭 材	数量(捆) 四、一〇〇	数量(捆) 八、〇	数量(捆) 六、〇	数量(捆) 九、〇	数量(捆) 三、〇	数量(捆) 一、〇八八	数量(捆) 五、五八五
木 炭	数量(買) 一、五七三	数量(買) 二、〇	数量(買) 三、〇	数量(買) 四、〇	数量(買) 一、〇	数量(買) 一、〇八八	数量(買) 五、五八五
其ノ他	金額(圓) 三、一〇	金額(圓) 一、〇	金額(圓) 二、〇	金額(圓) 三、〇	金額(圓) 一、〇	金額(圓) 一、〇八八	金額(圓) 五、五八五
價 額 計 (圓)	三、〇、八七	八、五	三、〇、九	七、〇	四、二、三	八、四、九	三、〇、八七

るものにて、現在産業試験場にて行へる外國樹種の移植適否試験の成績を見るも、相當有望なるものあるを以て、在來有用樹種と共に造林に力を注ぐ時は、將來椰子林と相俟ちて大なる資源たるべきを疑はず。即ち在來有用樹種は勿論、外國より移植せし樹種中、今日良好の試験成績を現はしつゝある鐵刀木「チーク」「マホガニー」等は相當の注意を拂は、造林比較の容易なるべき見込なり。



一 現状 本群島に於ける水産に關しては西班牙及獨逸領時代の狀況は文獻其の他徴すべきものを以て之を知るに能はず。唯「バラオ」「ヤツブ」「トラツク」「ボナベ」各島に於て海鼠漁業、「バラオ」「ヤツブ」各島に於て高瀬貝漁業等の成績を挙げたるものゝ如し。又往時小笠原近海及「マリアナ」群島には英米の捕鯨船來り、盛に捕鯨したることありと謂ふ。大正三年以來各種漁業者の渡航企業せし者ありたるも、多くは群島の事情に通ぜず、地理的位置及風土の關係等に依り失敗に歸したるも昨今に至り漸く其の基礎確立し堅實なる發展に向ひつゝあり。然れ共海洋並に水族の棲息狀態全然内地と趣を異にし且つ各島遠隔なる洋中に孤立し、交通不便、島面積狭小、人口僅少なるのみならず年中高温にして一般魚類の處理困難にて加ふるに島内の販路大ならざるを以て是に適する漁業經營をなす必要あるべし。一般に鮮魚としては唯在島邦人に供給するに止り冷蔵庫、冷藏船等の設備爲すにあらざれば移輸出すること能はざるも乾製品又は節製造或は罐詰業を伴ふ事業の經營は之を將來に期待し得べきものとす。

而して此等水産事業の原料としては鰯、鮪の如き比較的大量生産を期待し得るものにして漁獲の永続性あるものを漁業の目的とするを要するが故に、大正十三年度に於て本廳は此等漁業を対象として各種の調査を爲し指導獎勵したる結果漸次該種漁業の發達を見、現今「サイバン」「バラオ」「トラツク」「ボナベ」に於て發動機附漁船（「サイバン」四隻「バラオ」七隻「トラツク」九隻「ボナベ」四隻）を以て操業する漁業者あり、漸次好成績を揚ぐるに至れり。

今昭和六年中の水産漁獲物及同製造物の種類を示せば左の如し。

(一) 魚類

種別	支離別					
	サイバン	ヤツブ	バラオ	トラツク	ボナベ	ヤルット
鰯	数量(尾) 五、四三二 價額(圓) 一三、〇〇〇	数量(尾) 二六 價額(圓) 七六八	数量(尾) 一、〇七五 價額(圓) 三、三〇五	数量(尾) 一、〇七五 價額(圓) 三、三〇五	数量(尾) 一、〇七五 價額(圓) 三、三〇五	数量(尾) 一、〇七五 價額(圓) 三、三〇五
鮪	数量(尾) 一 價額(圓) 一六、七〇〇	数量(尾) 一 價額(圓) 一六、七〇〇	数量(尾) 一 價額(圓) 一六、七〇〇	数量(尾) 一 價額(圓) 一六、七〇〇	数量(尾) 一 價額(圓) 一六、七〇〇	数量(尾) 一 價額(圓) 一六、七〇〇
鮪	数量(尾) 一 價額(圓) 一六、七〇〇	数量(尾) 一 價額(圓) 一六、七〇〇	数量(尾) 一 價額(圓) 一六、七〇〇	数量(尾) 一 價額(圓) 一六、七〇〇	数量(尾) 一 價額(圓) 一六、七〇〇	数量(尾) 一 價額(圓) 一六、七〇〇



第七節 水産業

二四四

價額	鱈		鯖		其ノ他	
	数量(担)	價額(圓)	数量(担)	價額(圓)	数量(担)	價額(圓)
計						
昭和元年		二六六		二六六		
昭和二年						
昭和三年						
昭和四年		二六六		二六六		
昭和五年						
昭和六年		二六六		二六六		

備考 單位未滿切捨

水産漁獲物累年表

支産別	年度別					
	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
サ	二七、八七〇	二九、四七〇	三〇、〇〇〇	二九、六〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
ヤ	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇
バ	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
ト	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
ホ	八、七〇〇	八、七〇〇	八、七〇〇	八、七〇〇	八、七〇〇	八、七〇〇
ヤ	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
計	二七、八七〇	二九、四七〇	三〇、〇〇〇	二九、六〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

水産製造物累年表

支産別	年度別					
	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
サ	九、三三〇	七、〇〇〇	二九、八〇〇	二二、〇〇〇	三三、〇〇〇	三〇、〇〇〇
ヤ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
バ	七、三三〇	六、〇〇〇	二八、八〇〇	二一、〇〇〇	三二、〇〇〇	二九、〇〇〇
ト	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一六、〇〇〇	一四、〇〇〇	一七、〇〇〇	一六、〇〇〇
ホ	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一七、〇〇〇	一五、〇〇〇	一八、〇〇〇	一七、〇〇〇
ヤ	六、〇〇〇	五、〇〇〇	一八、〇〇〇	一六、〇〇〇	一九、〇〇〇	一八、〇〇〇
計	三〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

南洋群島に於て漁業を営まんとする者は、南洋群島漁業規則に依り官の許可を受けることを必要とす。唯地方の習慣に依り其の住民(島民)に認められたる漁業は其の儘之を認むるの制度なり。今同規則に依り許可したる漁業の種類件数を示せば左の如し。(昭和六年十二月末現在)



ホ 高瀬貝漁業 高瀬貝は「バラオ」「ヤップ」各島の特産物にして島民之れを採取す。現時南洋貿易株式会社及南洋産業株式会社之を買収し内地に移出す。漁期は養殖保護上毎年五六の月に制限す。昭和六年産額四萬八千六百九圓なり。

ヘ 飛鳥漁業 飛鳥は「バラオ」「ヤップ」「トラツク」「ボナベ」並に各離島に産し、主として島民の採取する所なり。

四 製造業 現今本群島に於ける水産製造業としては、海參製造及鯨節並鮪節製造なるも、本群島は一般に温氣多く、氣温高く、原料の貯蔵甚だ困難なることは製造上最も苦痛とする所なるも、漁場の近接せると漸次設備の完備するに従ひ次第に發達せんとしつつあり。

イ 鯨節製造業 鯨節製造は鯨漁業に伴ひて物興し製品は品質優良にして、鯨漁業の發展と相俟ち漸次發達し群島水産生産品として最も重要なものたらんとす。

ロ 海參製造業 海鼠は群島到る處夥しく棲息し、其の製造業者あり。獨領時代は良種の海鼠を極めて豊富に産したりと謂ふも現在は良種甚しく減少したるが如し。

五 養殖業 本群島に於ける養殖業としては「バラオ」に於て黒蝶貝を母介として、眞珠養殖業行はれ優秀なる眞珠を産す。

尙海綿養殖業も亦有望なる事業たるべし。

第八節 鑛業

一 現状 本群島に於ける鑛業として見るべきものは、唯「アングウル」島に於ける燐鑛あるのみ。「アングウル」島は北緯六度五十三分東經百三十四度十分位し、東西約一里南北約一里の小島なり。鑛層厚さ三米突乃至六米突に及ぶと言ふ。西曆千九百三年獨領時代炭鑛を探究せんとして、偶然發見せしものなり、其蓄積量約二百三十萬噸と稱せられ、千九百八年獨逸「ブレイメン」市に設立したる獨逸南洋燐鑛株式會社に依りて採掘に着手せられたり。帝國の領有に歸してより海軍に於て採掘せしが目下は南洋廳の經營に屬し年産額約六萬噸なり。

現今は南洋廳採鑛所長(技師)の外技手二人書記三人を以て其の業に當れり。

昭和六年末現在の使役雇傭人並に職工鑛夫數左の如し。

雇員 四人 傭人 一三人 職工鑛夫 四三三人

燐鑛(精鑛)移出累年表

第十四章 産 業

年 度	数	量	價 額
大 正 六 年 度		四七、五〇五	一、一三二、一三一
大 正 七 年 度		五六、六九九	六九〇、八一〇
大 正 八 年 度		七三、六八五	一、四一九、七一八
大 正 九 年 度		五五、五五二	一、〇三九、九九七
大 正 十 年 度		五四、八六八	一、四七七、九一〇
大 正 十 一 年 度		五六、三〇〇	一、〇一九、八九七
大 正 十 二 年 度		五九、九八七	一、〇四九、七七二
大 正 十 三 年 度		六〇、六五七	一、〇九七、八九一
大 正 十 四 年 度		六五、八六四	一、三二〇、五七三
大 正 十 五 年 度 (昭和元)		六二、九一二	一、二九九、一三二
昭 和 二 年 度		六三、一二八	一、三三五、一五七
昭 和 三 年 度		六四、三二六	一、三八六、二二五
昭 和 四 年 度		六四、四五九	一、四一四、八七五
昭 和 五 年 度		五五、四五五	一、一五三、四六四
昭 和 六 年 度		五九、二五一	一、二二五、七六九

備考 單位未滿切捨

街「アンガウル」島の外「ファイヌ」「ペリリユウ」「トコベ」等二三の島嶼にも鐵礦を藏するものあり、「トコベ」島は蓄積量約十二萬噸と推定せられ、昭和六年八月民間事業として探銅を許可したり。

二 其の他の鐵物 西「カロリン」群島「バベルダオブ」島中に褐炭の埋藏あるも特筆すべき程度のものに非ず。

第九節 産 業 施 設

一 農業 蔬菜、珈琲及畜産等に関し奨励金を交付し之が改良増殖を助長せり。

イ 蔬菜 島民は其の生活上蔬菜類を需要すること極めて少く、邦人の之を栽培する者あるも産額少く品質粗悪にして一般生活の不便甚だしきを以て、大正十三年度以降一般栽培者に奨励金又は種苗農具を下付して其の改良増殖を奨励し昨今漸く其の缺乏を緩和するに至れり。

昭和二年度以降下付したる奨励金種子農具購入費等左の如し。

邦 人	昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
一七人	一、九三三	一九人	二、〇七六	一七人	二、四七九	二〇人	一、九五八	二二人	二、七〇一	



第九節 産業施設

二五二

島民 種子及農具費	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
計	二	四九	六一	二六七	一	五二	二	三八七	一	八六
邦人	一九	四九三	八〇	三一九	一八	四四八	二二	一三七	三	一四八
島民	二	四七四	二	六六二	二	九七九	二	四八二	二	九三六

口 珈琲 珈琲は群島の氣候風土に適應し古くより植栽せられたりと雖、主として自家用に供せらるゝのみにして其の産額多からず、最近に至り「サイパン」島及「ボナベ」島に於て之が栽培を爲す者多く、之を助長するに於ては將來相當有利の事業たり得るの見込あるを以て、昭和二年より珈琲栽培に對し奨励金を下付し斯業の發達を圖ることとせり。

同年以降下付したる奨励金左の如し。

種別	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
邦人	二	四三六	二〇	三七八	九	八六	二	五一四	三	九〇三
島民	二	三六九	二二	四一〇	九	八六	二	五一四	三	九〇三
計	四	八〇五	四二	七八八	一八	一七二	四	一〇二八	六	一八〇六

ハ 畜産 大正十一年畜産奨励規則を公布し蕃殖用牛、豚及仔豚、犍牛を飼養する者に夫々奨励

金を下付し、また優良種牛、豚を貸付して之が品種の改良増殖を圖りつゝあり。其の成績頗る良好なり。之が下付額を示せば左の如し。

年	金額		年	金額	
	人員	金額		人員	金額
大正十一年	四	五五三	昭和二年	二	一四四
大正十二年	三	五九六	昭和三年	三	一七三
大正十三年	二	七四三	昭和四年	一	七二二
大正十四年	一	九三九	昭和五年	一	九八四
昭和元年	一	六六九	昭和六年	二	〇五二

備考 昭和七年度は豫定額なり

二 病害蟲防除 大正十三年五月病害蟲驅除豫防規則を制定し、之れが驅除豫防に努めつゝあり。其の結果一時激甚なりしオサゾウ蟲の被害も漸次減せらるゝに至れり。加之「サイパン」島南洋興發株式會社に於ては過般布哇より該蟲の敵蟲輸入を試み、初回に於て失敗したるも今後更に之が輸入につき研究中なるを以て近く其の成績を擧ぐるに至るべし。

二 糖業 概説に於て述べたるが如く、帝國が本群島を占領し「サイパン」島の風土糖業に適應す

るを認むるや、糖業の開発を計畫し、甘蔗栽培並に製糖工場の建設を奨励し、甘蔗栽培の爲には、官有地を貸與し、以て斯業の發展を圖れり。大正十一年四月南洋廳を設置するや、積極的に糖業改良奨励方針の下に糖業規則、糖業奨励規則を制定せり。

イ 糖業規則 本令の要旨は、製糖業を營まむとする者には、總て本令の定むる處に準據せしめ更に製糖原料採取區域並原料引取に付き、製糖業者庶作者相互の關係を密接ならしめ、以て圓滿に糖業の發達を圖らむとするにあり。

ロ 糖業奨励規則 本令は糖業奨励の基本にして、是が要旨は甘蔗を栽培し、又は砂糖製造に従事する者にして、適當と認めたる場合は甘蔗苗圃費、甘蔗植付費、開墾費、綠肥栽培、甘蔗苗移輸入費及群島外に移出する砂糖に對する製造費等に奨励金を下付し、砂糖農工業の改良發達を奨励するものにして、本令に定むる所なきも糖業の改良發達上必要と認めたる場合は、當業者に對し、奨励金を下付し以て斯業の完全なる發達を圖りつゝあり。之が下付を示せば左の如し。

年 度	金 額	年 度	金 額
大 正 十 一 年 度	一三五、一一二	大 正 十 三 年 度	一三九、四四一
大 正 十 二 年 度	九五、一一一	大 正 十 四 年 度	一三〇、六四八

年 度	金 額	年 度	金 額
昭 和 元 年 度	一七三、九二〇	昭 和 五 年 度	四九二、八〇九
昭 和 二 年 度	二三五、九三〇	昭 和 六 年 度	五三一、三四六
昭 和 三 年 度	二五七、三五五	昭 和 七 年 度	六一三、一二五
昭 和 四 年 度	五一四、九三〇		

備考 昭和七年度は豫定額なり

三 商工業 一般商工業の發達頗る幼稚なることは、既に述べたる如しと雖、住民の日常生活と密接の關係ある洗濯、理髮、製靴、仕立、旅館業、其の他の必要と認むる營業に對しては、補助金を下付して其の收支を補充し、以て營業の繼續を助けつゝあり、蓋し發達の過渡期に於ては、亦已むを得ざることに屬す。之が補助金下付額を示せば左の如し。

年 度	金 額	年 度	金 額
大 正 十 一 年 度	六、六七一	昭 和 二 年 度	一、四一六
大 正 十 二 年 度	九、九二〇	昭 和 三 年 度	一、三五四
大 正 十 三 年 度	七、一〇〇	昭 和 四 年 度	一、五九三
大 正 十 四 年 度	二、五九〇	昭 和 五 年 度	一、六三三
昭 和 元 年 度	八一、七二三	昭 和 六 年 度	三、一四一
		昭 和 七 年 度	六、五二八

備考 昭和七年度は豫定額なり  
第十四章 産 業



第九節 産業施設

二五六

四 林業 前述せし椰子植栽適地にして、未だ開墾植付を爲さざる所は、至急新植せしむる必要あるのみならず一方手入不十分なるもの及不秩序に密植せられたる既成椰子林は其の増収を計る爲め、徹底的整理を行ふの必要あるを以て、大正十一年南洋廳設置と共にその指導獎勵に依り椰子の栽培を爲す者に對し、新植一町歩に付二十圓以内、整理一町歩に付十圓以内の獎勵金を下付し、以て之が物たる「コブラ」の増収を計りつゝありしが、昭和六年度より「コブラ」乾燥場建設費に對し四分の一以内の獎勵金を下付することに規則を改正し「コブラ」品質の改善を企圖せんとせり。之が下付額を示せば左の如し。

年 度	金 額	年 度	金 額
大 正 十 一 年 度	一、二、八九〇円	昭 和 二 年 度	六、三〇八円
大 正 十 二 年 度	一、三、一〇〇	昭 和 三 年 度	四、二八五
大 正 十 三 年 度	一、二、五三一	昭 和 四 年 度	四、六三三
大 正 十 四 年 度	五、七二〇	昭 和 五 年 度	五、一七〇
昭 和 元 年 度	五、〇三〇	昭 和 六 年 度	九、五九一
		昭 和 七 年 度	一〇、一七五

備考 昭和七年度は豫定額なり

五 水産 本群島に於ける水産業は、大正五年初めて漁業規則公布以來、漸次發展し來り、斯業の基礎漸く確立するに至り、大正十一年水産獎勵規則公布と共に漁業に對し、補助獎勵金を下付し、斯業の發展を期しつゝあり。而して本群島には從來適當なる漁業者なく、從て漁獲少く一方渡航者は逐年激増し、日常生活上不便を感ずること多きに鑑み、第一に漁獲を獎勵し、消費者の便利を計り、尙進んでは一般水産業の進歩發達を期する目的を以て、漁具漁船の設備に對し補助をなし、大正十二年に於ては漁獲獎勵金をも下付し、在留邦人に魚類の供給を努めつゝあり。尙、眞珠養殖業も本群島に於ける將來有望なる一の事業なりと認め、該養殖業技術員費に對し補助金を下付することとせり。而して漸次積極的企業を獎勵するを認め、海參、鰹節其の他水産製造業に對し大正十三年度以降補助金を下付し、昭和四年度より鰹節移出獎勵金を下付しつゝあり、之が下付額を示せば左の如し。

年 度	金 額	年 度	金 額
大 正 十 一 年 度	五、五二八	昭 和 二 年 度	四、七四五
大 正 十 二 年 度	五、二六三	昭 和 三 年 度	四、一四二
大 正 十 三 年 度	五、八〇五	昭 和 四 年 度	四、四四四
大 正 十 四 年 度	五、三九五	昭 和 五 年 度	四、四四五
昭 和 元 年 度	五、一六四	昭 和 六 年 度	一、四一四
		昭 和 七 年 度	一、五〇四

第十四章 産 業

二五七

備考 昭和七年度は豫定額なり

六 産業試験場 農林業及畜産に関する各種の調査、試験、並に分析鑑定及講習講話等を行ひ、一般産業の開発改良を圖るの目的を以て、産業試験場を設置せり。現在用地面積四十町歩餘各種の調査試験は目下其の道程にあり、大正十五年度より更に「ボナベ」島に之が分場（用地八町歩）を設置し、昭和五年度には更に「サイバン」島に之が分場（用地十町歩）を設置し「ボナベ」分場は主として水稻及桑草の、「サイバン」分場は主として糖業に関する試験調査を爲さんとする目的なり。而して地方産業の開発に資する爲、各支廳に産業試験費の一部を配付し附屬農場を設置し、各種の試験を施行すると同時に指導奨励の任に當らしめ、更に島民農事講習生を置き、農業教育農事思想の普及を圖り地方産業の開発を促しつゝあり。

七 水産試験場 水産調査の必要を認め大正十三年度より之が豫算を計上し、爾來拓殖課所管の事業として行ひ來りしが、昭和六年度に於て水産試験場を新設し水産に関する調査試験を施行することとせり。其の調査試験項目は鮪、鮪を主たる目的とする漁撈及製造事業、海綿、玳瑁、高瀬貝等養殖事業及海洋調査とす。

調査船 鋼 製 一八三噸 三六〇馬力 一 隻

木 製 一〇噸 二〇馬力 二 隻

調査區域 從來「バラオ」「ボナベ」「トラック」に於て調査を爲したるも大型調査船の建造と共に群島全般海區及近接外領近海の調査をも爲さんとす。

八 品評會共進會其他 群島産業の開発に資せむ爲め大正十三年度以降引續き、「サイバン」「バラオ」兩支廳管下に於て農産物並手工藝品の品評會を開催し好果を收めつゝあり。尙内地主要都市に於ける博覽會、共進會等に對しては事情の許す限り群島産物及人情風俗を表徴すべき参考品を出品して廣く群島事情の紹介に努め其の效果大に見るべきものあり。

九 殖民地區劃選定 本群島中人口稀薄なる地方は開拓上殖民の必要を認め、殖民豫定地を區劃選定し之が農業經營調査、生産物の商品化調査、道路其の他の施設の進捗の後移住者を招致せんとす。今之が箇所別面積及收容見込戸數等を掲ぐれば左の如し。

(昭和七年十月現在)

選 定 地	區劃面積	收容見込戸數	現在移住者
バラオ諸島	一三二	二二	二八
アライ川流域	五七八	一一八	一



第九節 産業施設

同	ガルミスカン川流域	三四九	七四	四
ボナベ島	ジョカージ村	八〇三	一六九	二三
計		一、八六二	三九三	四五
				二六〇

十 土地調査 諸般行政の施設土地に関するもの多く官民有地の區分を明かならしむるは群島統治の基本的急務なるを認め大正十二年度より臨時事業として土地調査を施行しつつあり「サイパン」島「パラオ」島「ボナベ」島及「ロタ」島は之が調査を完了し目下「クサイ」島に就き之を施行しつつあり。

十一 森林經營調査 官有椰子林は各支廳管内各島に點在し、其の推定面積二千七百餘町歩、推定樹數二十九萬八千本に及ぶと雖、未だ精確なる調査を施行したることなく、コブラ生産量の推知さへも困難なる情態にて、右の内椰子林として存置を要するものもあるべく、中には寧ろ他の用地として利用するを得策とするものもあるべく、或は全然放棄の見込なき除地もあるべければ、之等を調査し整理統一して將來の經營方針を確立する要あり、昭和二年度より森林經營調査を開始し「ボナベ」島「ヤップ」島及「サイパン」島の調査を完了し目下「ヤルト」島の調査を施行中なり。

十二 物産陳列所 群島内所産各種生産物並地理、歴史、博物資料を一室に蒐集陳列し一般の觀覽に供し、一面地方物産の販路開拓並商品の取引、仲介、斡旋を爲し群島内諸般産業開發は勿論地方文化に資せん爲昭和四年度に於て南洋廳所在地たる「パラオ」諸島「コロール」島に南洋廳物産陳列所を新設し昭和五年一月四日より開所せり。

第十五章 電 氣

本群島に於ける電氣は水力に依るものなく蒸気軽油又は重油機關に依り發電するものにして「サイパン」島及「テニアン」島に於て南洋興發株式會社が製糖工場用として四百キロワット一、三百キロワット二及四〇キロワット一の發電機を設備せるの外總て官設なり而して之が用途は電氣通信用、電燈用、鑛業及糖業に要する動力用及醫療用なり。

發電機臺數

(昭和七年四月末日測)

力 量	地 方 別						計
	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナハ	ヤルット	
四〇〇キロワット以下							
三〇〇キロワット以下							
二〇〇キロワット以下							
一〇〇キロワット以下							
五〇キロワット以下							
計	八五	一一	二一				二一五

發電機用原動機臺數

(昭和七年四月末日測)

電 燈 數

(昭和七年四月末日調)

地方別	種別				
	サ イ バ ン	ヤ ッ ブ	パ ラ オ	ト ラ ク	ホ ナ ベ
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ヤ ル ト	一	一	一	一	一
ホ ト ナ ク	一	一	一	一	一
パ ラ オ	一	一	一	一	一
ヤ ッ ブ	一	一	一	一	一
サ イ バ ン	一	一	一	一	一
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

備考 本表は一般公衆の需要に應ずる電燈のみを計上し自家用電燈を計上せず

力 量	機 器					地方別
	蒸 汽 機	汽 機	軽 油 機	重 油 機	計	
三〇〇馬力以下	一	一	一	一	一	サ イ バ ン
二〇〇馬力以下	一	一	一	一	一	ヤ ッ ブ
一〇〇馬力以下	一	一	一	一	一	パ ラ オ
五〇馬力以下	一	一	一	一	一	ト ラ ク
計	一	一	一	一	一	ホ ナ ベ
六〇〇馬力以下	一	一	一	一	一	ヤ ル ト
五〇〇馬力以下	一	一	一	一	一	計
四〇〇馬力以下	一	一	一	一	一	
三〇〇馬力以下	一	一	一	一	一	
二〇〇馬力以下	一	一	一	一	一	
一〇〇馬力以下	一	一	一	一	一	
五〇馬力以下	一	一	一	一	一	
計	一	一	一	一	一	

## 第十六章 交通々信

### 第一節 道路

道路は各島とも完全なる道路と認むるもの無く、僅に島民の通行を目的とする通路あり、必要に應じ其の都度幾分施設改修を爲したるに過ぎず、従て施工上極めて不完全なりしも、漸次島内の開發發展に伴ひ、舊態の儘放置すること能はず、殊に群島の施政及産業發達は交通運輸機關の完備に俟つ事大なるを以て、南洋廳開設後は銳意之が施設改善を計り、其の成績見るべきもの少からざるも財政の都合上其の完全の域に達するは前途尙遙遠なり、本廳に於ては逐次完全なる計畫を樹立し遺憾無き施設を遂行し、以て交通の完全を期せんとす。當群島内の道路工事施行に關しては材料、勞力の大部分は辛うじて自給し得るも、機械、器具等は島内にて備ふるに能はず、内地より供給を仰ぐ有様にして、工事進捗上に影響を蒙る事尠からざるは已むを得ざる次第なり。

各島を通じて殊に「パラオ」諸島は島民勞力の供給不足するの傾向あり、ために勞賃も年々騰貴し従て工事費も漸次膨脹を來しつつあり。

道路延長

(昭和六年十二月末日現在)

二六八

支離別	道幅					計
	一間	一間半	二間	三間	四間以上	
サイパン支離管内	七、七〇〇	三、〇〇〇	一六、三〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	三三、七〇〇
ヤップ支離管内	九、六三〇	二、三三〇	三、〇〇〇	一、二〇〇	—	一六、一六〇
パラオ支離管内	—	—	三、〇〇〇	—	—	三、〇〇〇
トラツク支離管内	—	—	—	—	—	—
ボナペ支離管内	—	—	—	—	—	—
ヤルート支離管内	—	—	—	—	—	—
計	一七、三三〇	五、三三〇	一九、三〇〇	三、二〇〇	一、八〇〇	四七、〇〇〇

第二節 港 灣

太平洋中に存在する南洋群島に於ては、港灣は一般の運輸交通上最も緊要なるものなり。然るに本群島は天然の險恵を受け大部分環礁を以て防波堤の效用をなし比較的良好的素質を有するも而も縁礁陸地の四周に發達せるを以て商港たる必須要件を缺き相當の人工施設を加ふるに非ざれば完全なる良港を得る事不可能なり。

群島内各港とも三千噸級船舶の出入には左程困難を感ぜざるも、錨地と波止場との距離遠く不便少からず、完全なる港灣を得んとせば莫大の經費並に長年月の日子を要する次第なるが各島夫れ、經濟的地位を異にするを以て最も緊急なる箇所より逐次修築計畫を立てることとし大正十三年度に於ては先づ第一着手として、本群島中殖産工業上重要地たる「サイパン」島の港灣調査を了し大正十五年度より著手總工費百五萬六千四百圓を以て昭和六年度に於て完成し尙岩壁工事等海陸連絡の便を計る爲目下第二期工事の計畫中なり、右工事竣工の際には湛間湖の干満を開はす三千噸級の船舶を出入せしめ得べし。

尙「パラオ」島「コロール」に於ては錨地と波止場間に長大なる珊瑚礁島横はり海陸の連絡不便なるを以て之を開鑿して航路短縮の計畫を樹て昭和二年度より四箇年の繼續事業として「パラオ」汽艇航路開鑿工事に著手し昭和五年度に於て工費十萬六千九百九十二圓を以て竣工せり。

第三節 鐵 道

南洋群島に於ける鐵道は、未だ微々たるものにして、僅に官有としては「アングウル」島に於ける





東廻線 (年六回)

神戸、大阪、門司、横濱、「サイパン」、「トラック」、「ボナベ」、「クサイ」、「ヤルト」間  
往復(日數五十日)

東西連絡線 (年六回)

神戸、大阪、門司、横濱、「バラオ」、「アングウル」、「トラック」、「ボナベ」、「クサイ」、  
「ヤルト」間往復(日數五十三日)

サイパン線 (年十七回)

神戸、大阪、門司、横濱、二見、「サイパン」、「テニアン」間往復(日數二十七日)  
従来本航路に依る外國との交通は西廻線に依り、蘭領「セレベス」島「メナド」港に達す  
るのみなりしも四年度より之を比律賓群島「ミンダナオ」島「ダバオ」港に延航せり。

備考

大阪、「テニアン」(「サイパン」線を除く)「アングウル」、「ソソル」、「トコベ」、  
「ダバオ」、「メナド」には寄港せざることを得、大阪は復航門司は往航に寄港す。

使用船舶(昭和七年十二月現在)

一、西廻線	四隻	天城丸、筑後丸、近江丸、横濱丸	三、一六五噸
二、東廻線	一隻	静岡丸	二、四四四噸
三、東西連絡線	一隻	山城丸	三、三八八噸
四、サイパン線	二隻	筑後丸、天城丸	六、二七〇噸
			三、四一四噸
			三、一六五噸

口 離島間 離島航路は、群島内を運行し交通船の支線を爲すものにして、大正十一年度以降南洋貿易株式會社に命令し補助を與ふ。

航路及回数

「マリアナ」群島線 年十七回 北方離島は年五回

「サイパン」、「ロタ」、「アナタハン」、「サリグワン」、「アラマガン」、「バガン」、「アグリガン」

「ヤップ」離島線 年四回

「ヤップ」、「ウルシイ」、「フハイス」、「オレアイ」、「フルツク」、「エラート」、「ナムチ

第十六章 交通通信



「サタワル」、「フアラツプ」、「ヨールビツク」、「ソロール」、「メグール」

「バラオ」離島線 年四回

「バラオ」、「ソソソル」、「ブル」、「メリー」、「ヘレン」、「トコベ」

「トラツク」離島線 年四回 北西離島及「モートロツク」、「ラバウル」は年三回

「トラツク」、「ホール」、「オロール」、「エンダービー」、「ローソツプ」、「ナモリツク」、

「モートロツク」、濠洲委任統治地域「ケビアン」、「ラバウル」

「ボナベ」離島線 年四回

「ボナベ」、「モキール」、「ベンゲラツプ」、「クサイ」、「ウゼラン」、「エニワタツク」、

「エンジャビー」、「バキン」、「オロロツク」、「ナチツク」、「ヌゴール」、「グリニツチ」

「マーシャル」群島線 年七回 「ウートロツク」及英領「ギルバート」は年三回「ラエ」

「ウジャエ」、「ウオット」、「ビキンニ」、「ロンゲラツプ」

「ヤルト」、「エボン」、「ナモリツク」、「アイリングラブラブ」、「ナモ」、「クワジャヤリ

ン」、「ラエ」、「ウジャエ」、「ウオット」、「ビキンニ」、「ロンゲラツプ」、「ロンゲリツ

及「ロンゲリツク」は年二回

ク、「ミレ」、「アルノ」、「メヂユロ」、「アウル」、「マロエラツプ」、「ウオツヂエ」、「リ  
キエブ」、「アイルツク」、「ウートロツク」、「メヂーチ」、英領「ギルバート」

使用船舶

一、マリアナ群島線 サイパン丸 補助機關附帆船 總噸數 一〇〇噸

二、ヤップ 離島線 長明丸 同 一九五噸

三、バラオ 離島線 同 同

四、トラツク 離島線 第六平榮丸 汽船(鐵船) 同 四六五噸

五、ボナベ 離島線 神功丸 同(同) 同 五四一噸

六、マーシャル群島線 カロリン丸 補助機關附帆船 同 一九二噸

離島の航路及回数は毎年の状況に依り多少の變更あるも今之を記註せず。又離島と外國屬地との間に交通の必要を認め實施し居るもの左の如し。

1 濠洲委任統治地域「ラバウル」、「ケビアン」

十三年度に於て始めて開始したる航路なり。

2 英領「ギルバート」島

是等の地方は、往航は日本雜貨を、復航は「コブラ」又は高瀬貝を主たる貨物とす。

ハ 環礁内 環礁内各島内の交通は端艇又はカメーのみにして不便尠からざりしが、「パラオ」諸島に於ては大正十五年度以降「パラオ」運送組合に「トラツク」諸島に於ては昭和四年十月以降「トラツク」島土井直之進に孰れも補助金を與へて定期航行せしむ。昭和七年度の現状左の如し。

パラオ諸島巡航船 年二一六回

「コロール」、「パラオ」本島各地、「ベリリユー」、「アングウル」間

トラツク諸島巡航船 年一九二回

夏島、春島、冬島、月曜島、金曜島、其他離島各地間

ニ 交通港取締 昭和二年十一月南洋廳令を以て新に南洋群島交通港取締規則を設け、以て海上殊に港内に於ける事故の豫防其の他の取締に努め、以てその交通の円滑及將來の發展を期するに至れり。

内地群島間及群島内各主要島間距離 (命令交通船航路に依る)

自 横 濱	至 マリアナ群島サイパン島	一、二八五浬
自 横 濱	至 西カロリン群島パラオ諸島コロール島	一、七二五
自 サイパン島	至 西カロリン群島ヤップ島	五七〇
同	至 東カロリン群島トラツク諸島夏島	六六〇
自 ヤップ島	至 西カロリン群島パラオ諸島コロール島	二六〇
自 パラオ諸島コロール島	至 西カロリン群島アングウル島	四〇
同	至 東カロリン群島トラツク諸島夏島	一、一五〇
同	至 南領セレス島メナド港	六六〇
同	至 南領ミンダナオ島ダバオ港	五九〇
自 ダバオ港	至 南領セレス島メナド港	三三〇
自 トラツク諸島夏島	至 東カロリン群島ホナヘ島	三九〇
同	至 濠洲委任統治地ケビアン港	七〇〇
自 ケビアン港	至 濠洲委任統治地ラバウル港	一七〇

第十六章 交通々信



種別	乗船人員				下船人員			
	邦人		外人		邦人		外人	
	男	女	男	女	男	女	男	女
パサニイ	一、四〇〇	一、一〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	一、五〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇
アテニ	一、二〇〇	一、一〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇
ヤツア	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇
バラオ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ウアンガ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ツト	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
クサ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ホナハ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
クサイ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
イヤトル	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

船舶乗降人員數

(昭和六年中)

港別	入港			出港		
	計	汽船	帆船	計	汽船	帆船
パサニイ	三	一	二	三	一	二
アテニ	一	一	一	一	一	一
ヤツア	一	一	一	一	一	一
バラオ	一	一	一	一	一	一
ウアンガ	一	一	一	一	一	一
ツト	一	一	一	一	一	一
クサ	一	一	一	一	一	一
ホナハ	一	一	一	一	一	一
クサイ	一	一	一	一	一	一
イヤトル	一	一	一	一	一	一
計	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

出入船舶數 (昭和六年中)

第四節 海 事

自ホナハ島 至東カロリン群島クサイ島 二七八  
 自クサイ島 至マーシャル群島ヤルト島 三一〇  
 自ヤルト島 至英領ギルバート島 四二五  
 二七〇

第四節 海 事  
船舶 舟 艇

(昭和六年十二月末日現在)

二八〇

船種	汽船	汽艇	發動汽船	帆船	補助機關付帆船	獨木舟	餘	計
噸數	二〇二	二一	一五二	噸數	噸數	噸數		
ヤツブ	一九	二				一〇		
トラック	一九八	三九				六六四		
ホナハ	一九七	二一				六一九		
ヤルート	一四一	四五六				五九四		
計	八〇二	九九七	一五二	四二四	一〇〇八	三三九五		一三八

郵船航路運賃表

○食 事  
 一、朝食、夕食、和食、洋食、茶食、洋食  
 (但シサイパン線ハ三食共和食)  
 二、二等及三等 和食付  
 甲級客 供食セズ  
 ○小兒運賃  
 四歳未満一名無賃其餘ハ四分ノ一額  
 十二歳未満半額  
 ○甲板客運賃ハ南洋各島民ニ限り適用ス  
 ○復航大阪、神戸行運賃ハ横濱行運賃ト  
 左記横濱ト大阪、神戸間運賃トノ合算  
 額トス  
 ○昭和四年四月以降新設ノ「サイパン」線  
 運賃ハ本表申日本諸港「サイパン」間運  
 賃ヲ適用ス

○日本諸港「サイパン」間運賃  
 (各線ニ適用)

横濱「大阪神戸」間運賃		大阪神戸	
等一	20円00	等一	13円00
等二	13円00	等二	8円00
等三	4円60	等三	4円60

サイパン、フィリピン (西廻線)		見二	
等一	49円00	等一	19円00
等二	34円00	等二	12円00
等三	19円00	等三	5円00

○西廻線運賃

メナード、ダバオ相互間運賃		メナード	
等一	35円00	等一	18円00
等二	20円00	等二	12円00
等三	10円00	等三	5円00

大阪 司門 横濱 見二		大阪 司門	
等一	165円00	等一	119円00
等二	119円00	等二	80円00
等三	54円00	等三	45円00

○西廻線山崎丸、近江丸ニハ二等客設備ナキニ  
 付一等客ヲ設備シ運賃ハ普通一等定額ノ壹  
 割五分減額ヲ以テ一等及二等定額運賃トス  
 ○「メナード」又ハ「ダバオ」ト各地間運賃ハ  
 「メナード」又ハ「ダバオ」ヲ迂回スル執  
 ノ場合ニ於テモ同額トス

貨運間「タロ」「ンバイサ」

ンバイサ		タロ	
等一	5円00	等一	4円00
等二	4円00	等二	3円00
等三	3円00	等三	2円00
板甲	1円00	板甲	1円00

貨運間「シアニテ」「ンバイサ」  
 (線 廻 四)

ンバイサ		テニアン	
等一	1円50	等一	1円00
等二	1円00	等二	80
等三	80	等三	50
板甲	25	板甲	25

○東西運線運賃

大阪 司門 横濱 見二		大阪 司門	
等一	144円00	等一	97円00
等二	97円00	等二	66円00
等三	46円00	等三	42円00

貨運港寄時臨「イベコト」「ルソソ」

オラバ		ルソソ	
等一	4円00	等一	13円00
等二	3円00	等二	9円00
等三	2円00	等三	6円00

○「ソソソ」及「トコベイ」ヨリ「バオ」ヲ經テ  
 各港ニ至ル相互間運賃ハ右運賃率ニ更ニ「バ  
 ラオ」ヨリ各港ニ至ル運賃ノ合算額トス  
 ○「ソソソ」又ハ「トコベイ」ニ臨時寄港ノ場合  
 「バオ」以テ各港ト「メナード」或ハ「ダバオ」  
 相互間運賃ハ西廻線運賃ヲ適用ス

表程運線東(2)

横濱 (航復)		戸神	
357	370	13	戸神
240	780	540	横濱
2049	1803	1263	ンバイサ
2858	2418	1878	610
3048	2808	2268	1005
3369	3129	2589	1326
3789	3549	3009	1746

表程運線東西(3)

横濱 (航復)		戸神	
357	370	13	戸神
240	780	540	横濱
2516	2276	1736	オラバ
2666	3426	2886	150
4061	3361	3261	1545
4342	4142	3602	1866
4802	4662	4022	2286

表程運線西(1)

横濱 (航復)		戸神	
357	370	13	戸神
240	780	540	横濱
1316	1076	536	見二
2061	1821	1281	745
2079	1839	1299	763
2627	2387	1817	1311
2897	2657	2117	1581
2937	2697	2157	1621
3507	3267	2727	2191
3852	3612	3072	2536

大阪 司門 横濱 見二

等一	173円00	等一	117円00
等二	117円00	等二	87円00
等三	57円00	等三	53円00

船 獨  
 本  
 舟  
 隻数  
 一  
 五  
 六  
 六  
 九  
 五  
 四  
 六  
 八  
 七  
 一  
 〇  
 三  
 三  
 九  
 八

南洋群島間貨物運賃表

品名	単位	内地—南洋西方諸島間					内地—南洋東方諸島間					
		サイパン	テニアン	ヤツブ	パラオ	アングウル	ダバオ	メナード	トラツク	ボナベク	サイ	ヤルト
原 價	取	1.30	1.30	1.30	1.40	1.50	1.50	2.00	1.40	1.60	1.80	2.00
最 低 運 賃	船券一通	4.00	4.00	5.50	6.00	7.00	8.00	7.50	6.00	7.50	7.50	7.50
雜 貨	四十才又ハ千五百斤	9.00	9.50	11.00	11.50	13.50	13.50	21.00	11.50	15.50	18.00	21.00
鐵 材、鐵 管、レール	千五百斤	9.00	9.50	10.00	11.00	12.00	12.00	18.00	11.00	14.50	16.50	18.00
木材、枕木、煉瓦、セメント、砂利 重油、軽油其他機械油、石炭、コークス	四十才又ハ千五百斤	8.00	8.50	9.00	9.50	10.50	—	16.50	9.50	13.00	15.00	16.50
家具、引越荷物、石油、硝子 硝子器、陶器、エナメル器、綿糸布、綿糸類 日常食糧品(穀類、麥粉、味噌等)菓子、罐詰	四十才又ハ千五百斤	7.00	7.50	8.00	9.00	10.00	—	16.00	9.00	11.50	14.50	16.00
織 寸、 荒 物 類	四十才	6.00	6.50	6.50	7.00	9.00	—	14.00	7.00	10.00	12.50	14.00
肥料、種苗、農具、家畜飼料、繩、 繩、吹、袋、空袋、アンペラ、麻袋、割藤	四十才又ハ千五百斤	5.00	5.50	6.00	6.50	8.00	—	10.00	6.50	8.50	9.50	10.00
醫 療 器、 醫 用 薬 品	同	5.00	5.50	5.50	6.50	7.00	—	9.00	6.50	7.50	8.50	9.00
小 荷 物 (五 才 以 下)	一 個	2.00	2.00	2.50	3.00	3.00	3.00	4.00	3.00	3.00	4.00	4.00
南 洋 特 産 品 (以 下 南 洋 移 出 = 限 ル)												
コ プ ラ	千五百斤	7.50	8.00	8.50	9.00	10.00	—	15.50	9.00	12.00	13.50	14.50
木 炭	同	4.00	4.50	5.00	5.00	6.50	—	8.50	5.50	6.50	7.50	8.50
棉、高 瀾 貝	同	6.00	6.50	7.00	7.50	8.50	—	12.00	7.50	9.50	11.00	13.00
海草、樹皮、蔦藤、果實、海鼠、鯨節	同	5.00	5.50	5.50	6.00	7.50	—	9.00	6.50	7.50	8.00	9.00
砂 糖 (原 料 糖)	同	6.00	6.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—
麻	一 俵	—	—	—	—	—	2.00	—	—	—	—	—

備考  
一、本表ハ同一船ニテ輸送スル場合ノ  
運賃ニシテ接續輸送ノ場合ハ外ニ  
接續費用貨物ヲ申受ケルモノトス

凡例

- 一、往復航共内地ハ本船寄港地ニ限り同率トス
- 一、運賃ハ才量、重量、原價ニ據ルモノヲ比較シ何レカ高率ノ方ヲ申受ケ
- 一、特ニ品目ヲ掲ゲザルモノハ雜貨率ニ據ルヲ以テ原則トス
- 一、重量ハ百六十斤ヲ以テ一斤トシ千五百斤ヲ以テ一噸トス
- 一、才量ハ四尺一立方尺ヲ以テ一才トシ四十才ヲ以テ一噸トス

- 一、小荷物トシテ取扱フ貨物ハ一箇ノ容積五才以下ノモノニ限ル
- 一、本表運賃率ハ本船運賃ノミニシテ積込及臨揚解貨等ヲ含マズ
- 一、重量品、嵩高品、長尺物、動物、危險品ニ對スル運賃ハ別ニ定ム
- 一、本航路貨物運賃全般ニ於テ適用ス
- 一、サンソル、トコベ間運賃ハ内地メナード間運賃ト同率トス

裏面白紙

第五節 航路標識

本群島は海面廣大にして各島の附近孰も難礁多く加ふるに潮流激しき爲め航行船舶の出入危険なるものあるを以て航路標識の完備は實に必要缺くべからざるものとす。故に占領當時より之が注意を怠らざりしが殊に、大正十一年南洋廳開設後鋭意此の點に意を注ぎ從來區々に渉れる標識の形式を改め之が統一を圖ると共に新に浮標並立標等の新設を爲し以て海難事故發生の豫防に努めつゝあり。今昭和七年五月末現在各支廳標識數を摘録すれば左の如し。

種別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナヘ	ヤルート	計
燈臺	4	2	5	3	4	3	21
浮標	9	3	3	5	3	9	32
船立標		1	1				2
浮標及陸標		1	4	3	1		9
整計	13	4	13	11	12	12	65
船浮標			7	8	4	1	27
船浮標			1	1			2
計			8	9	4	1	22



第六節 通信

一 通信機關 本群島に於ける通信事業は、海軍占領當時軍用郵便所及軍用無線電信所を設置するに端を發し、大正十一年四月一日南洋廳設置と共に全部移管せられ爾來諸制度漸く完備し、一般公眾をして漸次便宜を享受せしめつゝあり。

イ 通信監督機關 南洋群島に於ては選信大臣及選信局長の職務は南洋廳長官之を行ふ。之が爲南洋廳に通信課を置き左の事務を分掌せしむ。

- 一、郵便、電信、電話、爲替、貯金に關する事項
- 二、簡易保險に關する事項
- 三、航路、船舶、航路標識に關する事項

ロ 郵便局 現在郵便局數は八局にして其名稱及位置左の如し。

局名	位置	設置年月日	備考
サイパン	サイパン島	大正七年四月二日	軍用無線電信所開設年月日 四、一、八

テニアン	テニアン島	昭和六年九月十日		四、一、一
パラオ	パラオ諸島	大正七年四月二日		五、二、一
ヤップ	ヤップ島		間ヤップ那利間及ヤップブグアム	四、四、二
トラタク	トラタク諸島		間海底線設置無線電信装置	五、二、〇
ホナベ	ホナベ島		無線電信装置	四、一、八
ヤルット	ヤルット島			三、二、二〇
アンガウル	パラオ諸島アンガウル島			

各郵便局には郵便係及電信係を置き各事務を分掌せしむ。

ハ 郵便局取扱事務の範圍 現在の取扱事務の範圍は左の如し。

- 一、通常郵便物（日滿郵便を含む）の引受  
但し書留、價格表記、代金引換、配達證明、留置、切手別納、別配達、引受時刻證明、内容證明及約束郵便以外の特殊取扱を爲さず。
- 二、外國通常郵便物の引受  
但し書留、價格表記、到達證、踪跡取調、航空郵便、留置、切手別納、約束郵便及年賀郵便以外の特殊取扱をなさず。

- 三、書留及價格表記小包郵便物（日滿郵便を含む）の引受  
但し、代金引換、配達證明、別配達及留置以外の特殊取扱を爲さず。  
外國小包郵便の引受  
但し米國及比律賓宛書留小包、價格表記、留置、到達證、踪跡取調、不能配達小包の處分方  
請求、取戻、名宛變更及名宛國內に於ける轉送以外の特殊取扱を爲さず。
- 四、前各號の郵便物の窓口交付  
但しサイパン島に限り通常郵便物の配達（別配達を除く）を取扱ふ。
- 五、爲替（外國通常爲替を含む）の振出、拂渡及拂戻  
但し到着外國通常爲替の別配達は之を取扱はず。
- 六、貯金の預入及拂戻  
但し月掛貯金預入の取扱を爲さず。
- 七、振替貯金の拂込及拂渡
- 八、年金恩給の支給
- 九、内國竝に日支和歐文電報及外國電報（新聞電報は内地及朝鮮と「ヤップ」島間に發着する

もの（に限り取扱ふ）但し郵船配達及「サイパン」島の外、別使配達を爲さず。

十、郵便切手類及收入印紙の賣捌

十一、電話

但し特に指定したる局に限る。（「バラオ局」、「サイバン局」）

十二、外國郵便の直接交換

當廳命令航路に依り交通連絡ある外國との間に郵便物直接交換を爲すもの左の通とす。

開始年月日	交換局	交換地名及外國局	取扱種別
大正十五年九月一日	バラオ局	蘭領東印度メナド局	通常郵便物
昭和五年四月一日	バラオ局	米領比律賓群島ダバオ局	通常、小包郵便物
昭和二年八月一日	ヤルット局	英領ギルバート諸島ブタリタリ局	通常郵便物
昭和六年一月一日	サイパン局	英領グアム島グアム局	同

本群島は諸般の事情内地と異なる爲取扱事務範圍の如き前記の如く制限せらるゝも漸次擴張する見込みなり。

ニ 郵便局事務取扱時間 郵便局事務取扱時間は左の如し。

一、郵便、電報受付 午前七時より午後八時迄  
 二、電話通話、何時にても取扱ふ、但し郵便局内設置の公衆電話によるものは午前七時より午後八時迄

三、爲替、貯金及其他の各種現金受拂事務

三月一日より十月三十一日迄 午前八時より正午十二時迄

十一月一日より翌年二月末日迄 午前八時より午後三時迄

但休日、日曜日(十二月二十九日より同三十一日迄)、一月一日、同二日、及始政記念日(七月一日)には其の取扱を爲さず。

四、郵便物搭載の艦船等發着の際及其他必要と認むるときは前各號の規定に拘らず臨時之が取扱を爲す。其の取扱日時は其の都度當該郵便局に於て之を掲示す。

五、無線電信取扱時間

バラオ郵便局 無 休  
 トラツク郵便局 無 休  
 サイパン郵便局 無 休  
 ヤップ郵便局 無 休

アンガウル郵便局 自午前六時 至午後十時

ボナベ郵便局 自午前四時 至午後十時 船船局が通信圏内に在るとき及特殊事情あるときは此限りに在らず。

ヤルト郵便局 同

テニアン郵便局 自午前八時 至午後八時

ホ 收支關係 収入は事業の發展と共に漸次増加の趨勢を示し居れり、即ち左の如し。

種 別	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度
印紙類收入	九、九一九	八、七二六	一五、九八七	一九、四一〇	一五、二六六
切手類收入	八六、〇九五	九四、六五四	九八、三四八	一〇二、七〇四	一二三、五五六
電信收入	二、七八八	三、四二〇	四、四九八	四、三一七	三、七八八
電話收入	五、一三六	一一、七八五	一四、九六八	一五、九〇五	一八、六三二
雑收入	六〇	三四七	三一	二二九	三一
計	一〇三、九九八	一一八、九三二	一三四、一一二	一四二、五七五	一六一、四一四

通信事業費の豫算は左の如し。

種別	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度
通信事業費	二〇八、五四四	二〇八、五四四	一八三、五四四	一八四、七一	一六六、三二八
郵便費	六、四六三	六、二四四	六、二四四	六、六〇四	六、五八八
無線電信費	二〇一、〇八一	一九〇、〇〇〇	一六五、〇〇〇	一五四、五〇〇	一三六、七〇〇
電話費		一一、三〇〇	一一、三〇〇	一一、三〇〇	一一、三〇〇
海底電信費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
特定郵便局費				一一、三〇七	一〇、七四〇

二 郵便業務 郵便業務は大低内地と同一なるも其の取扱範囲は制限せらるること既に述べたるが如し。殊に現今に於ては郵便物の配達を爲さず、總て窓口交付のみなるも「サイパン」島の如きは數千の邦人各部落に散在するを以て不便尠からず、昭和三年一月より通常郵便物の配達を開始せり。又「テニアン」島には従來「サイパン」局の分室を設け同局の吏員を駐在せしめ郵便事務を取扱はしめ、尙六年七月十五日より電信事務の取扱をも開始せしめ最近在留邦人の激増に伴ひ、各種取扱物數亦著しく増大せしに依り六年九月九日右分室を廢し同月十日「テニアン」郵便局（特定局）を設置せり。

各局の取扱數左の如し。

各局通常郵便物取扱數 (昭和六年度)

局別	引受		交付	
	普通	特殊	普通	特殊
サイパン	四三、九四三	二四、九七七	四三、九四三	二四、九七七
アテネ	三、五三三	二、〇〇〇	三、五三三	二、〇〇〇
ヤップ	四、九四三	八、四〇〇	四、九四三	八、四〇〇
パラオ	二、八八二	二、七〇七	二、八八二	二、七〇七
アンガ	三、六〇四	三、三〇〇	三、六〇四	三、三〇〇
ツクラ	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
ホナバ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
イタル	五、八〇〇	一、〇〇〇	五、八〇〇	一、〇〇〇
計	五三、九四三	三三、九七七	五三、九四三	三三、九七七

各局小包郵便物取扱數 (昭和六年度)

引受	再掲代金引換		交付	
	普通	特殊	普通	特殊
再掲代金引換	二、五九六	七四六	二、五九六	七四六
再掲代金引換	八、三三九	二、八三九	八、三三九	二、八三九
再掲代金引換	三、六四九	一、三〇八	三、六四九	一、三〇八
計	一四、五八四	四、八九三	一四、五八四	四、八九三

第六節 通 信  
郵便物取扱累年表

種 別	昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度	
	引受	交付	引受	交付	引受	交付	引受	交付	引受	交付
通常	四七、七六	六八、七四	五九、七〇	九四、〇五	六五、六九	九八、九七	七三、四七	一、三三、四七	五九、一四	一、三三、四七
小包	二、七六	三、〇六	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三
計	五〇、五二	七一、八〇	六二、七三	九七、〇八	六八、七二	一〇一、〇〇	七六、五〇	一、〇六、五〇	六二、一七	一、三六、五〇
合計	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八

三 爲替貯金業務 爲替貯金業務も亦内地と大差なし、唯、出納官吏相互間の歳入、歳出金の受授は無料とし證書一枚の金額に制限を付せず。但し電信爲替に依る場合は一枚五千圓迄とするを其の異なる點とす。

簡易保険は簡易保険局兼務官に於て同局の直接取扱事務として取扱ひ居れり。

種 別	昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度	
	引受	交付	引受	交付	引受	交付	引受	交付	引受	交付
内國	三、二四	五、七五	三、八四	六、九六	四、〇〇	七、〇〇	四、八五	八、〇〇	五、一七	九、七四
外國	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
貯金	八、七五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
新規預入人員	一、六九	一、六九	一、六九	一、六九	一、六九	一、六九	一、六九	一、六九	一、六九	一、六九
貯金	九、四四	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
恩給	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
合計	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八	一、〇二、九八

備考 外國爲替は十三年十一月より恩給は十四年四月より取扱を開始せり。

四 電信業務 電信業務は無線電信装置（ヤップ局は海底線併置）に依り内地又は群島相互間を連絡す。之は元海軍の手に依り設備せしを引繼がれたるものにして、其後時勢の進歩に伴ひ最新の機器を裝備し又廳舎を改築する等漸次改良を圖りつゝあり。

大正十二年四月「パラオ」局大無線装置完成及昭和二年度以降漸次各局は短波送受信の利用に依り通信連絡の方法著しく改善せられ電報亦速達し得るに至れり。内地群島間の電報送受順路左の如し。

電報發着地	電報受順路	電報發着地	
		南洋群島	南洋以外の各地
群島（ヤップを除く）	那 小笠原島	(一) 沖繩縣及臺灣	那 小笠原島
		(二) 小笠原島	東京無線
		(三) 其の他各地	小笠原島
ヤップ	那 小笠原島	(一) 小笠原島	東京無線
		(二) 其の他各地	小笠原島

障碍又は電報幅狭の場合は中繼順路を變更して疏通を計るものとす。

又當地方は空電多量にして殊に夜間に於て甚しく通信困難を感じしも近時短波長通信の開始により著しく能力を増し又長短波二重通信に成功せり。

海底線は「ヤップ」那覇線ありて内地への實用に供し居れり。尙「ヤップ」「グアム」線は大正十四年十二月以來不通中、又「ヤップ」「メナード」線あるも現今實用し居らず。

電報通数は漸次其の數を増加し居れり。

各局別電報取扱通數及料金 (昭和六年度)

局別	内國電報		外國電報		中繼信	通數總計	電報料金
	發信	着信	發信	着信			
サイパン	五、〇〇八	八、四四四	—	—	—	一三、四五二	一、八、〇〇〇
テニアン	—	—	—	—	—	—	—
ヤップ	五、五三七	七、五〇九	—	—	—	一三、〇四六	一、八、〇〇〇
パラオ	三、八八六	三、五三三	—	—	—	七、四一九	一、八、〇〇〇
アンガウル	三、九三三	五、五八四	—	—	—	九、五一七	一、八、〇〇〇
トラツク	二、〇六三	二、四四四	—	—	—	四、五〇七	一、八、〇〇〇
ホナハ	三、四四四	一〇、六四四	—	—	—	一四、〇八八	一、八、〇〇〇
ヤルット	五、七六六	六、六六六	—	—	—	一二、四三二	一、八、〇〇〇
計	二、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	—	—	—	四、〇、〇〇〇	一、八、〇〇〇

電報通數累年表

種別	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度
發信	七、四〇〇	八、九七一	八、三三二	八、七〇四	二八、三三三
中繼信	三、七三〇	二、二五九	一〇、九七五	八、四四三	二二、四四一
着信	三、六六〇	九、七三三	八、九七五	九、五五三	二〇、四四一
外國電報、發信	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、三二二	一、五五五	一、七〇〇
外國電報、着信	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
電報通數總計	三、七三〇	一三、六六六	三六、六六六	三六、六六六	三六、六六六
電報料金總計	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇

五 電話業務 電話業務は昭和二年七月廳令を以て南洋群島電話規則を公布し同時に電話事務規程を定め、同年九月一日より「パラオ」局に又三年七月二十一日より「サイパン」局に其の取扱を開始せり。「パラオ」局電話交換機は初め單式磁石式なりしも増設の必要と局舎の移轉とを機會に、昭和四年四月二十九日より之を自動交換機に變更せり。  
 其の他の郵便局所在地に於ては未だ電話の施設を爲すに至らず、電話狀況左の如し。

局名	加入區域	交換方式	加入電話器數		加入未開通數
			六年度末	五年度末	
サイパン	サイパン島ガラパン	單式磁石式	一六八	一三九	—
パラオ	パラオ島ニコロル島 (アルミクス外二ヶ所を除く)	自動式	一五一	一三九	—
計			三一九	二七八	—

備考 本表には官廳用及私設電話を含まず。







第二節 歳入

昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度(豫算)
二、八四三、三三〇	四、四七四、六六九	七、三六八、八三三	二、四四三、三〇〇	二、〇九六、六九〇
二、八五九、四〇〇	四、四〇六、六六六	七、四四六、二二六	二、四四〇、六六六	二、〇九一、三六一
三、四三三、三三二	三、六五五、〇九九	七、五七四、四三二	二、五四四、八八一	二、三九四、四四三
四、六九九、〇〇〇	二、九九九、五五一	七、六六九、九九九	二、四三三、四四七	二、一四三、八八九
四、九九九、五五一	四、五二六、一一六	五、〇四四、四九九	二、六五三、三三六	二、三九六、〇六五
				五、〇四四、四九九
				四、五二六、一一六
				四、五〇一、九九九
				四、六六八、八四五
				四、五二六、一一六
				五、〇四四、四九九

第二節 歳入

租税収入總額 (昭和六年度)

	調定済額	収入済額	不納賦損額	収入未済額
人頭税	一〇八、四四一	九五、五〇九		一一、九三二
出港税	三、〇七四、四三三	三、〇七四、四三三		
出税	一八、九一八	一八、九一八		
關稅	一四三	一四三		
雜稅	三、二〇一、九三六	三、一八九、〇〇四		一一、九三二
計				

備考 四位未満切捨

一 租税 租税の重なるは人頭税、關稅及出港税にして人頭税は大正四年十月南洋群島島民人頭税規則を制定し同十一年七月之を改正し島民にして南洋群島内に居住する十六歳以上の男子に之を賦課し其の税率は年額十圓以内とし、支廳長は土地の狀況及舊慣に依り南洋廳長官の認可を得て其の税額を定め毎年四月一日現在に依り之を賦課し年二期に分割徴收す。「ヤルート」支廳管内に於ける島民の人頭税に付ては「コブラ」を以て代納せしむ。又資産を有する島民に對しては南洋廳長官の認可を得て四十圓迄賦課することを得、乍併十六歳未満の兒童五人以上を扶養する者又老衰、不具廢疾に依り勞働に堪へざる者には其の納税の義務を免除す。尚ほ人頭税の賦課等級を定めむるときは支廳長は管内村長に諮問することとせり。

島民以外の人頭税も大正四年十月より十六歳以上の男子に之を賦課し其の税額は年額二十圓とし四月一日の現在に依り毎年之を徴收し現職に在る帝國軍人、軍屬、官公吏及官廳雇員及布教に従事する宣教師は納税義務を免ぜらるゝの規程なりしが、同十一年七月及昭和六年十一月の二回に亘り南洋群島人頭税規則を改正し税率を一等五拾圓より十一等二圓迄を賦課し、納期を二期に分ち、免税の範圍を(一)貧困にして納税の資力なき者(二)一時の目的にて南洋群島に滞在する者(三)布教に従事する者(四)南洋群島に來住後六ヶ月を経過せざる者とせり。

第二節 歳入  
人頭税徴収額 (昭和六年度)

三〇二

支庁管内	島民に非ざる者		島民	
	人員	税額	人員	税額
サイパン支庁管内	九,〇三二	四四,〇四九	七〇六	三,六二〇
ヤップ支庁管内	一四一	八〇五	一,九三七	六,一七四
バラオ支庁管内	一,〇四二	六,七二七	一,三七九	六,五七四
トラツク支庁管内	五三一	三,〇六二	四,〇二七	一,七八二
ホナハ支庁管内	五三八	三,〇三八	一,九三〇	八,二九三
ヤルット支庁管内	二〇九	一,三九三	四七	二,九二二
計	一一,四九三	五九,〇七五	一〇,〇二六	四九,三六五

備考 ヤルット支庁管内島民人頭税はコブラ数量二六噸を以て代納し酋長之を納税するを以て此の換算金額及納税人員一二人を併算せり 圓位未満切捨

關稅は大正五年七月、南洋群島關稅規則を定め群島に輸入し、又は群島より輸出する貨物に課したるが、同十一年五月南洋群島に於ける關稅に關し、關稅法、關稅定率法及關稅定率法に基く勅令に依る規定を適用することとなり、外國より輸入する貨物に付ては、各所定の稅率に依り關稅を課することとなり、開港を「サイパン」「バラオ」「アングウル」「トラツク」及「ヤルット」の五港とせり。

出港稅は大正十一年五月、南洋群島出港稅令を公布し、南洋群島より内地、朝鮮、臺灣又は樺太に移出する物品にして、移出先に於て内地稅を課する物品(骨牌、賣藥、賣藥類似品及内地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て内地稅又は關稅を課したる物品並内地、朝鮮、臺灣又は樺太に輸入する場合に内地稅を課せざる物品にして南洋群島に輸入したるものを除く)には、内地稅の稅率と同一の稅率を課することとなり、出港稅額に相當する擔保(金錢國債及工場財團)を提供するときは、六箇月以内徴収を猶豫することを得ることとせり。

關稅出港稅及續區稅徴収額 (昭和六年度)

支庁管内	關稅金額		出港稅金額		續區稅金額	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
サイパン支庁管内	一一,三九八	三,〇七四	四三三	一四三		
ヤップ支庁管内	一,四一七	二,一五五				
バラオ支庁管内	二,一五五	二,九四六				
トラツク支庁管内	二,九四六	一八,九一八	三,〇七四	四三三		
ホナハ支庁管内	一八,九一八					
ヤルット支庁管内						
計						

備考 圓位未満切捨

第十八章 財政

三〇三

鑛區税は大正五年八月南洋群島鑛業規則を定め群島に於ける鑛業人に對し其の鑛區千坪毎に年一圓の鑛區税を課することとせり。

租税收入累年表 (單位未滿切捨)

税目	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度 (豫算)
人頭税	五,九六六	六,九六〇	七,五五五	八,八八〇	九,五五五	一〇,五五五
川頭税	一〇,七〇〇	一〇,七〇〇	八,九〇〇	一〇,七〇〇	一〇,七〇〇	一〇,七〇〇
關稅	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
鑛區税	一,一三〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇
合計	一,一三〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇

二 租税外收入 南洋廳特別會計歳入中租税を除き、其の全般を網羅せるものにして、今其の重要なものに付概況を述べれば左の如し。

租税外收入總額 (昭和六年度)

項目	調定済額	収入済額	不納缺損額	収入未済額
官業及官有財産收入	一,四七五,八五九	一,四七五,五八一	二四	二五三
印紙收入	一五,一二六	一五,一二六	—	—
雑收入	二〇,四四七	一九,三四六	一,一〇一	—
官有物拂下代	一八,五〇四	一八,五〇四	—	—
補充金	二七二,四五九	二七二,四五九	—	—
前年度剩餘金繰入	二,七〇八,五六七	二,七〇八,五六七	—	—
計	四,五〇九,九六五	四,五〇九,五八五	六六	一,三一二

備考 單位未滿切捨

イ 官業及官有財産收入 官業収入には通信事業に屬する郵便電信及電話收入、醫院に於て收入する藥價、入院料、鑛鑛の採掘に依り生ずる鑛鑛拂下代電燈代を含み、官有財産収入には官有林「コブラ」並生立木の拂下代土地貸下料等を包含せり。

官業及官有財産收入額 (昭和六年度)

第二節 歳入

	郵便電信及 電話収入	醫院収入	林業収入	操業拂下代	官有物 下料	電燈収入	計
サイパン支廳管内	六、九三六	三、五五〇	九、七五八	—	三、三三六	一、八八〇	一、九六五
ヤップ支廳管内	五、七三三	二、〇六六	三、七六八	—	三、三三六	二、〇六六	一、四七〇
パラオ支廳管内	四、〇〇〇	三、三三〇	一、四三三	—	四、〇〇〇	三、三三〇	一、三三〇
トラツク支廳管内	二、六六六	八、八八八	一、七三七	—	二、六六六	四、八八八	三、七三〇
ホナハ支廳管内	一〇、九三三	七、七七七	三、八三三	—	三、八三三	五、二二二	三、七三三
ヤルートの支廳管内	六、五五五	八、八八八	二、六三三	—	三、三三三	五、三三三	三、六三三
計	一、五、九三六	八、八八八	三、三三〇	一、二五七	一、五、九三六	一、五、九三六	一、五、九三六

三〇六

備考 一、林業収入の重なるものは官有コブラ拂下代なり  
二、操業は五萬九千二百五十一英噸にして一英噸十九圓に當れり  
三、圓位未満切捨

ロ 雑収入 免許及手数料、懲罰又没收金及雜入等にして免許料は狩獵免許料其の重なるものにして手数料は外國旅券下附手数料、南洋群島裁判手数料規則に依り徴收する手数料等なり。懲罰及没收金は犯罪即決例等に依り收入するものなり。

雑収入額 (昭和六年度)

免許及手数料 懲罰及没收金 恩給法納金 大蔵省預金部特 別會計より受入 雑別會計より受入 計	支						計	其他	合計
	本廳	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナハ			
八、九三六	一、七三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

備考 圓位未満切捨

ハ 補充金 南洋廳特別會計歳入歳出に對する歳入の不足を補ふ爲一般會計より補給を受くる金額なり。

租税外收入累年表 (圓位未満切捨)

三〇七

第三節 歳出

三〇八

科 目	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
官業及官有財産収入	一、五〇四、七三三	一、五八八、四〇〇	一、六〇九、四〇〇	一、七三〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇
郵便電信及電話収入	一、〇八八、八〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇
醫院収入	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇
林業収入	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三
林業拂下代	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
官有物貸下料	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇
電燈収入	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
印紙収入	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三
雑収入	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
官有物拂下代	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
補充	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
前年度剰余繰入金	二、七〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
合計	六、一〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇

第三節 歳出

昭和十六年度歳出決算及昭和十七年度歳出豫算の概況を示せば左の如し。

(單位未滿切捨)

科 目	昭和十六年度決算	昭和十七年度豫算
作務	七七六、三二〇	七八九、六四四
事務	九〇四、八三九	九三八、三九三
通事	六二九、五〇六	七五四、五九〇
醫務	一三九、七二三	一六一、二二八
探査	四八、一五〇	五〇、七九一
産業	二九〇、〇九九	三六五、〇〇〇
工場	八〇、五六三	八五、五二八
造船	二、八八六	四、六九三
船隻	四四、四五五	五〇、七三五
船舶	二七、七四五	三一、一五七
観測	五、一四七	三、四五八
物産	一九九	一、〇〇〇

三〇九

第十八章 財政

航路探險費	一五、四四八	航路探險費	一五、四四八
道路修築費	一〇九、六七七	道路修築費	一〇九、六七七
パイオン港新築費	一〇九、六二五	パイオン港新築費	一〇九、六二五
パイオン港埠頭新設費	一七、一七五	パイオン港埠頭新設費	一七、一七五
拓殖及事務費	一〇二、九二二	拓殖及事務費	一〇二、九二二
水産調査費	五七、四四三	水産調査費	五七、四四三
森林經營調査費	三八、七〇一	森林經營調査費	三八、七〇一
植民地選査費	四、三五九	植民地選査費	四、三五九
殖民地選査費	三〇五	殖民地選査費	三〇五
博覽會及品評會費	二、一一二	博覽會及品評會費	二、一一二
コブラ移山検査費	—	コブラ移山検査費	—
漁港設備其他調査費	—	漁港設備其他調査費	—
獎勵及補助費	一、三二二、五七五	獎勵及補助費	一、三二二、五七五
航路補助費	七二、三六七〇	航路補助費	七二、三六七〇
航海補助費	三七、七五〇	航海補助費	三七、七五〇
教化事業補助費	三〇、七〇〇	教化事業補助費	三〇、七〇〇
觀光事業補助費	八〇〇	觀光事業補助費	八〇〇

航路探險費	二一、三二九	航路探險費	二一、三二九
道路修築費	九五、四七九	道路修築費	九五、四七九
パイオン港新築費	五九、五八五	パイオン港新築費	五九、五八五
パイオン港埠頭新設費	二九、八八〇	パイオン港埠頭新設費	二九、八八〇
拓殖及事務費	一六二、一八四	拓殖及事務費	一六二、一八四
水産調査費	八九、〇四三	水産調査費	八九、〇四三
森林經營調査費	五三、八二七	森林經營調査費	五三、八二七
植民地選査費	三、九七四	植民地選査費	三、九七四
殖民地選査費	四、〇八五	殖民地選査費	四、〇八五
博覽會及品評會費	一、九六〇	博覽會及品評會費	一、九六〇
コブラ移山検査費	四、〇一八	コブラ移山検査費	四、〇一八
漁港設備其他調査費	五、二七七	漁港設備其他調査費	五、二七七
獎勵及補助費	一、四四六、〇五二	獎勵及補助費	一、四四六、〇五二
航路補助費	七二、〇〇〇	航路補助費	七二、〇〇〇
航海補助費	四〇、六〇〇	航海補助費	四〇、六〇〇
教化事業補助費	三一、七〇〇	教化事業補助費	三一、七〇〇
觀光事業補助費	一、五〇〇	觀光事業補助費	一、五〇〇

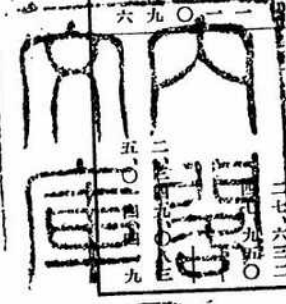
航路探險費	五三五	航路探險費	五三五
道路修築費	五〇、六四八	道路修築費	五〇、六四八
パイオン港新築費	二二、四二七	パイオン港新築費	二二、四二七
パイオン港埠頭新設費	一七、八八一	パイオン港埠頭新設費	一七、八八一
拓殖及事務費	二、七六九	拓殖及事務費	二、七六九
水産調査費	六、五七〇	水産調査費	六、五七〇
森林經營調査費	五、三一二	森林經營調査費	五、三一二
植民地選査費	三、九〇二	植民地選査費	三、九〇二
殖民地選査費	一、四〇九	殖民地選査費	一、四〇九
博覽會及品評會費	六、一八五	博覽會及品評會費	六、一八五
コブラ移山検査費	三三、二五一	コブラ移山検査費	三三、二五一
漁港設備其他調査費	二六、四八三	漁港設備其他調査費	二六、四八三
獎勵及補助費	—	獎勵及補助費	—
航路補助費	二、四三二、五四七	航路補助費	二、四三二、五四七
航海補助費	五三九、七六六	航海補助費	五三九、七六六
教化事業補助費	四七、七二七	教化事業補助費	四七、七二七
觀光事業補助費	三六六、九一三	觀光事業補助費	三六六、九一三

航路探險費	一、〇〇〇	航路探險費	一、〇〇〇
道路修築費	五八、二三七	道路修築費	五八、二三七
パイオン港新築費	二二、一九一	パイオン港新築費	二二、一九一
パイオン港埠頭新設費	二七、七七九	パイオン港埠頭新設費	二七、七七九
拓殖及事務費	七、四〇〇	拓殖及事務費	七、四〇〇
水産調査費	六、五二七	水産調査費	六、五二七
森林經營調査費	七、八二三	森林經營調査費	七、八二三
植民地選査費	二、一三九	植民地選査費	二、一三九
殖民地選査費	五、六八四	殖民地選査費	五、六八四
博覽會及品評會費	四、八九〇	博覽會及品評會費	四、八九〇
コブラ移山検査費	三六、九三〇	コブラ移山検査費	三六、九三〇
漁港設備其他調査費	二四、八二九	漁港設備其他調査費	二四、八二九
獎勵及補助費	—	獎勵及補助費	—
航路補助費	二、六六五、三三六	航路補助費	二、六六五、三三六
航海補助費	五五六、四三二	航海補助費	五五六、四三二
教化事業補助費	五三、六八四	教化事業補助費	五三、六八四
觀光事業補助費	三八五、九四〇	觀光事業補助費	三八五、九四〇



歲歲	災島土	部島產	教幼恩	恩恩	第三節
山山	勢地	落榮	育稚財	賜財	歲
時時	害調調	改善獎	會園慈	園獎	
山部	查查	助助	勸勸	會會	出
總合	計費費費	助金金	助助助	會會	
				補助助	

四、五七六、四三六	二、一四三、八八九	六、四三〇	四、一〇一	一四、二五二	五五六、六〇八	四、五四六	二、〇〇〇	一、六五〇	二、六〇〇
五、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	六五〇、八二〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇



三二二

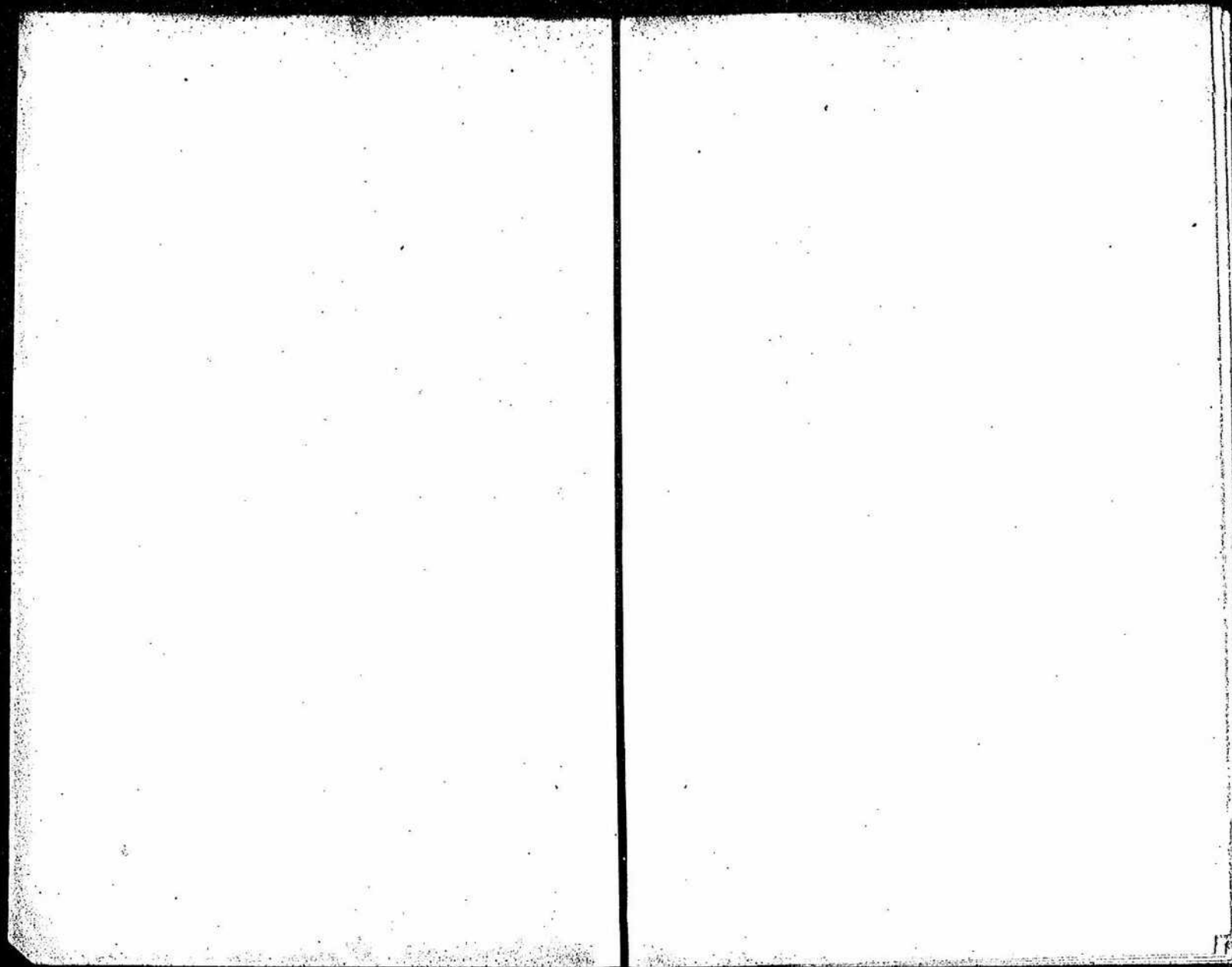
昭和七年十二月二十六日印刷  
昭和七年十二月二十八日發行

南洋廳

印刷者 東京市京橋區銀座三ノ四 佐藤保太郎

印刷所 東京市京橋區銀座三ノ四 株式會社 文祥堂





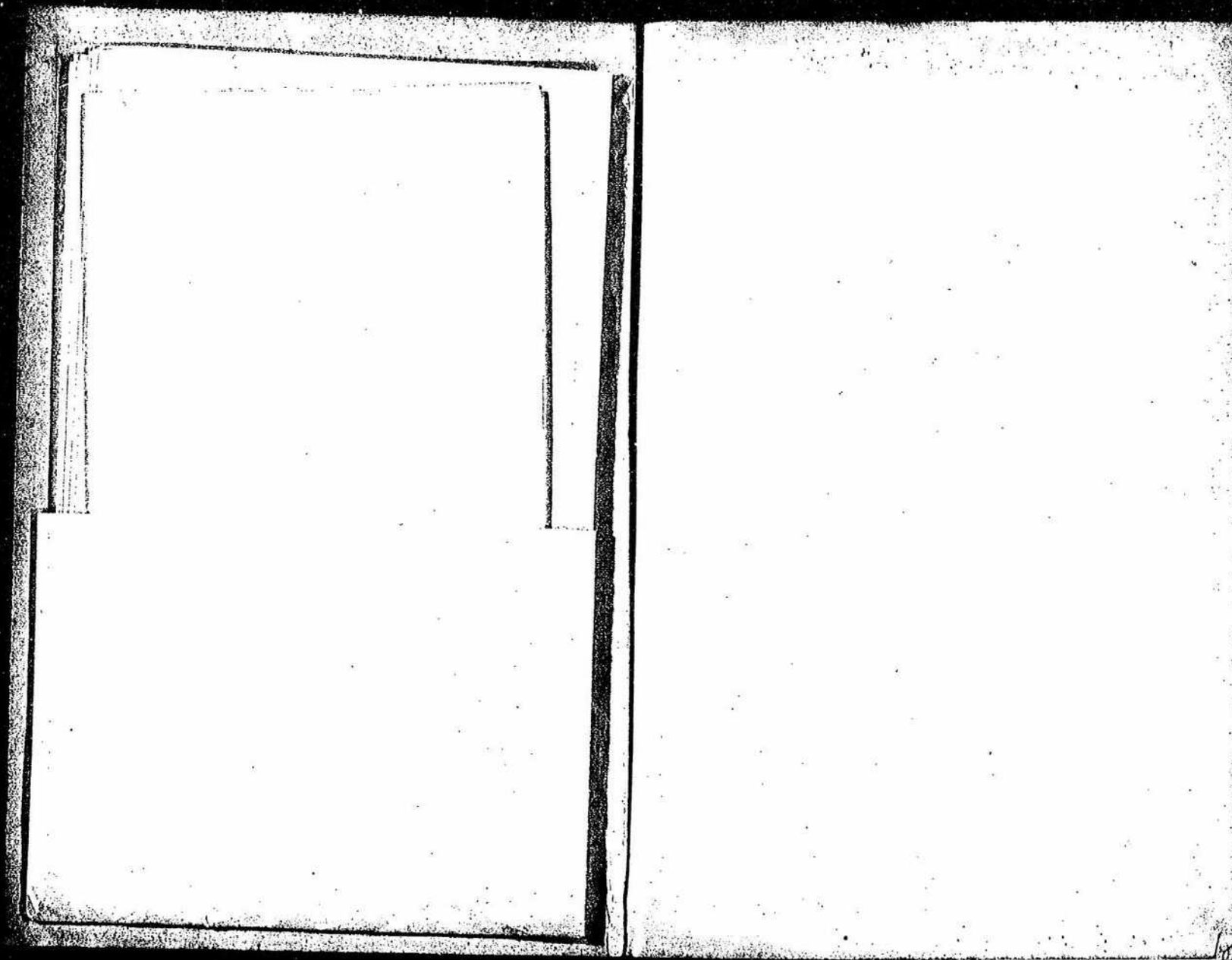
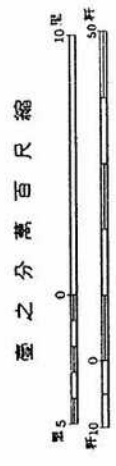


圖 島 諸 ン パ イ サ



圖 島 要 主 島 群 洋 南



例 凡

- ⊙ 燈塔
- ⊙ 港灣
- ⊙ 產業試驗場
- ⊙ 觀測所
- × 採礦所
- △ 巡査駐在所
- ⊕ 法務院
- ⊕ 公學校
- ⊕ 小醫院
- ⊕ 郵便局
- ⊕ 支店
- ⊕ 南洋廳
- ⊕ 臺

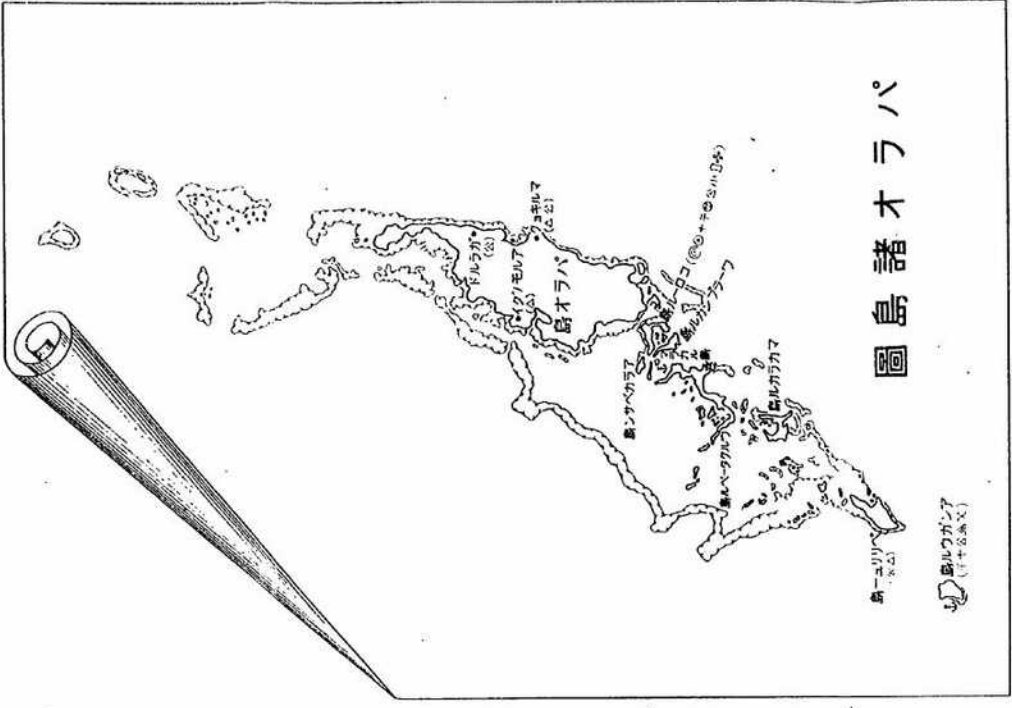


圖 島 諸 オ ラ パ

圖 島 プ ッ ヤ

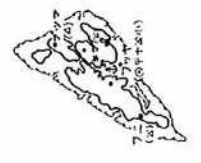


圖 島 諸 ン パ イ

島 々 口  
(18.5)

圖 断 陸

圖 島 ペ ナ ポ

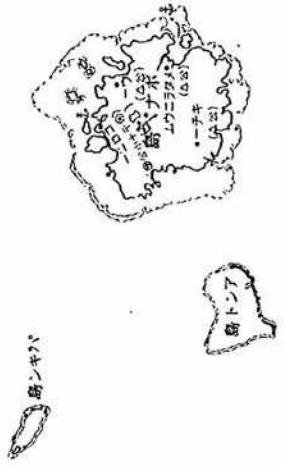


圖 島 諸 ク ッ ラ ト



圖 島 イ サ ク



圖 島 ト ー ル ヤ



裏 面 白 紙



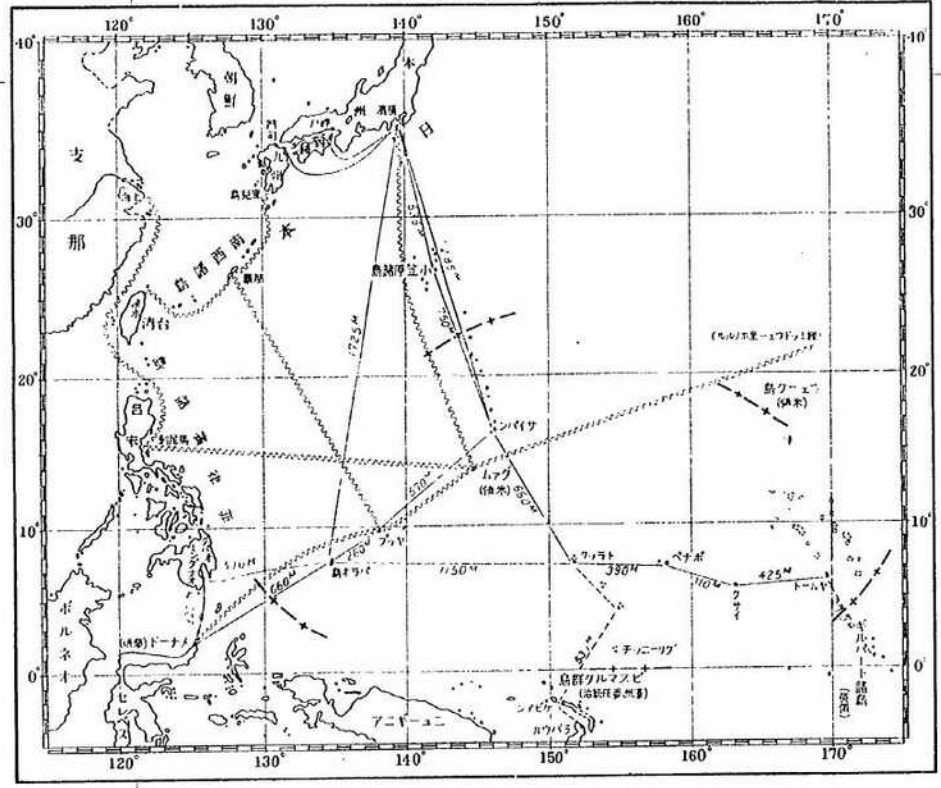
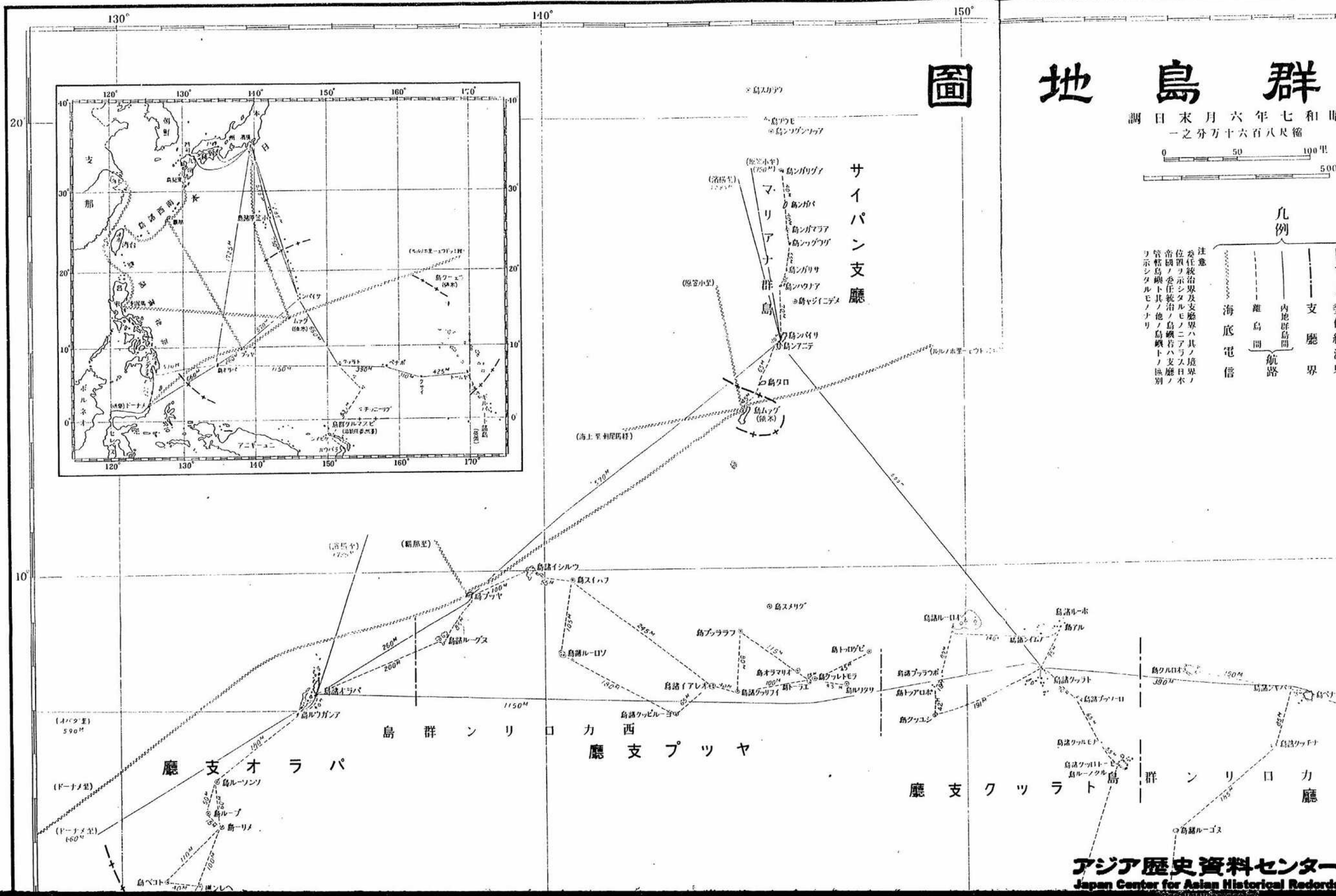
# 群島地 圖

昭和七年六月末日 調  
縮尺八十六万分之一

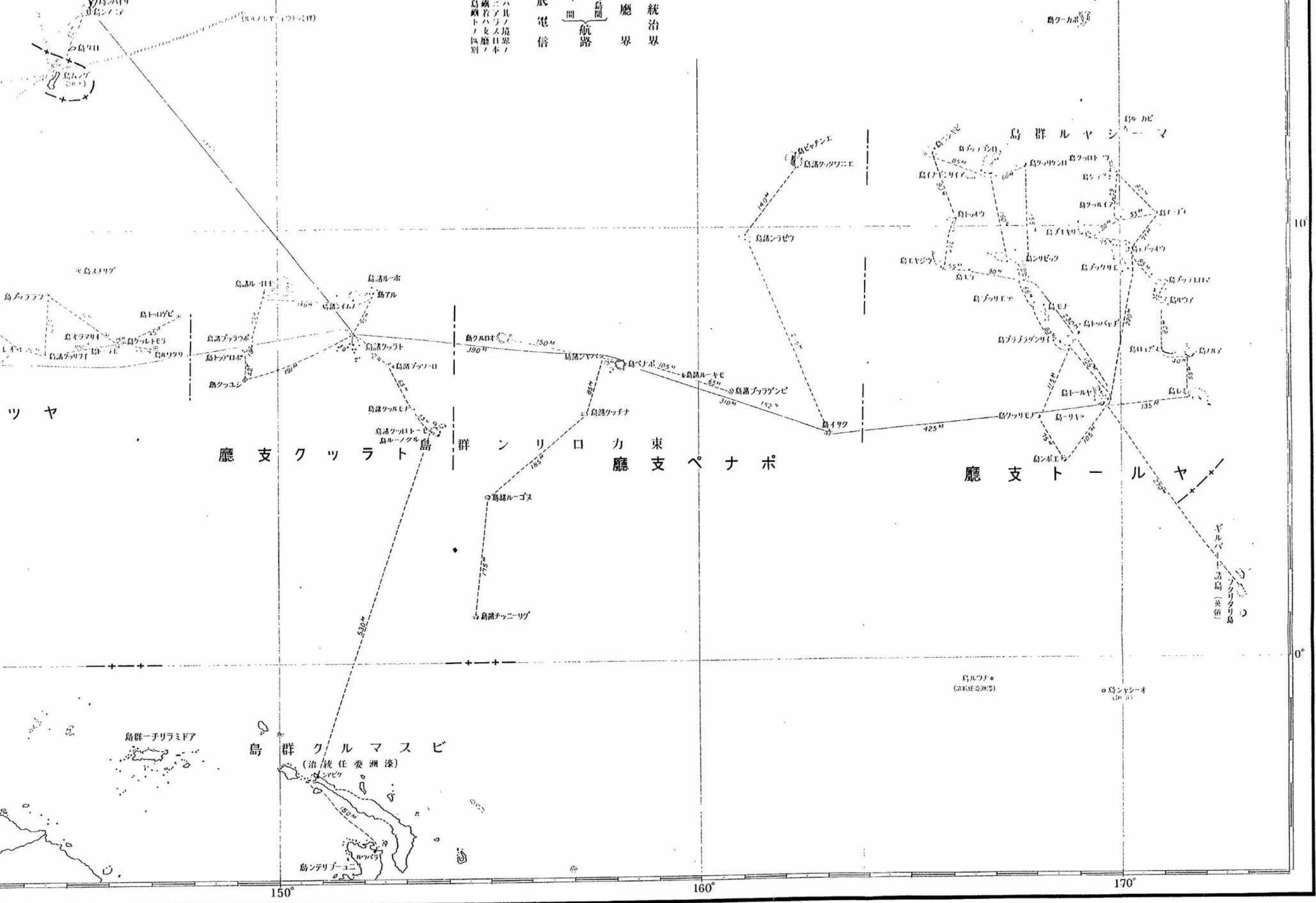


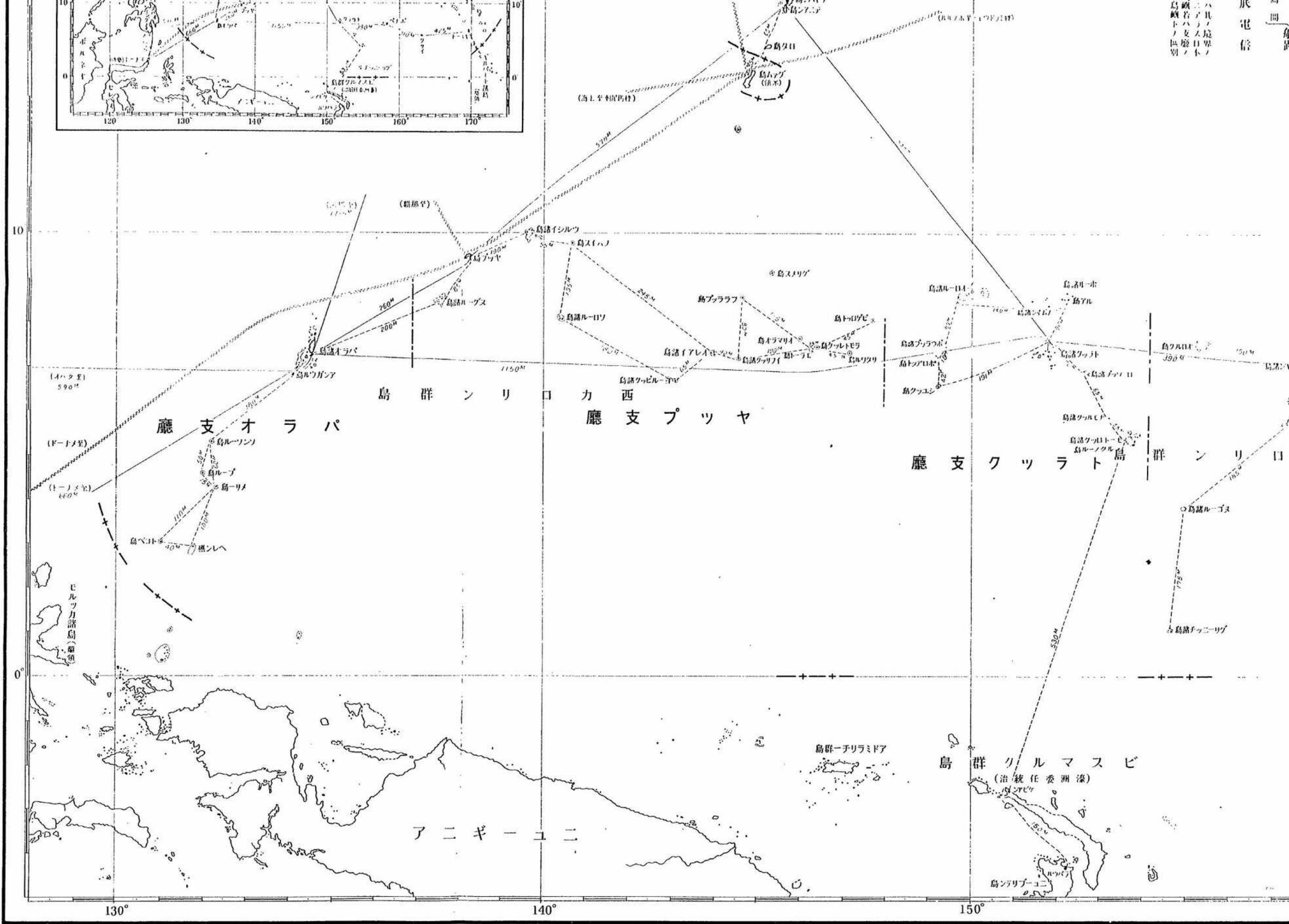
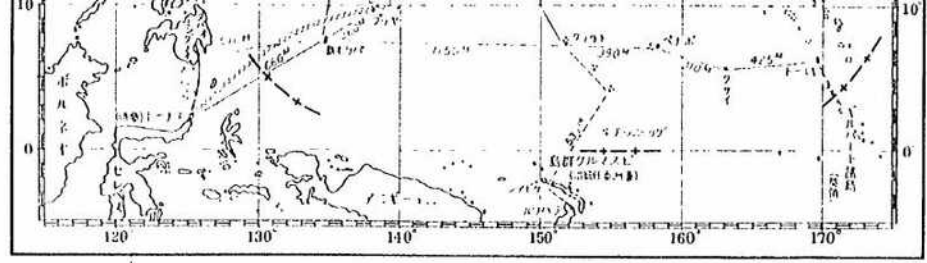
凡例

- +— 委任統治界
  - 支廳界
  - 内地群島間航路
  - 離島間航路
  - 海底電信
- 注意  
委任統治界及支廳界ハ其ノ境界ノ位置ヲ示シタルモノニアラス日本帝國ノ委任統治ノ島嶼若ハ支廳ノ管轄島嶼ト其ノ他ノ島嶼トノ區別ヲ示シタルモノナリ



統治界  
廳界  
航路  
電信  
ハ其ノ境日本ノ  
支人日界ノ  
別ノ





裏面白紙